

高等専門学校機関別認証評価

自己評価書

令和2年8月

弓削商船高等専門学校

- ・自己点検・評価結果欄の各項目のチェック欄で「・・・していない」等にチェック（■）した場合は、自己点検・評価の根拠資料・説明等欄に、その理由等を記述すること。
- ・（該当する選択肢にチェック■する。）と記載のある項目は、該当する箇所のみチェックを入れること。選択肢全てにチェックを入れる必要はない。
- ・自己点検・評価の根拠資料・説明等欄の記号は次のとおり。

◇： 明示している根拠資料については、該当資料名、資料番号を記入すること。資料は、該当箇所がわかるように（行の明示、下線や囲み線を引くなど）して、まとめて自己評価書「根拠資料編」として作成すること。資料を、ウェブサイト等で公表している場合には、ウェブサイト公表資料と付した上で、該当資料名、資料番号を記入し、そのリンク先を欄中に貼付すること。

◆： 資料等を基に自己点検・評価の項目に係る状況を記述すること。（取組や活動の内容等の客観的事実について具体的に記述し、その状況についての分析結果をその結果を導いた理由とともに記述。）記述は、できるだけ簡潔にし、分量は、200字程度を目安とすること。なお、「・・・場合は、」とあるものについては、該当する場合のみ記述すること。また、根拠資料の資料名、資料番号を記入すること。

- ・ 関係法令の略は次のとおり。

(法)学校教育法、(施)学校教育法施行規則、(設)高等専門学校設置基準

I 高等専門学校の現況及び特徴

(1) 現況	
1. 高等専門学校名	弓削商船高等専門学校
2. 所在地	愛媛県越智郡上島町
3. 学科等の構成	準学士課程：商船学科、電子機械工学科、情報工学科 専攻科課程：海上輸送システム工学専攻、生産システム工学専攻
4. 認証評価以外の 第三者評価等の状況	特例適用専攻科（専攻名：海上輸送システム工学専攻、生産システム工学専攻） J A B E E 認定プログラム（専攻名： ） その他 （商船学科：登録船舶職員養成施設及び海技免許講習実施機関、登録電子海図表示装置講習機関、 STCW条約第Ⅰ章第8規則に基づく資質基準外部監査、無線従事者長期型養成施設（第一級海上特殊無線技士） 電子機械工学科：無線従事者長期型養成施設（第二級海上特殊無線技士、第二級陸上特殊無線技士））
5. 学生数及び教員数 （評価実施年度の5月1日現在）	学生数：674人 教員数：専任教員52人 助手数：0人
(2)特徴	
1. 沿革概要 弓削商船高等専門学校（以下、本校という。）は、明治34年に学校組合立の弓削海員学校として設立された。以後、組合立甲種商船学校、県立商船学校、国立商船学校、国立商船高等学校と幾多の変遷を経て、昭和42年に国立弓削商船高等専門学校となった。高等専門学校昇格時は航海学科と機関学科の2学科であったが、海運界の好況を受けて昭和44年に機関学科1学級を増設した。しかし、オイルショックによる海運界の衰退と経営状態の変化により、船舶職員の求人数が大幅減となったため、陸上企業への進出を図って、昭和60年に機関学科1学級を電子機械工学科に改組した。さらに、昭和63年には、情報技術者の需要急増に 대응べく、航海学科及び機関学科を商船学科（航海コース、機関コース）及び情報工学科に改組した。このようにして、3学科体制（商船学科、電子機械工学科、情報工学科）となり、平成17年4月には専攻科の海上輸送システム工学専攻と生産システム工学専攻が設置され、現在に至っている。	

2. 本校の特徴

本校は、科学技術の急速な高度化、複合化、グローバル化を視野に入れ、「自然科学および専門技術の基礎力を身につけ、高度化かつ多様化してゆく科学技術に柔軟に対応できる人材の育成」、「身の回りの諸現象、特に海をとりまく自然・文化・歴史に好奇心を抱き、多角的に考えたり調べたりできる、独創力のある人材の育成」、「日本および世界の文化や社会に関心を持ち、国際的視野でものがみられ、しかも人間として、技術者として高い倫理観をもった人材の育成」を教育方針として掲げている。

商船学科では、豊かな教養と高度な専門技術を身に付けた海事技術者を育てることを目的としており、卒業後、口述試験に合格すれば三級海技士免許が取得できる。このような教育課程に加えて、基礎工学・実験実習・卒業研究等を卒業要件に取り入れることで、内航・外航船舶の近代化に対応している。この他、海洋に関する選択科目の導入、「船員の訓練及び資格証明並びに当直の基準に関する国際条約」への対応など、不断の改革を行っている。

電子機械工学科では、基本的な工学（機械・電気・電子・情報・システム・制御）を複合させた、いわゆるメカトロニクス時代に対応できる教育を行っており、専門知識を持ち、かつ技術の対象をトータルシステムとして捉える広い視野を備えた技術者を育成している。

情報工学科では、情報処理及びその利用技術に関する専門知識を教授することで、幅広い見識と創造力を持った実践的情報技術者を育成している。また、立地環境を生かして、海洋関連の授業を導入し、海洋系情報の知識も習得させているのも特徴である。

本校では、複眼的素養を身に付けさせるため、商船学科だけでなく工業系2学科においても実習や卒業研究等で本校の練習船「弓削丸」を教育手段として活用しており、専攻している分野だけでなく広く他の分野（海洋科学、船の知識、人間工学等）にも好奇心を抱かせるような工夫を行っている。

また、本校の強み・特色を伸張する取組として、平成30年度から「離島工学に基づく防災・減災に精通したIoT技術者育成プログラム」を実施しており、カリキュラムにも盛り込んでいる。本校が所在する弓削島は、本校の学生・教職員が弓削島の人口の20%を占めるという特異な離島であり、過疎化、少子高齢化に起因するいろいろな課題を抱えている。このような離島の抱える課題を地域コミュニティと連携し工学的視点から解決すること（「離島工学」と定義）をベースとして、情報科学技術を駆使して安全・安心を守るための防災・減災システムを構築できる能力を持つ人材の育成を目指している。また、地元自治体との連携も強化し、離島工学に基づく共同研究等を実施している。

地域連携の分野では、平成14年度に設置した地域共同研究推進センターを中心として、産業界や地域社会との連携を進めており、平成18年度には、しまなみ海道地域の企業等を中心に、本校の教育研究活動への協力と地域産業界との連携交流を深めることを目的とした弓削商船高等専門学校技術振興会が発足している。

さらに、専門的な知識を深めることだけでなく、バランスのとれた人格の形成を目的として課外活動にも力を入れており、クラブ活動のほか、ロボットコンテスト、プログラミングコンテスト、デザインコンテスト等への積極的な参加を呼びかけている。特に、プログラミングコンテストでは毎年優秀な成績を収めている。

また、本校は瀬戸内海島嶼部に位置し、かつ、海事関連産業により繁栄している「しまなみ海道」地域唯一の高等教育機関である。このような環境の下で、本校が取り組んでいる教育手段の一つとして学生寮の充実がある。生活の便だけでなく、団体生活を通して責任と規律ある基本的な生活習慣を身に付けさせることを目的としている。全教員による宿直体制は、中学校卒業年代の多感な寮生の指導を重視し、寮生の生活指導及び学習指導を教員の重要業務として位置付けている。

II 目的

1. 弓削商船高等専門学校の目的（弓削商船高等専門学校学則第1条）

本校は、教育基本法（昭和22年法律第25号）及び学校教育法（昭和22年法律第26号）に基づき、深く専門の学芸を教授し、職業に必要な能力を育成することを目的とする。

2. 教育方針（弓削商船高等専門学校教育方針・教育目標に関する規則第2条）

- （1）自然科学および専門技術の基礎力を身につけ、高度化かつ多様化してゆく科学技術に柔軟に対応できる人材の育成
- （2）身の回りの諸現象、特に海をとりまく自然・文化・歴史に好奇心を抱き、多角的に考えたり調べたりできる、独創力のある人材の育成
- （3）日本および世界の文化や社会に関心を持ち、国際的視野でものがみられ、しかも人間として、技術者として高い倫理観をもった人材の育成

3. 準学士課程の教育目標（弓削商船高等専門学校教育方針・教育目標に関する規則第3条第1項）

（1）教養教育

幅広い視野に立った総合的な判断能力、斬新な創造力を備えた実践的技術者育成のための基礎的能力の涵養と教養の育成

（2）専門教育

商船学科：船員教育を基盤にした海事総合科学を身につけた技術者の育成

電子機械工学科：ものづくりのできる実践的な技術者－計画・設計から生産・保守運用までできる技術者－の育成

情報工学科：情報リテラシー、情報工学の知識に加え、問題分析、解決能力を備えたシステム技術者の育成

4. 専攻科の目的（弓削商船高等専門学校学則第42条）

専攻科は、高等専門学校における教育の基盤の上に、精深な程度において商船及び工業に関する高度な専門的知識及び技術を教授研究し、もって広く産業の発展に寄与する人材を育成することを目的とする。

5. 専攻科課程の教育目標（弓削商船高等専門学校教育方針・教育目標に関する規則第3条第2項）

（1）海上輸送システム工学専攻

海上輸送システムや船舶機関システムに関する分野を中心とした専門的な技術を教育し、システムの運用、開発、商船学・工学的センスを身につけた実践的な海事管理技術者の育成

（2）生産システム工学専攻

機械・情報系を中心とした複合的工業分野における専門的な知識と技術を教育し、瀬戸内海地域に貢献できるものづくりやシステム開発の能力と国際感覚をもつ実践的専門技術者の育成

II 基準ごとの自己評価

基準1 教育の内部質保証システム

<p>評価の視点</p> <p>【重点評価項目】</p> <p>1-1 教育活動を中心とした学校の総合的な状況について、学校として定期的に学校教育法第109条第1項に規定される自己点検・評価を行い、その結果に基づいて教育の質の改善・向上を図るための教育研究活動の改善を継続的に行う仕組み（以下「内部質保証システム」という。）が整備され、機能していること。</p>			
<p>【重点評価項目】</p> <p>観点1-1-① 教育活動を中心とした学校の活動の総合的な状況について、学校として定期的に自己点検・評価を実施するための方針、体制等が整備され、点検・評価の基準・項目等が設定されているか。</p> <p>【留意点】</p> <p>○ 教育の活動を中心とした学校の教育研究活動の総合的な状況についての自己点検・評価の実施方針、実施体制、実施項目を分析するための観点であり、重点評価項目として位置付けている。（改善への取組については1-1-④で分析する。）</p> <p>○ 定期的に行うということは、7年以内ごとに実施する大学改革支援・学位授与機構（以下、「機構」という。）の機関別認証評価に対応した自己点検・評価以外に、計画的にモニタリング※や自己点検・評価を実施していることについて分析すること。</p> <p>※ 「モニタリング」として、教育プログラムの実施者がプログラムの現状について、定量的及び定性的なデータや情報を定期的かつ体系的に把握・追跡し、継続的に情報共有を行う作業をいう。</p> <p>○ 実施方針とは、趣旨、実施時期、実施方法、評価結果の外部検証等が定められている学校内の規定を想定している。</p> <p>○ 実施体制には、委員会や担当部署のほか、自己点検・評価における責任の所在を明記していること。なお、実施体制の「組織図」等があれば提示すること。</p> <p>○ 自己点検・評価の基準・項目には、機構の高等専門学校評価基準を活用することや、必要に応じて独自の評価の項目を設定している場合も想定される。</p> <p>○ 実施体制、評価の基準・項目等は、実施方針の中で一体的に策定している場合も想定される。</p>			
<p>関係法令 (法)第109条 (施)第166条 (設)第2条</p> <p>観点の自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）</p> <p>以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。</p> <p>■ 満たしていると判断する</p>			
自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄	備考	再掲
(1) 学校として定期的に自己点検・評価を実施するための方針を定めているか。	◇実施の方針が明示されている規程等		
■ 定めている	資料1-1-1-(1)-01 「自己点検・評価の方針等を定めた基本方針」		
(2) (1)の方針において、自己点検・評価の実施体制（委員会等）を整備しているか。	◇実施体制等がわかる資料（組織構成図、関連規程等）		
■ 整備している	資料1-1-1-(2)-01 「自己点検・評価の実施体制がわかる資料」	2. 実施体制、3. 実施項目、実施組織及び実施時期、別紙、別表	
	資料1-1-1-(2)-02 「自己点検・評価を総括する組織の体制がわかる資料」	第2条、第3条	
(3) (1)の方針において、若しくは同方針に基づいて、自己点検・評価の基準・項目等を設定しているか。	◇自己点検・評価の基準・項目等がわかる資料（関連規程等）		
■ 設定している	資料1-1-1-(3)-01 「自己点検・評価の基準・項目等がわかる資料」	3. 実施項目、実施組織及び実施時期、別表	
	資料1-1-1-(3)-02 「重点点検項目及び担当を委員会で決定していることがわかる資料」		
	資料1-1-1-(3)-03 「年度計画に掲げる事項及び担当がわかる資料」		

<p>【重点評価項目】</p> <p>観点1-1-② 内部質保証システムに基づき、根拠となるデータや資料に基づいて自己点検・評価が定期的に行われ、その結果が公表されているか。</p> <p>【留意点】</p> <p>○ 根拠となるデータや資料等とは、教育の状況について自己点検・評価を行うに当たり必要な教育活動に関する基礎的な資料のことで、本評価書の右欄に明示された各種資料を想定している。自己点検・評価に活用できるように体系的に整理しているかを分析すること。より体系的に実施するため、データブック等の策定や、IR（インスティテューショナル・リサーチ）活動として実施している場合も考えられる。</p> <p>○ 定期的に行うということは、7年以内ごとに実施する大学改革支援・学位授与機構（以下、「機構」という。）の機関別認証評価に対応した自己点検・評価以外に、計画的にモニタリング※や自己点検・評価を実施していることについて分析すること。</p> <p>※ 「モニタリング」として、教育プログラムの実施者がプログラムの現状について、定量的及び定性的なデータや情報を定期的かつ体系的に把握・追跡し、継続的に情報共有を行う作業をいう。（1-1-①の留意点の再掲。）</p> <p>○ 設定した自己点検・評価の基準・項目に基づいて、点検（分析）・評価されていること。（1-1-①(3)と関連。）</p>
--

関係法令 (法)第109条 (施)第166条 (設)第2条

観点の自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）

以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。

■ 満たしていると判断する

自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄	備考	再掲	
<p>(1) 根拠となるデータや資料等を定期的に収集・蓄積しているか。</p> <p>■ 収集・蓄積している</p>	◇収集・蓄積状況がわかる資料			
	資料1-1-2-(1)-01 「各関係組織等の資料の収集状況を確認していることがわかる資料」			
	資料1-1-2-(1)-02 「重点点検項目に係る資料の収集状況がわかる資料」	p.55		
	資料1-1-2-(1)-03 「年度計画に掲げる事項に係る資料の収集状況がわかる資料」			
	資料1-1-2-(1)-04 「年度計画に掲げる事項に係る資料の保管状況がわかる資料」			
	◇担当組織、責任体制がわかる資料			
	資料1-1-2-(1)-05 「資料収集の担当組織等がわかる資料」	4.実施方法（1）、別表		
	資料1-1-1-(3)-02 「重点点検項目及び担当を委員会で決定していることがわかる資料」			再掲
	資料1-1-1-(3)-03 「年度計画に掲げる事項及び担当がわかる資料」			再掲
<p>(2) 自己点検・評価を定期的実施しているか。</p> <p>■ 実施している</p>	◇自己点検・評価報告書等、実施状況がわかる資料（何年ごとに実施しているかがわかる資料も含む。）			
	資料1-1-2-(2)-01 「自己点検・評価の実施時期がわかる資料」	3.実施項目、実施組織及び実施時期、別表		
	資料1-1-2-(2)-02 「自己点検・評価報告書を毎年度作成・公表していることがわかる資料」	http://www.yuge.ac.jp/disclosure/self		
	◆何年ごとに実施しているかを明確にしつつ、現在の実施頻度が適切かどうか、データや資料を活用して行われているかについて、資料を基に記述する。			
	自己点検・評価は基本方針に基づき、自己点検評価委員会を中心に毎年度実施、高等専門学校評価基準に準じた事項については7年毎に実施することにしており、実施頻度は適切であると判断している。また、収集した資料を活用して自己点検・評価をしており、活用した資料は自己点検・評価報告書に掲載している。			

(3) (2)の結果を公表しているか。 ■ 公表している	◇公表状況がわかる資料（ウェブサイトのアドレスの明示でも可。） 資料1-1-2-(2)-02「自己点検・評価報告書を毎年度作成・公表していることがわかる資料」	http://www.yuge.ac.jp/disclosure/self	再掲
---------------------------------	--	---------------------------------------	----

<p>【重点評価項目】</p> <p>観点1-1-③ 学校の構成員及び学外関係者の意見の聴取が行われており、それらの結果が自己点検・評価に反映されているか。</p> <p>【留意点】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 学校の構成員及び学外関係者の意見を聴取する方法、内容、実施状況等についての分析を含め、聴取した意見がどのような形で教育の状況に関する自己点検・評価に反映されているか分析すること。 ○ 特に学外関係者からの意見聴取は、準備等に時間がかかることが想定されるため、計画的な実施が望まれる。 ○ 「第三者評価」とは、評価対象機関とは独立した第三者組織によって選定された評価者・評価項目等によって行われる評価を指す。

<p>観点の自己点検・評価結果欄（該当する口欄をチェック■）</p> <p>以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。</p> <p>■ 満たしていると判断する</p>
--

自己点検・評価結果欄（該当する口欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄	備考	再掲
(1) 自己点検・評価の実施に際して、次の各者の意見を反映するようになっているか。（該当する選択肢にチェック■する。）	◇各意見聴取の実施状況がわかる資料（実施方法、回数、意見内容の例、アンケート結果集計表等。）		
■ 教員	【教職員】		
■ 職員	資料1-1-3-(1)-01「教員の意見聴取を実施していることがわかる資料」		
■ 在学生	資料1-1-3-(1)-02「教員の意見聴取の内容がわかる資料」	訪問調査時提示資料	
■ 卒業（修了）時の学生	資料1-1-3-(1)-03「職員の意見聴取を実施していることがわかる資料」		
■ 卒業（修了）から一定年数後の卒業（修了）生	資料1-1-3-(1)-04「女性教職員の意見聴取を実施していることがわかる資料」		
■ 保護者	資料1-1-3-(1)-05「女性教職員の意見聴取の内容がわかる資料」	非公開	
■ 就職・進学先関係者	【在学生】		
	資料1-1-3-(1)-06「在学生の意見聴取（学習環境）を実施していることがわかる資料」	Q6	
	資料1-1-3-(1)-07「在学生の意見聴取（授業評価／教育・学習の達成度）を実施し、自己点検・評価していることがわかる資料」		
	資料1-1-3-(1)-08「在学生の意見聴取（満足度）を実施していることがわかる資料」	非公開	
	資料1-1-3-(1)-09「在学生の意見聴取（満足度）の内容がわかる資料」	訪問調査時提示資料	
	資料1-1-3-(1)-10「在学生の意見聴取（アドミッション・ポリシー）を実施していることがわかる資料（1/2）」	非公開	
	資料1-1-3-(1)-11「在学生の意見聴取（アドミッション・ポリシー）を実施していることがわかる資料（2/2）」	pp.75-78	
	【卒業（修了）時の学生】		
	資料1-1-3-(1)-12「卒業（修了）時の学生の意見聴取を実施していることがわかる資料」		
	【卒業（修了）から一定年数後の卒業（修了）生】		
	資料1-1-3-(1)-13「卒業（修了）生の意見聴取を実施していることがわかる資料（1/2）」		

	資料1-1-3-(1)-14 「卒業（修了）生の意見聴取を実施していることがわかる資料(2/2)」	pp.79-90	
	【保護者】		
	資料1-1-3-(1)-15 「保護者の意見聴取を実施していることがわかる資料(1/2)」	非公開	
	資料1-1-3-(1)-16 「保護者の意見聴取を実施していることがわかる資料(2/2)」	非公開	
	【就職先関係者】		
	資料1-1-3-(1)-17 「進路先関係者の意見聴取を実施していることがわかる資料」		
	◇自己点検・評価結果報告書等の該当箇所		
	資料1-1-3-(1)-18 「意見聴取の結果を自己点検・評価に反映させていることがわかる報告書の該当箇所」	pp.36-39、pp.75-90	
(2) 自己点検・評価の実施において、聴取された意見の評価結果及び他の様々な評価の結果等を踏まえて行っているか。（該当する選択肢にチェック■する。）	◇各評価結果等を踏まえて自己点検・評価が行われていることを示す報告書等の該当箇所		
【在学生の意見聴取】	【在学生の意見聴取】		
■ 学習環境に関する評価	資料1-1-3-(2)-01 「在学生の意見聴取（学習環境）の結果を踏まえて自己点検・評価を実施していることがわかる資料」		
■ 学生による授業評価	資料1-1-3-(2)-02 「在学生の意見聴取（授業評価）の結果を踏まえて自己点検・評価を実施していることがわかる資料」	pp.50-51	
■ 学生による教育・学習の達成度に関する評価（進級時等、卒業（修了）前の評価）	資料1-1-3-(1)-07 「在学生の意見聴取（授業評価／教育・学習の達成度）を実施し、自己点検・評価していることがわかる資料」		再掲
■ 学生による満足度評価（進級時等、卒業（修了）前の評価）	資料1-1-3-(2)-03 「在学生の意見聴取（満足度）の結果を踏まえて自己点検・評価を実施していることがわかる資料」	非公開	
■ その他	■ その他（アドミッション・ポリシー）		
	資料1-1-3-(2)-04 「在学生の意見聴取（アドミッション・ポリシー）の結果を踏まえて自己点検・評価を実施していることがわかる資料」		
	資料1-1-3-(2)-05 「在学生の意見聴取（アドミッション・ポリシー）の結果を自己点検・評価に反映させていることがわかる報告書の該当箇所」	p.36	
	入学した学生がアドミッション・ポリシーに合致しているかアンケート調査をして分析・評価を実施している。		
【卒業（修了）時の意見聴取】	【卒業（修了）時の意見聴取、卒業（修了）後の意見聴取】		
■ 卒業（修了）時の学生による教育・学習の達成度に関する評価	資料1-1-3-(2)-06 「卒業（修了）時の学生、卒業（修了）後の学生、進路先関係者の意見聴取の結果から学習・教育の成果を把握・分析していることがわかる資料」		
■ 卒業（修了）時の学生による満足度評価	資料1-1-3-(2)-07 「卒業（修了）時の学生、卒業（修了）後の学生、進路先関係者の意見聴取の結果から学習・教育の成果を分析・評価していることがわかる資料」		
□ その他	資料1-1-3-(2)-08 「卒業（修了）後の学生の意見聴取の結果を踏まえて自己点検・評価を実施していることがわかる資料」	pp.36-39	
【卒業（修了）後の意見聴取】			
■ 卒業（修了）後の学生による学習成果の効果に関する評価			

<input checked="" type="checkbox"/> 卒業（修了）後の就職・進学先等による学生の学習成果の効果に関する評価 <input type="checkbox"/> その他			
【外部評価】 <input checked="" type="checkbox"/> 外部有識者の検証 <input checked="" type="checkbox"/> 教育活動に関する第三者評価（機関別認証評価、JABEE等。） <input type="checkbox"/> 設置計画履行状況調査 <input type="checkbox"/> その他	【外部評価】 資料1-1-3-(2)-09 「運営諮問委員の提言に対する学校の対応の検証がわかる報告書」 資料1-1-3-(2)-10 「前回の機関別認証評価における指摘事項の改善状況がわかる資料」	pp.36-41	
	◆その他の項目をチェックした場合は、当該評価の内容を記述するとともに、上記◇と同様に該当箇所を明示すること。		

【重点評価項目】
観点1-1-④ 自己点検・評価や第三者評価等の結果を教育の質の改善・向上に結び付けるような組織としての体制が整備され、機能しているか。

【留意点】

- 改善・向上のための組織体制には、委員会や担当部署のほか、改善・向上の取組のための責任の所在が明確になっていること。組織図等があれば提示すること。
- 1-1-①-(2)と同じ組織体制を充てる場合であっても、自己点検・評価の実施と改善・向上の取組の両方の役割をそれぞれ明確に規程等で整理できているかを分析すること。
- 第三者評価等とは、機構が実施する機関別認証評価や、JABEE（日本技術者教育認定機構）によるJABEE認定プログラムの認定、機構が実施する特例適用専攻科の認定等のほか、第三者評価ではない、自己点検・評価の外部有識者による検証を含み、外部者が検証・評価した結果等の全てを想定しており、そこで指摘された改善事項等への対応を事例として想定している。

観点の自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）

以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。

満たしていると判断する

自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄	備考	再掲
(1) 自己点検・評価や第三者評価等の結果を教育の質の改善・向上に結び付けるような体制が整備されているか。 <input checked="" type="checkbox"/> 整備されている	◇実施体制がわかる資料（組織相互関連図、関連規程、議事要旨、活動記録等） 資料1-1-4-(1)-01 「自己点検・評価の結果を教育の質の改善・向上に結び付ける体制がわかる資料」 学内の実施体制図による自己点検・評価のほか、自己点検・評価の結果による課題等を外部有識者で組織する運営諮問会議に諮問し、諮問に対する運営諮問会議委員からの提言により、改善に向けた取組を行い、翌年度の運営諮問会議で報告を行っている。	6.点検・評価結果の活用、別紙、別表	
(2) 前回の機関別認証評価における評価結果について、「改善を要する点」として指摘された事項への対応をしているか。 <input checked="" type="checkbox"/> 対応している	◇対応状況がわかる資料 資料1-1-3-(2)-10 「前回の機関別認証評価における指摘事項の改善状況がわかる資料」		再掲

(3)(2)以外で、実際に、自己点検・評価や第三者評価等の結果に基づいて改善に向けた取組を行っているか。 ■ 改善に向けた取組を行っている	◇自己点検・評価結果報告書や第三者評価等の該当箇所		
	資料1-1-4-(3)-01 「諮問に対する提言がわかる報告書」	pp.1-29	
	資料1-1-4-(3)-02 「提言に対する学校の取組がわかる資料」	pp.36-42	
	◇評価結果を受けた改善の取組がわかる資料		
	資料1-1-4-(3)-01 「諮問に対する提言がわかる報告書」	pp.1-29	再掲
	資料1-1-4-(3)-02 「提言に対する学校の取組がわかる資料」	pp.36-42	再掲
毎年自己点検・評価を行っており、その結果による課題等を外部有識者で組織する運営諮問会議に諮問している。その諮問に対する運営諮問会議委員からの提言により、改善に向けた取組を行い、翌年度の運営諮問会議で報告を行っている。			

1-1 特記事項 この評価の視点の内容に関して、「観点」のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、記入すること。

該当なし

評価の視点

1-2 準学士課程、専攻科課程それぞれについて、卒業（修了）の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）、教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）、入学者の受入れに関する方針（アドミッション・ポリシー）（以下「三つの方針」という。）が学校の目的を踏まえて定められていること。

（準学士課程）

観点1-2-① 準学士課程の卒業の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）が学校の目的を踏まえて明確に定められているか。

【留意点】

- ガイドラインとは、下記関係法令に示す平成28年3月31日に決定されたガイドラインのことをいう。
- 「卒業の認定に関する方針」（ディプロマ・ポリシー）については、ガイドラインの3ページ上段の基本的な考え方や、同5ページ下半分の三つのポリシー相互の関係、同6ページのディプロマ・ポリシーについて等、ガイドラインの内容を参照の上、適切に定められていることを分析すること。
- 教育する立場からみた教えるべき内容ではなく、教育を受ける側（＝学習者＝学生）の立場に立って「何を身に付け、何ができるようになったか」という学習の成果が明確にわかる、具体的な内容となっていることを分析すること。
- 学校教育法施行規則第172条の2第1項第1号の規定により学校の目的を、高等専門学校設置基準第3条の規定により学科ごとの目的を、それぞれ定めることが義務付けられており（本評価書のII目的に記載するもの。）、それぞれの目的と卒業の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）が、内容的に齟齬がないなど整合性を有していることを分析すること。
- 卒業の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）の策定の単位は、準学士課程全体で一つのポリシーを定めることや、学科ごとに定めることが考えられるところであり、学校・学科の目的や教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）との整合性を踏まえて、学校ごとに策定単位を明確にすることが求められる。

関係法令 (法)第117条 (施)第165条の2 (設)第17条第3～6項、第17条の2、第17条の3、第18条、第19条、第20条

「卒業認定・学位授与の方針」（ディプロマ・ポリシー）、「教育課程編成・実施の方針」（カリキュラム・ポリシー）及び「入学者受入れの方針」（アドミッション・ポリシー）の策定及び運用に関するガイドライン（平成28年3月31日中央教育審議会大学分科会大学教育部会）

観点の自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）			
以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。			
■ 満たしていると判断する			
自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄	備考	再掲
(1) ガイドライン等を踏まえ、卒業の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）を定めているか。（該当する選択肢にチェック■する。） <input type="checkbox"/> 準学士課程全体として定めている <input checked="" type="checkbox"/> 学科ごとに定めている <input type="checkbox"/> その他	◇策定した卒業の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）		
	資料1-2-1-(1)-01 「準学士課程のディプロマ・ポリシー」	http://www.yuge.ac.jp/school-guide/policy	
(2) 卒業の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）が、「何ができるようになるか」に力点を置いたものであり、かつ準学士課程全体、各学科の目的（本評価書IIに記載したもの。）と整合性を有しているか。 <input checked="" type="checkbox"/> 整合性を有している			
(3) 卒業の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）の中で、学生が卒業時に身に付ける学力、資質・能力、並びに、養成しようとする人材像等の内容を明確に示しているか。 <input checked="" type="checkbox"/> 示している	◆その他の項目をチェックした場合は、策定単位を具体的に記述する。		
観点1-2-② 準学士課程の教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）が、卒業の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）と整合性を持ち、学校の目的を踏まえて明確に定められているか。			
【留意点】			
<input type="checkbox"/> ガイドラインとは、下記関係法令に示す平成28年3月31日に決定されたガイドラインのことをいう。			
<input type="checkbox"/> 教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）については、ガイドラインの3ページ上段の基本的な考え方や、同5ページ下半分の三つのポリシー相互の関係、同6ページカリキュラム・ポリシーについて等、ガイドラインの内容を参照の上、適切に定められていることを分析すること。			
<input type="checkbox"/> 特に、教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）は学校教育法施行規則第165条の2第2項において、卒業の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）と整合性を有して定めることが求められていることから、両ポリシーの内容が整合的であることを分析すること。			
<input type="checkbox"/> 教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）の策定の単位は、準学士課程全体又は学科ごとに定めることが想定される場所であり、学校・学科の目的や卒業の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）との整合性を踏まえて、学校ごとに策定単位を明確にすることが求められる。（卒業の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）と策定単位が一致していることが原則であると想定されるが、各高等専門学校の判断で策定単位を一致させていないことも想定されることから、整合性を分析する際には、形式的に留まらず内容的整合性を分析することが求められる。）			
<input type="checkbox"/> （3）の選択肢のうち、「その他」以外のものについては、教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）に必ず含むものとして想定している。			
関係法令（施）第165条の2（設）第15条、第16条、第17条（第7項）、第17条の2			
「卒業認定・学位授与の方針」（ディプロマ・ポリシー）、「教育課程編成・実施の方針」（カリキュラム・ポリシー）及び「入学者受入れの方針」（アドミッション・ポリシー）の策定及び運用に関するガイドライン（平成28年3月31日中央教育審議会大学分科会大学教育部会）			
観点の自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）			
以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。			
<input checked="" type="checkbox"/> 満たしていると判断する			

自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄	備考	再掲
<p>(1) ガイドライン等を踏まえ、教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）を定めているか。（該当する選択肢にチェック■する。）</p> <p><input type="checkbox"/> 準学士課程全体として定めている</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 学科ごとに定めている</p> <p><input type="checkbox"/> その他</p>	<p>◇策定した教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）</p> <p>資料1-2-2-(1)-01 「準学士課程のカリキュラム・ポリシー」</p>	<p>http://www.yuge.ac.jp/school-guide/policy</p>	
<p>(2) 教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）は、卒業の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）との整合性を有しているか。</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 整合性を有している</p>	<p>◆その他の項目をチェックした場合は、策定単位を具体的に記述する。</p>		
<p>(3) 教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）は、どのような内容を含んでいるか。（該当する選択肢にチェック■する。）</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> どのような教育課程を編成するかを示している</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> どのような教育内容・方法を実施するかを示している</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 学習成果をどのように評価するかを示している</p> <p><input type="checkbox"/> その他</p>	<p>◆その他の項目をチェックした場合は、その内容を列記し、その状況がわかる資料を提示する。</p>		
<p>観点1-2-③ 準学士課程の入学者の受入れに関する方針（アドミッション・ポリシー）が学校の目的を踏まえて明確に定められているか。</p> <p>【留意点】</p> <p>○ ガイドラインとは、下記関係法令に示す平成28年3月31日に決定されたガイドラインのことをいう。</p> <p>○ 入学者の受入れに関する方針（アドミッション・ポリシー）については、ガイドラインの3ページ上段の基本的な考え方や、同5ページ下半分の三つのポリシー相互の関係、同6ページのアドミッション・ポリシーについて等、ガイドラインの内容を参照の上、適切に定められていることを分析すること。</p> <p>○ 入学者の受入れに関する方針（アドミッション・ポリシー）の策定の単位は、準学士課程全体で1つのポリシーを定めることが考えられるが、学科ごとに定めることも可能である。</p> <p>○ 入学者の受入れに関する方針（アドミッション・ポリシー）には、「入学者選抜の基本方針」と「求める学生像（受け入れる学生に求める学習成果を含む。）」の両方を定めているかを分析すること。なお、受け入れる学生に求める学習成果として、「学力の3要素」に沿った成果の内容が明示されていることを分析すること。</p> <p>○ 「学力の3要素」とは、1知識・技能、2思考力・判断力・表現力等の能力、3主体性を持って多様な人々と協働して学ぶ態度のことである。</p>			
<p>関係法令（法）第57条、第118条（施）第165条の2</p> <p>「卒業認定・学位授与の方針」（ディプロマ・ポリシー）、「教育課程編成・実施の方針」（カリキュラム・ポリシー）及び「入学者受入れの方針」（アドミッション・ポリシー）の策定及び運用に関するガイドライン（平成28年3月31日中央教育審議会大学分科会大学教育部会）</p>			
<p>観点の自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）</p> <p>以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 満たしていると判断する</p>			

自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄	備考	再掲
<p>(1)ガイドライン等を踏まえ、入学者の受入れに関する方針（アドミッション・ポリシー）を定めているか。（該当する選択肢にチェック■する。）</p> <p><input type="checkbox"/> 準学士課程全体として定めている</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 学科ごとに定めている</p> <p><input type="checkbox"/> その他</p>	<p>◇策定した入学者の受入れに関する方針（アドミッション・ポリシー）</p> <p>資料1-2-3-(1)-01 「準学士課程のアドミッション・ポリシー」</p>	<p>http://www.yuge.ac.jp/school-guide/policy</p>	
<p>(2)入学者の受入れに関する方針（アドミッション・ポリシー）は、学校の目的や学科の目的（本評価書IIに記載したもの。）、卒業の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）、教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）を踏まえて策定しているか。</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 目的・方針等を踏まえて策定している</p>			
<p>(3)入学者の受入れに関する方針（アドミッション・ポリシー）には、「入学者選抜の基本方針」を明示しているか。</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 明示している</p>			
<p>(4)入学者の受入れに関する方針（アドミッション・ポリシー）には、「求める学生像（受け入れる学生に求める学習成果を含む。）」を明示しているか。</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 明示している</p>			
<p>(5) 受け入れる学生に求める学習成果には「学力の3要素」に係る内容が含まれているか。</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 含まれている</p>	<p>◆その他の項目をチェックした場合は、策定単位を具体的に記述する。</p>		
<p>（専攻科課程）</p> <p>観点1-2-④ 専攻科課程の修了の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）が学校の目的を踏まえて明確に定められているか。</p> <p>【留意点】</p> <p>○ 観点1-2-①の留意点に準ずるものとする。</p>			
<p>関係法令（法）第119条第2項（施）第165条の2（設）第17条第3～6項、第17条の2、第17条の3、第18条、第19条、第20条</p> <p>「卒業認定・学位授与の方針」（ディプロマ・ポリシー）、「教育課程編成・実施の方針」（カリキュラム・ポリシー）及び「入学者受入れの方針」（アドミッション・ポリシー）の策定及び運用に関するガイドライン（平成28年3月31日中央教育審議会大学分科会大学教育部会）</p>			
<p>観点の自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）</p> <p>以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 満たしていると判断する</p>			

自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄	備考	再掲
(1) ガイドライン等を踏まえ、修了の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）を定めているか。（該当する選択肢にチェック■する。） <input type="checkbox"/> 専攻科課程全体として定めている <input checked="" type="checkbox"/> 専攻ごとに定めている <input type="checkbox"/> その他	◇策定した修了の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）がわかる資料		
	資料1-2-4-(1)-01 「専攻科課程のディプロマ・ポリシー」	http://www.yuge.ac.jp/school-guide/policy	
(2) 修了の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）が、「何ができるようになるか」に力点を置き、専攻科課程全体、各専攻の目的（本評価書Ⅱに記載したもの）と整合性を有しているか。 <input checked="" type="checkbox"/> 整合性を有している			
(3) 修了の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）の中で、学生が修了時に身に付ける学力、資質・能力、並びに、養成しようとする人材像等の内容を明確に示しているか。 <input checked="" type="checkbox"/> 示している	◆その他の項目をチェックした場合は、策定単位を具体的に記述する。		

観点1-2-⑤ 専攻科課程の教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）が、修了の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）と整合性を持ち、学校の目的を踏まえて明確に定められているか。

【留意点】

○ 観点1-2-②の留意点に準ずるものとする。

関係法令（施）第165条の2（設）第15条、第16条、第17条（第7項）、第17条の2
「卒業認定・学位授与の方針」（ディプロマ・ポリシー）、「教育課程編成・実施の方針」（カリキュラム・ポリシー）及び「入学者受入れの方針」（アドミッション・ポリシー）の策定及び運用に関するガイドライン（平成28年3月31日中央教育審議会大学分科会大学教育部会）

観点の自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）

以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。

満たしていると判断する

自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄	備考	再掲
(1) ガイドライン等を踏まえ、教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）を定めているか。（該当する選択肢にチェック■する。） <input type="checkbox"/> 専攻科課程全体として定めている <input checked="" type="checkbox"/> 専攻ごとに定めている <input type="checkbox"/> その他	◇策定した教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）がわかる資料		
	資料1-2-5-(1)-01 「専攻科課程のカリキュラム・ポリシー」	http://www.yuge.ac.jp/school-guide/policy	

<p>(2) 教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）は、修了の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）との整合性を有しているか。</p> <p>■ 整合性を有している</p>	<p>◆その他の項目をチェックした場合は、策定単位を具体的に記述する。</p>		
<p>(3) 教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）は、どのような内容を含んでいるか。（該当する選択肢にチェック■する。）</p> <p>■ どのような教育課程を編成するかを示している</p> <p>■ どのような教育内容・方法を実施するかを示している</p> <p>■ 学習成果をどのように評価するかを示している</p> <p>□ その他</p>	<p>◆その他の項目をチェックした場合は、その内容を列記し、その状況がわかる資料を提示する。</p>		
<p>観点1-2-⑥ 専攻科課程の入学者の受入れに関する方針（アドミッション・ポリシー）が学校の目的を踏まえて明確に定められているか。</p> <p>【留意点】</p> <p>○ 観点1-2-③の留意点に準ずるものとする。</p>			
<p>関係法令（法）第119条第2項(施)第165条の2、第177条 「卒業認定・学位授与の方針」（ディプロマ・ポリシー）、「教育課程編成・実施の方針」（カリキュラム・ポリシー）及び「入学者受入れの方針」（アドミッション・ポリシー）の策定及び運用に関するガイドライン（平成28年3月31日中央教育審議会大学分科会大学教育部会）</p>			
<p>観点の自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）</p> <p>以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。</p> <p>■ 満たしていると判断する</p>			
<p>自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）</p>	<p>自己点検・評価の根拠資料・説明等欄</p>	<p>備考</p>	<p>再掲</p>
<p>(1) ガイドライン等を踏まえ、入学者の受入れに関する方針（アドミッション・ポリシー）を定めているか。（該当する選択肢にチェック■する。）</p> <p>□ 専攻科課程全体として定めている</p> <p>■ 専攻ごとに定めている</p> <p>□ その他</p>	<p>◇策定した入学者の受入れに関する方針（アドミッション・ポリシー）</p> <p>資料1-2-6-(1)-01 「専攻科課程のアドミッション・ポリシー」</p>	<p>http://www.yuge.ac.jp/school-guide/policy</p>	
<p>(2) 入学者の受入れに関する方針（アドミッション・ポリシー）は、学校の目的や専攻科課程の目的（本評価書IIに記載したもの）、修了の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）、教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）を踏まえて策定しているか。</p> <p>■ 目的・方針等を踏まえて策定している</p>			

<p>(3)入学者の受入れに関する方針（アドミッション・ポリシー）には、「入学者選抜の基本方針」を明示しているか。</p> <p>■ 明示している</p>			
<p>(4)入学者の受入れに関する方針（アドミッション・ポリシー）には、「求める学生像（受け入れる学生に求める学習成果を含む。）」を明示しているか。</p> <p>■ 明示している</p>			
<p>(5) 受け入れる学生に求める学習成果には「学力の3要素」に係る内容が含まれているか。</p> <p>■ 含まれている</p>			
	<p>◆その他の項目をチェックした場合は、策定単位を具体的に記述する。</p>		
<p>1-2 特記事項 この評価の視点の内容に関して、「観点」のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、記入すること。</p>			
<p>該当なし</p>			
<p>評価の視点</p> <p>1-3 学校の目的及び三つの方針が、社会の状況等の変化に応じて適宜見直されていること。</p>			
<p>観点1-3-① 学校の目的及び三つの方針が、社会の状況等の変化に応じて適宜見直されているか。</p> <p>【留意点】</p> <p>○ (2)の点検の実施については、改組転換といった教育組織の見直しや教育課程の充実（外国語科目の充実や、実務教育科目の充実等。）により、三つの方針の全体若しくはいずれかの見直しを行っていることについて、分析すること。</p>			
<p>関係法令 (法)第109条 (施)第166条 (設)第2条</p>			
<p>観点の自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）</p> <p>以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。</p> <p>■ 満たしていると判断する</p>			
<p>自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）</p>	<p>自己点検・評価の根拠資料・説明等欄</p>	<p>備考</p>	<p>再掲</p>
<p>(1) 学校の目的及び三つの方針について、社会の状況等を把握し、適宜点検する体制となっているか。</p> <p>■ なっている</p>	<p>◇点検を行う体制がわかる資料（関連規定等、三つの方針の内容を点検し、必要に応じて見直すことについて定めているもの。）</p> <p>資料1-3-1-(1)-01 「学校の目的及び三つの方針について点検を行う体制がわかる資料」</p>	<p>別表</p>	

(2) 学校の目的及び三つの方針について、社会の状況等を把握し、適宜点検しているか。 ■ 点検して、改定している	◇点検の実情に関する資料（実績）		
	資料1-3-1-(2)-01 「準学士課程のカリキュラム・ポリシーについて点検・改正を行っていることがわかる資料」		
	資料1-3-1-(2)-02 「専攻科課程のカリキュラム・ポリシーについて点検・改正を行っていることがわかる資料」		

1-3 特記事項 この評価の視点の内容に関して、「観点」のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、記入すること。

該当なし			

基準 1

優れた点

該当なし			

改善を要する点

該当なし			

基準2 教育組織及び教員・教育支援者等

<p>評価の視点</p> <p>2-1 学校の教育に係る基本的な組織構成が、学校の目的に照らして適切なものであること。また、教育活動を展開する上で必要な運営体制が適切に整備され、機能していること。</p>			
<p>観点2-1-① 学科の構成が、学校の目的に照らして、適切なものとなっているか。</p> <p>【留意点】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 準学士課程の目的と卒業の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）において、全ての学科に係る記述が明確になっていることを分析すること。 ○ 学科ごとの目的が、高等専門学校設置基準の規定に適合しているかどうかとともに、本評価書Ⅱに記載した学校の目的に適合しているかについて分析すること。 			
<p>関係法令 (法)第116条 (設)第4条、第4条の2、第5条、第27条の3</p>			
<p>観点の自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）</p> <p>以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。</p> <p>■ 満たしていると判断する</p>			
自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄	備考	再掲
<p>(1) 学科の構成が学校の目的（本評価書Ⅱに記載したもの。）及び卒業の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）と整合性がとれているか。</p> <p>■ 整合性がとれている</p>	<p>◆学校の目的及び卒業の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）と整合性を有した学科の構成となっていることについて、資料を基に記述する。</p> <p>資料2-1-1-(1)-01 「学校の目的及び学科の構成がわかる資料」</p>	第1条、第7条	
	<p>資料2-1-1-(1)-02 「教育方針及び学科等ごとの教育目標がわかる資料」</p>	第2条、第3条第1項	
	<p>資料1-2-1-(1)-01 「準学士課程のディプロマ・ポリシー」</p>	http://www.yuge.ac.jp/school-guide/policy	再掲
	<p>資料2-1-1-(1)-03 「準学士課程の教育課程表」</p>	別表第1、2	
	<p>資料2-1-1-(1)-04 「船舶職員教育機関図」</p>	p.42	
	<p>本校の目的は学則第1条で規定されており、学科の構成は同じく学則第7条で規定されている（資料2-1-1-(1)-01）。また、本校の教育方針や各学科ごとの教育目標は「弓削商船高等専門学校教育方針・教育目標に関する規則」（資料2-1-1-(1)-02）で規定されている。各学科では、それぞれ教育目標に基づいてディプロマ・ポリシー（資料1-2-1-(1)-01）を定めており、学校の目的及び卒業の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）と整合性を有した学科の構成となっている。</p>		
<p>観点2-1-② 専攻の構成が、学校の目的に照らして、適切なものとなっているか。</p> <p>【留意点】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 専攻科課程の目的と修了の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）において、全ての専攻に係る記述が明確になっていることを分析すること。 ○ 専攻ごとの目的が、学校教育法の規定に適合しているかどうかについて分析すること。 			
<p>関係法令 (法)第119条第2項</p>			
<p>観点の自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）</p> <p>以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。</p> <p>■ 満たしていると判断する</p>			

自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄	備考	再掲
(1) 専攻の構成が学校の目的（本評価書Ⅱに記載したもの。）及び修了の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）と整合性がとれているか。 ■ 整合性がとれている	◇本評価書Ⅱに記載したものの以外に専攻科規程等があれば、それがわかる資料		
	資料2-1-2-(1)-01 「専攻科の目的及び構成がわかる資料」	第42条、第43条	
	資料2-1-2-(1)-02 「教育方針及び専攻ごとの教育目標がわかる資料」	第2条、第3条第2項	
	資料1-2-4-(1)-01 「専攻科課程のディプロマ・ポリシー」	http://www.yuge.ac.jp/school-guide/policy	再掲
	資料2-1-2-(1)-03 「専攻科課程の教育課程表」	別表第3、4	
	◆学校の目的及び修了の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）と整合性を有した専攻の構成となっていることについて、資料を基に記述する。 本校専攻科の目的は学則第42条で規定されており、専攻の構成は同じく学則第43条で規定されている（資料2-1-2-(1)-01）。また、本校の教育方針や専攻ごとの教育目標は「弓削商船高等専門学校教育方針・教育目標に関する規則」（資料2-1-2-(1)-02）で規定されている。各専攻では、それぞれ教育目標に基づいてディプロマ・ポリシー（資料1-2-4-(1)-01）を定めており、本校専攻科の目的及び卒業の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）と整合性を有した専攻の構成となっている。		

観点2-1-③ 教育活動を有効に展開するための検討・運営体制が整備され、教育活動等に係る重要事項を審議するなどの必要な活動が行われているか。

【留意点】なし。

観点の自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）

以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。

■ 満たしていると判断する

自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄	備考	再掲
(1) 教育活動を有効に展開するための検討・運営体制を整備しているか。 ■ 整備している	◇教育活動を有効に展開するため必要と考えられる教務・学生支援・入試等の委員会の組織体制がわかる資料（当該事項を審議するための組織の構成図、運営規程等）		
	資料2-1-3-(1)-01 「組織図」	p.4	
	資料2-1-3-(1)-02 「弓削商船高等専門学校運営委員会規則」		
	資料2-1-3-(1)-03 「弓削商船高等専門学校教員会議規則」		
	資料2-1-3-(1)-04 「弓削商船高等専門学校教務委員会規則」		
	資料2-1-3-(1)-05 「弓削商船高等専門学校厚生補導委員会規則」		
	資料2-1-3-(1)-06 「弓削商船高等専門学校就職指導委員会規則」		
	資料2-1-3-(1)-07 「弓削商船高等専門学校寮務委員会規則」		
	資料2-1-3-(1)-08 「弓削商船高等専門学校専攻科委員会規則」		
資料2-1-3-(1)-09 「弓削商船高等専門学校入学試験委員会規則」			

(2) (1)の体制の下、必要な活動を行っているか。 <input checked="" type="checkbox"/> 行っている	◇活動が行われている実績がわかる資料（当該事項の審議内容を記した会議の議事要旨等）		
	資料2-1-3-(2)-01 「会議・委員会等の開催回数わかる資料」		
	資料2-1-3-(2)-02 「平成31年度第1回運営委員会議事概要」		
	資料2-1-3-(2)-03 「平成31年度第1回教員会議議事概要」		
	資料2-1-3-(2)-04 「平成31年度第1回教務委員会議事概要」		
	資料2-1-3-(2)-05 「2019年度第1回厚生補導委員会議事概要」		
	資料2-1-3-(2)-06 「令和元年度第1回就職指導委員会議事要旨」		
	資料2-1-3-(2)-07 「平成31年度第1回寮務委員会議事概要」		
	資料2-1-3-(2)-08 「平成31年度第1回専攻科委員会議事概要」		
	資料2-1-3-(2)-09 「令和元年度第1回入学試験委員会議事概要」		
2-1 特記事項 この評価の視点の内容に関して、「観点」のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、記入すること。			
該当なし			
評価の視点 2-2 教育活動を展開するために必要な教員が適切に配置されていること。			
観点2-2-① 学校の目的を達成するために、準学士課程に必要な一般科目担当教員及び各学科の専門科目担当教員が適切に配置されているか。 【留意点】 ○ 本評価書IIに記載した学校の目的に沿って編成された教育課程を展開するために、必要な教員が配置されていることを分析すること。 （例1）目的に「国際的コミュニケーション能力を育成する」を掲げている場合、英語担当教員の配置の充実や、ネイティブスピーカーの配置の充実等。 （例2）目的に「実践的技術者を育成する」を掲げている場合、技術資格を有する者や実務経験を有する者を効果的に配置するなど。 ○ (1)(2)に関し、専任教員数には助教の数も含めることができる（助手は除く。）。 ○ (4)(5)については、非常勤講師についても分析すること。			
関係法令 (法)第120条 (設)第6条、第7条、第8条、第9条			
観点の自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■） 以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。 <input checked="" type="checkbox"/> 満たしていると判断する			

自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄	備考	再掲
(1) 一般科目担当の専任教員を法令に従い、確保しているか。 <input checked="" type="checkbox"/> 確保している	◇【別紙様式】高等専門学校現況表		
(2) 専門科目担当の専任教員を法令に従い、確保しているか。 <input checked="" type="checkbox"/> 確保している			
(3) 専門科目を担当する専任の教授及び准教授の数を法令に従い、確保しているか。 <input checked="" type="checkbox"/> 確保している			
(4) 適切な専門分野の教員が授業科目を担当しているか。 <input checked="" type="checkbox"/> 担当が適切である	◇【別紙様式】担当教員一覧表等		
(5) 適切な教員配置について専門分野以外に配慮していることがあるか。（該当する選択肢にチェック■する。） <input checked="" type="checkbox"/> 博士の学位 <input checked="" type="checkbox"/> ネイティブスピーカー（担当する言語を母国語とする） <input checked="" type="checkbox"/> 技術資格 <input checked="" type="checkbox"/> 実務経験（教育機関以外の民間企業等における勤務経験者等） <input checked="" type="checkbox"/> 海外経験 <input type="checkbox"/> その他	◆配慮事項として掲げる博士の学位、ネイティブスピーカー、技術資格、実務経験、海外経験、その他の具体的な内容について、資料を基に記述する。 ◇【別紙様式】担当教員一覧表等 資料2-2-1-(5)-01 「海外経験について配慮していることがわかる資料 (1/2) 」 資料2-2-1-(5)-02 「海外経験について配慮していることがわかる資料 (2/2) 」 教育目標を達成するため、博士の学位と技術資格（【別紙様式】担当教員一覧表）を取得すること、ならびに実務経験（【別紙様式】担当教員一覧表）と国際会議での発表を含む海外経験（資料2-2-1-(5)-01、資料2-2-1-(5)-02）を重視している。 また、非常勤のネイティブスピーカーを1名（英語）置いている（【別紙様式】担当教員一覧表）。 ◆その他の項目をチェックした場合は、具体的な配慮事項を記述する。		

観点2-2-② 学校の目的を達成するために、専攻科課程に必要な各分野の教育研究能力を有する専攻科担当教員が適切に配置されているか。

【留意点】

- 本評価書Ⅱに記載した目的や修了の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）に基づいて編成された教育課程を展開するために必要な教員が配置されていることを分析すること。
 (例) 目的に「応用開発型技術者を育成する」を掲げている場合、博士取得者、技術資格を有する者や実務経験を有する者を効果的に配置するなど。
- 本評価書Ⅰ(1)4.において、特例適用専攻科について記載した場合は、その結果を利用できる。利用する場合は、当該結果を根拠として本観点全体の判断を行うこととし、根拠理由欄に、この結果を踏まえた根拠理由を記述すること。自己点検・評価結果欄の各項目について、個別の記入は要しない。

関係法令 (法)第119条第2項

観点の自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）

以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。

■ 満たしていると判断する

（根拠理由欄）

本校専攻科は、特例適用専攻科の認定を受けており、専攻科課程に必要な各分野の教育研究能力を有する専攻科担当教員が適切に配置されていると判断する。

自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄	備考	再掲
(1) 専攻科の授業科目担当教員を適切に確保しているか。	◇【別紙様式】担当教員一覧表等		
(2) 適切な専門分野の教員が授業科目を担当しているか。	◆左記について、資料を基に記述する		
(3) 適切な研究実績・研究能力を有する教員が研究指導を担当しているか。	◇適切な研究実績・研究能力を有する教員が研究指導を担当していることがわかる資料		

観点2-2-③ 学校の目的に応じた教育研究活動の活性化を図るため、教員の年齢構成等への配慮等適切な措置が講じられているか。

【留意点】なし。

関係法令 (設)第6条第6項

観点の自己点検・評価結果欄 (該当する□欄をチェック■)

以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。

■ 満たしていると判断する

自己点検・評価結果欄 (該当する□欄をチェック■)	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄	備考	再掲
(1) 教員の配置について、教育研究水準の維持向上及び教育研究の活性化を図るため、教員の構成が特定の範囲の年齢に著しく偏ることのないよう配慮しているか。 ■ 配慮している	◇教員の年齢構成がわかる資料 (観点4-3-①の、教員組織、教員の数並びに各教員が有する学位及び業績に関する根拠資料を流用してもよい。) 資料2-2-3-(1)-01 「教員の年齢構成がわかる資料」 ◆配慮の取組について、資料を基に記述する。 学科単位ではやや不均衡がみられるが、教員の採用において年齢構成に配慮しており、学校全体としては、バランスのとれた構成となっている。		
(2) (1)以外に配慮している措置はあるか。(該当する選択肢にチェック■する。) ■ 教育経歴 ■ 実務経歴 ■ 男女比 □ その他	◇左記でチェックした項目について、実施状況がわかる資料 資料2-2-3-(2)-01 「教育経歴及び実務経歴への配慮がわかる規則」 資料2-2-3-(2)-02 「教育経歴、実務経歴、男女比に配慮していることがわかる資料」 ◆その他の項目をチェックした場合は、具体的な配慮事項を記述する。	第3条第5号、第7号	

<p>(3) 在職する教員に対して教育研究水準の維持向上及び教育研究の活性化を図るために行っている措置等はあるか。(該当する選択肢にチェック■する。)</p> <ul style="list-style-type: none"> <input checked="" type="checkbox"/> 学位取得に関する支援 <input type="checkbox"/> 任期制の導入 <input type="checkbox"/> 公募制の導入 <input checked="" type="checkbox"/> 教員表彰制度の導入 <input type="checkbox"/> 企業研修への参加支援 <input checked="" type="checkbox"/> 校長裁量経費等の予算配分 <input checked="" type="checkbox"/> ゆとりの時間確保策の導入 <input checked="" type="checkbox"/> サバティカル制度の導入 <input checked="" type="checkbox"/> 他の教育機関との人事交流 <input type="checkbox"/> その他 	◇左記でチェックした項目について、実施状況がわかる資料		
	【学位取得に関する支援】		
	資料2-2-3-(3)-01 「学位取得に関する支援がわかる資料」	第34条第1項第8号	
	資料2-2-3-(3)-02 「学位取得に関する支援の実施状況がわかる資料」		
	【教員表彰制度の導入】		
	資料2-2-3-(3)-03 「教員顕彰実施要項」		
	【校長裁量経費等の予算配分】		
	資料2-2-3-(3)-04 「校長裁量経費による予算配分実績」		
	資料2-2-3-(3)-05 「校長裁量経費（個人研究・共同研究）の募集がわかる資料」		
	資料2-2-3-(3)-06 「校長裁量経費による研究助成に係る予算配分実績」		
	教育研究水準の維持向上及び教育研究の活性化を図るため、校長裁量経費にて研究助成、外部資金の獲得、FD活動、論文国際発表等の支援を行っている。予算が限られていることから、支援する取組については毎年校長が決定している。		
	【ゆとりの時間確保策の導入】		
	資料2-2-3-(3)-07 「ゆとりの時間を確保していることがわかる資料」		
	【サバティカル制度の導入】		
	資料2-2-3-(3)-08 「内地研究員制度実施要項」		
資料2-2-3-(3)-09 「在外研究員制度実施要項」			
資料2-2-3-(3)-10 「在外研究員制度募集要項」			
資料2-2-3-(3)-11 「内地研究員及び在外研究員の派遣実績がわかる資料」			
【他の教育機関との人事交流】			
資料2-2-3-(3)-12 「教職員の出向に関する規則」			
資料2-2-3-(3)-13 「高専・両技科大間教員交流制度実施に関する要項」			
資料2-2-3-(3)-14 「教員人事交流の実績がわかる資料」			
◆その他の項目をチェックした場合は、内容を列記し、その状況がわかる資料を提示する。			
<p>2-2 特記事項 この評価の視点の内容に関して、「観点」のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、記入すること。</p>			
<p>該当なし</p>			

評価の視点			
2-3 全教員の教育研究活動に対して、学校による定期的な評価が行われていること。また、教員の採用及び昇格等に当たって、明確な基準や規定が定められ、それに従い適切な運用がなされていること。			
観点2-3-① 全教員の教育研究活動に対して、学校による定期的な評価が行われており、その結果が活用されているか。			
【留意点】なし。			
観点の自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）			
以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。			
■ 満たしていると判断する			
自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄	備考	再掲
(1) 全教員（非常勤教員を除く。）に対して校長又はその委任を受けた者による教育上の能力や活動実績に関する評価を定期的に行い、その結果を基に給与・研究費配分への反映や教員組織の見直し等の適切な取組を行う体制を整備しているか。 ■ 整備している	◇教員評価に係る規程等がわかる資料		
	資料2-3-1-(1)-01 「教員評価の結果を給与及び勤勉手当に反映させることを定めている規則」	第18条、第20条、第35条	
	資料2-3-1-(1)-02 「教員評価の結果を校長裁量経費（教育研究経費追加配分）の配分に活用していることがわかる資料」		
	資料2-2-3-(3)-03 「教員顕彰実施要項」		再掲
	◇給与や研究費配分に活用することとしているか、教員組織の見直し等に活用することとしているかがわかる資料		
	資料2-3-1-(1)-01 「教員評価の結果を給与及び勤勉手当に反映させることを定めている規則」	第18条、第20条、第35条	再掲
(2) (1)の体制の下、教員評価を実施しているか。 ■ 実施している	資料2-3-1-(1)-02 「教員評価の結果を校長裁量経費（教育研究経費追加配分）の配分に活用していることがわかる資料」		再掲
	資料2-2-3-(3)-03 「教員顕彰実施要項」		再掲

<p>(3) 把握した評価結果を基に、行っている取組はあるか。（該当する選択肢にチェック■する。）</p> <p>■ 給与における措置</p> <p>■ 研究費配分における措置</p> <p>□ 教員組織の見直し</p> <p>■ 表彰</p> <p>□ その他</p>	資料2-3-1-(3)-01 「教員評価の結果を給与及び勤勉手当に反映していることがわかる資料」	訪問調査時提示資料	
	資料2-3-1-(3)-02 「教員評価の結果を校長裁量経費（教育研究経費追加配分）の配分に反映していることがわかる資料」	非公開	
	資料2-3-1-(3)-03 「教員評価の結果を教員顕彰に活用していることがわかる資料」	訪問調査時提示資料	
	◆その他の項目をチェックした場合は、内容を列記し、その状況がわかる資料を提示する。		
	◆評価結果を具体的にどのように活用しているのか、資料を基に記述する。 毎年実施される教員の教育研究活動等の評価結果は、それぞれ評価目的に応じて、給与及び勤勉手当（資料2-3-1-(3)-01）、校長裁量経費（資料2-3-1-(3)-02）あるいは高専機構が実施している教員顕彰への推薦(資料2-3-1-(3)-03)等に活用している。		
<p>(4) 非常勤教員に対し教員評価を実施しているか。</p> <p>■ 実施している</p>	◇教員評価に係る規程等を定めた資料		
	資料2-3-1-(4)-01 「非常勤教員に対する評価の実施方法がわかる資料」	非公開	
	資料2-3-1-(4)-01にあるように、人事係から人事委員会のメンバーに評価依頼をし、その結果に基づいて人事委員会で審議することになっている。		
	◇実施していることがわかる資料		
	資料2-3-1-(4)-02 「非常勤教員の評価を実施していることがわかる資料」	訪問調査時提示資料	
	資料2-3-1-(4)-03 「非常勤教員が担当する授業の授業評価アンケート結果の一例」		
資料2-3-1-(4)-02にあるように、教員評価の結果を用いて任用更新の可否を判断している。また、資料2-3-1-(4)-03にあるように、学生による授業評価アンケートも実施している。			
<p>観点2-3-② 教員の採用や昇格等に関する基準や規定が明確に定められ、適切に運用されているか。</p> <p>【留意点】</p> <p>○ (3)の◆の自己評価において、採用や昇格等に関する規程が高等専門学校設置基準に適合することについて、採用や昇格に関して教育上の能力を考慮していることについても言及すること。</p>			
<p>関係法令 (設)第11～14条</p>			
<p>観点の自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）</p> <p>以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。</p> <p>■ 満たしていると判断する</p>			

自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄	備考	再掲
(1) 教員（非常勤教員を除く。）の採用・昇格等に関する基準を法令に従い定めているか。 <input checked="" type="checkbox"/> 定めている	◇定めている規程がわかる資料（採用・昇格に関する体制、方法、教員の資格、能力や業績に関する基準等が明記されているもの。） 資料2-3-2-(1)-01 「採用・昇格に関する体制がわかる資料 (1/2) 」 資料2-3-2-(1)-02 「採用・昇格に関する体制がわかる資料 (2/2) 」 資料2-3-2-(1)-03 「教員の選考方法がわかる資料 (1/2) 」 資料2-3-2-(1)-04 「教員の選考方法がわかる資料 (2/2) 」 資料2-3-2-(1)-05 「教員の選考基準がわかる資料」		
(2) (1)で定められている基準等では、教育上の能力等を確認する仕組みとなっているか。（該当する選択肢にチェック■する。） <input checked="" type="checkbox"/> 模擬授業の実施 <input checked="" type="checkbox"/> 教育歴の確認 <input checked="" type="checkbox"/> 実務経験の確認 <input checked="" type="checkbox"/> 海外経験の確認 <input checked="" type="checkbox"/> 国際的な活動実績の確認 <input type="checkbox"/> その他	◇実施・確認していることがわかる資料 資料2-3-2-(2)-01 「教育上の能力等を確認していることがわかる資料」 資料2-3-2-(2)-02 「模擬授業を実施していることがわかる資料」 ◆その他の項目をチェックした場合は、内容を列記し、その状況がわかる資料を提示する。		
(3) (1)の基準等に基づき、実際の採用・昇格等を行っているか。 <input checked="" type="checkbox"/> 行っている	◆左記について、採用・昇格の実績を踏まえ、資料を基に記述する。 資料2-3-2-(3)-01 「採用・昇格の実績がわかる資料」 採用や昇格については、人事委員会において、教員の選考方法や選考基準（資料2-3-2-(1)-01～05）に基づいて、高専設置基準やその他教育上の能力を考慮し（資料2-3-2-(2)-01～02）、選考している（資料2-3-2-(3)-01）。	訪問調査時提示資料	
(4) 非常勤教員の採用基準等を定めているか。 <input checked="" type="checkbox"/> 定めている	◇非常勤教員の採用基準等の規程がわかる資料 資料2-3-2-(4)-01 「非常勤教員の採用基準に係る内規」	第3条	
2-3 特記事項 この評価の視点の内容に関して、「観点」のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、記入すること。			
該当なし			
（空白行）			

評価の視点			
2-4 教員の教育能力の向上を図る取組が適切に行われていること。また、教育活動を展開するために必要な教育支援者等が適切に配置され、資質の向上を図るための取組が適切に行われていること。			
観点2-4-① 授業の内容及び方法の改善を図るための組織的な研修及び研究（ファカルティ・ディベロップメント）が、適切な方法で実施され、組織として教育の質の向上や授業の改善が図られているか。			
【留意点】なし。			
関係法令（設）第17条の4			
観点の自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）			
以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。			
■ 満たしていると判断する			
自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄	備考	再掲
(1) 学校として、授業の内容及び方法の改善を図るためにファカルティ・ディベロップメント（以下「FD」という。）を実施する体制を整備しているか。 ■ 整備している	◇関係する委員会等の組織関係図、役割と責任が把握できる資料、関連規程 資料2-4-1-(1)-01 「FDを実施する体制がわかる規則」		
	◇実施体制・実施方針・内容・方法がわかる資料 資料2-4-1-(1)-02 「FDの実施内容等がわかる資料」		
(2) 定期的にFDを実施しているか。 ■ 実施している	◇実施状況（参加状況等。）がわかる資料 資料2-4-1-(2)-01 「FD等の実施・参加状況がわかる資料」		
	資料2-4-1-(2)-02 「SPOD講演会の実施状況がわかる資料」		
	資料2-4-1-(2)-03 「新任教職員研修会の実施状況がわかる資料」		
	◇FDに関する報告書等の該当箇所等 資料2-4-1-(2)-04 「令和元年度FD実施報告」		
	資料2-4-1-(2)-05 「令和元年度SPOD内講師派遣プログラムアンケート集計結果」		
	資料2-4-1-(2)-06 「令和元年度教員相互授業参観報告書（抜粋）」		
	資料2-4-1-(2)-07 「令和元年度研究授業総括記録」		
(3) (2)のFDを実施した結果が、改善に結びついているか。 ■ 結びついている	◆FDの結果、改善に結びついた事例で組織として把握している取組について、資料を基に記述する。 資料2-4-1-(3)-01 「学生による授業評価アンケートにより改善が図られた事例」		
	資料2-4-1-(3)-02 「教員相互授業参観が改善に結び付いた事例」		
	毎年、学生による授業評価アンケートを実施し、校内において公開している。その中で、全教員が自身の評価結果についてコメントを記入するとともに、振り返りをとおして授業改善に取り組んでいる。 また、教員相互授業参観では、授業に関するアドバイスや自らの気づきを報告書に記入する仕組みになっており、相互の授業改善に結びついている。		

<p>観点2-4-② 学校における教育活動を展開するために必要な事務職員、技術職員等の教育支援者等が適切に配置されているか。</p> <p>【留意点】 <input type="radio"/> 助手を配置している場合には、組織、人数、支援内容等の配置状況がわかる資料を提示すること。</p> <p>関係法令 (法)第37条第14項、第60条第6項、第120条第1項第1号、2号、7号 (設)第7条、第10条、第25条第2項</p> <p>観点の自己点検・評価結果欄 (該当する□欄をチェック■)</p> <p>以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 満たしていると判断する</p>			
自己点検・評価結果欄 (該当する□欄をチェック■)	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄	備考	再掲
(1) 教育支援者等 (事務職員、技術職員、図書館職員、助手等。) を法令に従い適切に配置しているか。 <input checked="" type="checkbox"/> 配置している	◇【別紙様式】高等専門学校現況表、教育支援者に関する事務組織図、役割分担がわかる資料 資料2-4-2-(1)-01 「職員配置表」 資料2-4-2-(1)-02 「事務組織の役割分担がわかる規則」 資料2-4-2-(1)-03 「技術支援センターの役割分担がわかる規則」		
(2) 図書館に司書等の専門的職員を法令に従い適切に配置しているか。 <input checked="" type="checkbox"/> 配置している	資料2-4-2-(2)-01 「司書を配置していることがわかる資料」		
<p>観点2-4-③ 教育支援者等に対して、研修等、その資質の向上を図るための取組が適切に行われているか。</p> <p>【留意点】 <input type="radio"/> スタッフ・ディベロップメント (管理運営等の研修) への取組は観点4-2-⑤で分析するため、ここでは、FDに関連した教育の質の向上や授業の改善に関する教育支援者に対する取組を分析すること。FDへの取組の中で教員と教育支援者双方を対象とするものも想定される。</p> <p>観点の自己点検・評価結果欄 (該当する□欄をチェック■)</p> <p>以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 満たしていると判断する</p>			
自己点検・評価結果欄 (該当する□欄をチェック■)	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄	備考	再掲
(1) 教育支援者等 (事務職員、技術職員、図書館職員、助手等。) に対して、研修等、その資質の向上を図るための取組を適切に行っているか。 <input checked="" type="checkbox"/> 行っている	◇研修等の実施状況 (参加状況等。) の取組がわかる資料 資料2-4-1-(2)-01 「FD等の実施・参加状況がわかる資料」 資料2-4-3-(1)-01 「技術職員の発表実績がわかる資料」 資料2-4-3-(1)-02 「技術職員の免許・資格取得状況がわかる資料」 資料2-4-3-(1)-03 「練習船弓削丸班の免許・資格取得状況がわかる資料」		再掲
<p>2-4 特記事項 この評価の視点の内容に関して、「観点」のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、記入すること。</p>			
該当なし			

基準 2

優れた点			
<p>教育経験及び実務経験を配慮した教員採用により、民間企業経験者、大学・研究機関経験者、教員免許所有者、一級海技士（航海・機関）、第一種情報処理技術者など多様な教員を配置し活性化を図っている。また、5名の女性常勤教員、2名の女性技術職員、教授を含む3名の外国人教員を配置している。</p>			
	【別紙様式】担当教員一覧表等		
改善を要する点			
<p>該当なし</p>			

基準3 学習環境及び学生支援等

評価の視点			
3-1 学校において編成された教育研究組織及び教育課程に対応した施設・設備が整備され、適切な安全・衛生管理の下に有効に活用されていること。また、ICT環境が適切に整備されるとともに、図書、学術雑誌、視聴覚資料その他の教育研究上必要な資料が系統的に収集、整理されていること。			
観点3-1-① 学校において編成された教育研究組織の運営及び教育課程に対応した施設・設備が整備され、適切な安全・衛生管理の下に有効に活用されているか。			
【留意点】			
○ (4)の専用の施設とは、高等専門学校設置基準第23条に規定する施設のことである。			
関係法令 (設)第22条、第23条、第24条、第26条、第27条、第27条の2、(施)第172条の2			
観点の自己点検・評価結果欄 (該当する□欄をチェック■)			
以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。			
■ 満たしていると判断する			
自己点検・評価結果欄 (該当する□欄をチェック■)	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄	備考	再掲
(1) 校地面積を法令に従い適切に確保しているか。 ■ 確保している	◇【別紙様式】高等専門学校現況表		
(2) 校舎面積を法令に従い適切に確保しているか。 ■ 確保している	◇【別紙様式】高等専門学校現況表		
(3) 運動場を設けているか。 ■ 校舎と同一の敷地内又はその隣接地に設けている	◇設置状況がわかる資料 資料3-1-1-(3)-01 「運動場の設置状況がわかる資料」	p.39	
	◆その他の適当な位置に設けているをチェックした場合は、その設置場所を具体的に記述する。		
(4) 高等専門学校の校舎に専用の施設を法令に従い適切に備えているか。 ■ 備えている	◇設置状況がわかる資料 資料3-1-1-(4)-01 「高等専門学校設置基準第23条に規定する施設の設置状況がわかる資料」		
(5) 学科の種類に応じ、附属施設を法令に従い適切に整備しているか。(該当する選択肢にチェック■する。)	◇設置状況がわかる資料 資料3-1-1-(5)-01 「実習工場を設置していることがわかる資料」 資料3-1-1-(5)-02 「練習船を設置していることがわかる資料」	p.29 p.28	
■ 実験・実習工場			
■ 練習船			
□ その他			
	◆その他の項目をチェックした場合は、その施設を具体的に記述する。		

<p>(6) 自主的学習スペースを設けているか。</p> <p>■ 設けている</p>	<p>◇設置状況がわかる資料</p> <p>資料3-1-1-(6)-01 「自主的学習スペースの設置状況がわかる資料」</p>		
<p>(7) 教育研究環境の充実を図るため、(3)～(6)以外の施設・設備を設けているか。 (該当する選択肢にチェック■する。)</p> <p>■ 厚生施設</p> <p>■ コミュニケーションスペース</p> <p>□ その他</p>	<p>◇設置状況がわかる資料</p> <p>資料3-1-1-(7)-01 「厚生施設の設置状況がわかる資料 (1/2)」</p> <p>資料3-1-1-(7)-02 「厚生施設の設置状況がわかる資料 (2/2)」</p> <p>資料3-1-1-(7)-03 「コミュニケーションスペースの設置状況がわかる資料」</p> <p>◆その他の項目をチェックした場合は、その施設を具体的に記述する。</p>	<p>p.31</p> <p>p.39</p> <p>p.151</p>	
<p>(8) 施設・設備の安全衛生管理体制を整備しているか。</p> <p>■ 整備している</p>	<p>◇安全衛生管理体制がわかる資料</p> <p>資料3-1-1-(8)-01 「施設・設備の安全衛生管理体制がわかる規則」</p> <p>◇設備使用に関する規定、設備利用の手引き等</p> <p>資料3-1-1-(8)-02 「厚生施設の使用に関する規則」</p> <p>資料3-1-1-(8)-03 「厚生施設の使用に関する心得」</p> <p>資料3-1-1-(8)-04 「体育館等の使用に関する資料」</p>		
<p>(9) (8)の体制が有効に機能しているか。</p> <p>■ 機能している</p>	<p>◆安全(指導)管理に係る講習会等が行われている事例に関する資料を基に記述する。</p> <p>資料3-1-1-(9)-01 「安全衛生委員会の校内巡視の状況がわかる資料」</p> <p>資料3-1-1-(9)-02 「厚生施設の安全管理体制が機能していることがわかる資料」</p> <p>資料3-1-1-(9)-03 「実習工場の利用に関するガイダンスの実施状況がわかる資料」</p> <p>本校の安全衛生委員会は毎月1回会合を持ちつつ、適宜校内巡視を実施し、安全衛生管理上の不具合等があった場合は関係部署に対して改善を求め、事後のフォローアップを行っている(資料3-1-1-(9)-01)。学生の合宿等で利用している厚生施設では、学生が宿泊利用する場合には教員が当直に入り学生の指導管理に努めている(資料3-1-1-(9)-02)。実習工場における実習の開始前には利用や安全に対するガイダンスを行っている(資料3-1-1-(9)-03)。以上のことから、安全(指導)に関わる管理体制が有効に機能しているといえる。</p>		
<p>(10) 施設・設備のバリアフリー化への配慮を行っているか。</p> <p>■ 行っている</p>	<p>◇施設・設備の整備状況・整備計画等のバリアフリー化への取組を示す資料</p> <p>資料3-1-1-(10)-01 「バリアフリー化に配慮した施設の整備状況がわかる資料」</p>		

(11) 整備された教育・生活環境の利用状況や満足度等を学校として把握し改善等を行う体制を整備しているか。 <input checked="" type="checkbox"/> 整備している	◇体制に関する規程等の資料		
	資料3-1-1-(11)-01 「教育・生活環境の利用状況や満足度等の把握・改善体制がわかる規則 (1/2) 」 資料3-1-1-(11)-02 「教育・生活環境の利用状況や満足度等の把握・改善体制がわかる規則 (2/2) 」		
(12) (11)の体制において、教育・生活環境の利用状況や満足度等を把握し、改善等を実際に行っているか。 <input checked="" type="checkbox"/> 行っている	◇教育・生活環境の利用状況や満足度等が把握できる資料		
	資料3-1-1-(12)-01 「教育・生活環境の利用状況が把握できる資料」	非公開	
	資料3-1-1-(12)-02 「教育・生活環境に対する要望を把握していることがわかる資料」		
	資料3-1-1-(12)-03 「教育・生活環境に対する要望を基に改善を計画していることがわかる資料」	非公開	
	資料3-1-1-(12)-04 「教育・生活環境に対する要望を基にした改善計画を実施していることがわかる資料」	非公開	
	◆左記について、改善を行った事例があれば、その事例の内容がわかる資料を基に記述する。		
施設の利用状況等については、毎年実施される調査に基づいて、施設管理運営委員会で審議・検討を行い、必要に応じて改善等を行っている（資料3-1-1-(12)-01）。 また、施設に関する満足度についても、毎年実施している改善に関する意見聴取（資料3-1-1-(12)-02）に基づいて、施設整備等検討委員会で審議・検討を行い、計画的に改善している（資料3-1-1-(12)-03、04）。			

観点3-1-② 教育内容、方法や学生のニーズに対応したICT環境が十分なセキュリティ管理の下に適切に整備され、有効に活用されているか。

【留意点】

- この観点のICT環境とは、無線・有線LANやパソコン等の活用環境等のネットワークシステムの整備状況（利用可能なエリアの状況も含む。）の概要を想定しており、ネットワークシステムの具体的な方式等については資料として求めている。
- この観点では、ハードウェアの側面から捉えたICT環境について分析するものとし、ソフトウェアの側面から構築された成績確認や学習相談等に関するシステムの整備については、観点3-2-②で分析すること。

観点の自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）

以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。

満たしていると判断する

自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄	備考	再掲
(1) 教育内容、方法や学生のニーズに対応したICT環境を適切に整備しているか。 <input checked="" type="checkbox"/> 整備している	◇ICT環境の整備状況がわかる資料（学校内ネットワーク環境の整備状況、授業内外で学生が利用可能なパソコンの台数、情報処理センターの組織規程等。）		
	資料3-1-2-(1)-01 「学校内ネットワーク環境の整備状況がわかる資料」		
	資料3-1-2-(1)-02 「学生が利用可能なパソコンの台数がわかる資料」	http://www.yuge.ac.jp/school-guide/school_introduction/institution#SHISETU_1	
	資料3-1-2-(1)-03 「弓削商船高等専門学校情報処理教育センター規則」		

<p>(2) ICT環境のセキュリティ管理体制を適切に整備しているか。</p> <p>■ 整備している</p>	<p>◇セキュリティ管理に関する規程等、セキュリティポリシー、セキュリティシステムの概要、ICT環境の管理体制及び業務内容、講習会等がわかる資料</p> <p>資料3-1-2-(2)-01 「弓削商船高等専門学校情報セキュリティ管理規程」</p> <p>資料3-1-2-(2)-02 「弓削商船高等専門学校情報セキュリティ推進規程」</p> <p>資料3-1-2-(2)-03 「弓削商船高等専門学校情報セキュリティ教職員規程」</p> <p>資料3-1-2-(2)-04 「弓削商船高等専門学校情報セキュリティ利用者規程」</p> <p>資料3-1-2-(2)-05 「弓削商船高等専門学校情報セキュリティポリシー」</p> <p>資料3-1-2-(2)-06 「ウイルス対策ソフトウェアの提供がわかる資料」</p> <p>資料3-1-2-(2)-07 「ソフトウェアを一括管理していることがわかる資料」</p> <p>資料3-1-2-(2)-08 「情報セキュリティに関する講習会等の実施状況がわかる資料」</p>	<p>http://www.center.yuge.ac.jp/modules/d3downloads/index.php?cid=3</p> <p>http://www.center.yuge.ac.jp/modules/d3downloads/index.php?cid=7</p>	
<p>(3) ICT環境は有効に活用されているか。</p> <p>■ 活用されている</p>	<p>◇ICT環境の利用状況がわかる資料</p> <p>資料3-1-2-(3)-01 「情報処理教育センターの利用状況がわかる資料」</p> <p>資料3-1-2-(3)-02 「e-learningコンテンツの整備状況がわかる資料」</p>	<p>http://moodle2020.center.yuge.ac.jp/</p>	
<p>(4) (3)について学生や教職員のICT環境の利用状況や満足度等を学校として把握し改善等を行う体制を整備しているか。</p> <p>■ 整備している</p>	<p>◇体制に関する規定等の資料</p> <p>資料3-1-2-(4)-01 「ICT環境の利用状況や満足度等の把握・改善体制がわかる資料」</p>		
<p>(5) (4)の体制が機能しているか。</p> <p>■ 機能している</p>	<p>◆左記について、改善を行った事例があれば、その事例の内容がわかる資料を基に記述する。</p> <p>資料3-1-2-(5)-01 「ICT環境の改善を行ったことがわかる資料 (1/2)」</p> <p>資料3-1-2-(5)-02 「ICT環境の改善を行ったことがわかる資料 (2/2)」</p> <p>資料3-1-2-(5)-03 「ICT環境に対する学生の意見がわかる資料」</p> <p>現在、情報処理教育センターに50台、情報処理演習室に50台、PCルームに20台のPCを設置し、講義や放課後の課題作成などに活用している。情報処理教育センターの利用可能時間を延ばしてほしいという意見が以前からあったため、まず情報処理演習室の利用時間の延長と土日の利用ができるように改善を行った(資料3-1-2-(5)-01～02)。その後、在校生意識調査アンケートで詳細な意見を収集した(資料3-1-2-(5)-03)。今後、このアンケートを元に改善の検討を行っていく。</p>	<p>非公開</p> <p>非公開</p> <p>Q6</p>	

観点3-1-③ 図書、学術雑誌、視聴覚資料その他の教育研究上必要な資料が系統的に収集、整理されており、有効に活用されているか。

【留意点】

- 教育課程、学科の種類、学年区分に応じて、教育研究上必要となる図書、学術雑誌、視聴覚資料、その他の資料が系統的（学科構成に対応した系統性、学習内容に対応した分野やレベル等の系統性。）に収集、整理されているかについて分析すること。また、活用面について、これらの資料の教職員や学生による利用状況等について分析すること。
- 図書等の整備方針、整備状況及び図書館等の開館時間がわかる資料を提示すること。

関係法令（設）第25条

観点の自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）

以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。

■ 満たしていると判断する

自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄	備考	再掲
(1) 図書館の設備を法令に従い備えているか。 ■ 備えている	◇整備状況がわかる資料		
	資料3-1-3-(1)-01 「図書館の設備の整備状況がわかる資料（1/2）」	p.154	
	資料3-1-3-(1)-02 「図書館の設備の整備状況がわかる資料（2/2）」	http://www.yuge.ac.jp/library/information.html	
(2) 図書、学術雑誌、視聴覚資料その他の教育研究上必要な資料を系統的に収集、整理しているか。 ■ 系統的に収集、整理している	◇整備方針、整備状況（内訳、冊子等のデータ）がわかる資料		
	資料3-1-3-(2)-01 「図書等の整備状況がわかる資料」	http://www.yuge.ac.jp/library/information.html	
(3) (2)の資料は、教職員や学生に有効に活用されているか。 ■ 活用されている	◇図書館等の教職員や学生による利用状況（図書等貸出数、図書館入館者数）がわかる資料		
	資料3-1-3-(3)-01 「図書館の入館者数及び貸出冊数がわかる資料」	http://www.yuge.ac.jp/library/information.html	
	資料3-1-3-(3)-02 「学科別・分類別の貸出冊数がわかる資料」		
(4) (2)の資料が有効に活用されるための取組を行っているか。 ■ 行っている	◇図書館等の利用サービスに係る取組（開館時間への配慮、職員等によるガイダンス等）がわかる資料		
	資料3-1-3-(4)-01 「開館時間変更の配慮を行っていることがわかる資料」		
	資料3-1-3-(4)-02 「図書館の利用ガイドを配布していることがわかる資料」	http://www.yuge.ac.jp/library/information.html#info01	
	資料3-1-3-(4)-03 「図書館の利用に関するガイダンスの実施状況がわかる資料」	p.4	
	資料3-1-3-(4)-04 「図書館利用ガイド（学生向け）」		
	資料3-1-3-(4)-05 「電子ジャーナルを提供していることがわかる資料」	http://www.yuge.ac.jp/library/literature.html#lit02	
	資料3-1-3-(4)-06 「ブックハンティングの状況がわかる資料」	p.3	
	資料3-1-3-(4)-07 「ウェブサイトでの図書購入希望を受け付けていることがわかる資料」	https://docs.google.com/forms/d/e/1FAIpQLSfoKZ0uyyTux_Gmq3mcYMz3FIYenUJfANzkz5xrwTdiTaoOA/viewform	
資料3-1-3-(4)-08 「紙で図書購入希望を受け付けていることがわかる資料」			

3-1 特記事項 この評価の観点の内容に関して、「観点」のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、記入すること。

該当なし

評価の視点
 3-2 教育を実施する上での履修指導、学生の自主的学習の相談・助言等の学習支援体制や学生の生活や経済面並びに就職等に関する指導・相談・助言等を行う体制が整備され、機能していること。また、学生の課外活動に対する支援体制等が整備され、機能していること。

観点3-2-① 履修等に関するガイダンスを実施しているか。

【留意点】

- 入学時や授業登録時等において実施しているガイダンスについて、学校全体に対するものか、学年全体に対するものか、学科・専攻ごとに実施するものか、それぞれの内容が適切なものかについて分析すること。
- 図書館、実験・実習工場等の利用に関するガイダンスの実施について分析すること。

観点の自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）

以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。

■ 満たしていると判断する

自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄	備考	再掲
(1) 教育を実施する上でのガイダンスをどのような対象に対して実施しているか。 （該当する選択肢にチェック■する。） <ul style="list-style-type: none"> ■ 学科生 ■ 専攻科生 ■ 編入学生 ■ 留学生 ■ 障害のある学生 □ 社会人学生 □ その他 	◇実施状況がわかる資料		
	資料3-2-1-(1)-01 「本科生に対するガイダンスの実施状況がわかる資料 (1/2)」		
	資料3-2-1-(1)-02 「本科生に対するガイダンスの実施状況がわかる資料 (2/2)」	非公開	
	資料3-2-1-(1)-03 「専攻科生に対するガイダンスの実施状況がわかる資料」		
	資料3-2-1-(1)-04 「編入学生に対するガイダンスの実施状況がわかる資料」		
	資料3-2-1-(1)-05 「留学生に対するガイダンスの実施状況がわかる資料」		
	資料3-2-1-(1)-06 「障害のある学生に対する入学前相談の実施状況がわかる資料 (1/2)」	非公開	
	資料3-2-1-(1)-07 「障害のある学生に対する入学前相談の実施状況がわかる資料 (2/2)」	非公開	
	資料3-1-3-(4)-03 「図書館の利用に関するガイダンスの実施状況がわかる資料」	p.4	再掲
	資料3-1-3-(4)-04 「図書館利用ガイド（学生向け）」		再掲
資料3-1-1-(9)-03 「実習工場の利用に関するガイダンスの実施状況がわかる資料」		再掲	
◆その他の項目をチェックした場合は、その内容を列記し、その状況がわかる資料を提示する。			

観点3-2-② 学習支援に関する学生のニーズが適切に把握され、学生の自主的学習を進める上での相談・助言等を行う体制が整備され、機能しているか。

【留意点】

- (1)の相談・助言体制については、学生への周知状況（刊行物、プリント、ウェブサイト等の該当箇所。）についても分析すること。
- 相談・助言体制やニーズ把握の仕組みが機能しているかを確認するため、それぞれの体制の利用状況や、ニーズを把握するための仕組みについて分析すること。

観点の自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）

以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。

- 満たしていると判断する

自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄	備考	再掲
<p>(1) 学生の自主的学習を進める上で、どのような相談・助言体制を整備しているか。（該当する選択肢にチェック■する。）</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 担任制・指導教員制の整備 ■ オフィスアワーの整備 ■ 対面型の相談受付体制の整備 ■ 電子メールによる相談受付体制の整備 □ ICTを活用した成績確認や学習相談等に関するシステムの整備 ■ 資格試験・検定試験等の支援体制の整備 ■ 外国への留学に関する支援体制の整備 □ その他 	<p>◇チェックした選択肢に関する状況がわかる資料</p> <p>資料3-2-2-(1)-01 「担任制を整備していることがわかる資料」</p> <p>資料3-2-2-(1)-02 「オフィスアワーを整備していることがわかる資料」</p> <p>資料3-2-2-(1)-03 「対面型の相談受付体制がわかる資料」</p> <p>資料3-2-2-(1)-04 「電子メールによる相談受付体制がわかる資料」</p> <p>資料3-2-2-(1)-05 「資格試験・検定試験等の支援体制がわかる資料」</p> <p>資料3-2-2-(1)-06 「留学及び海外研修に関する支援体制がわかる資料」</p> <p>◆その他の項目をチェックした場合は、その内容を列記し、その状況がわかる資料を提示する。</p>	<p>第11条</p> <p>http://www.yuge.ac.jp/school-guide/school_introduction/consultation</p> <p>http://www.yuge.ac.jp/school-guide/school_introduction/consultation</p> <p>http://www.yuge.ac.jp/student/shikaku</p>	
<p>(2) (1)は、学生に利用されているか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 利用されている 	<p>◇各種相談助言体制の利用状況（実績・相談対応例等）がわかる資料</p> <p>資料3-2-2-(2)-01 「学生相談室（学習支援相談員）の利用状況がわかる資料」</p> <p>資料3-2-2-(2)-02 「電子メールによる相談の利用状況がわかる資料」</p> <p>資料3-2-2-(2)-03 「各種資格試験の合格者一覧」</p> <p>資料3-2-2-(2)-04 「国際交流制度の案内と参加実績がわかる資料」</p> <p>資料3-2-2-(2)-05 「学生の海外派遣等の実績がわかる資料」</p>	<p>非公開</p> <p>p.8</p>	

(3) 学習支援に関して学生のニーズを把握するための制度があるか。(該当する選択肢にチェック■する。) <input checked="" type="checkbox"/> 担任制・指導教員制の導入 <input type="checkbox"/> 学生との懇談会 <input checked="" type="checkbox"/> 意見投書箱 <input checked="" type="checkbox"/> その他	◇制度がわかる資料		
	資料3-2-2-(1)-01 「担任制を整備していることがわかる資料」	第11条	再掲
	資料3-2-2-(1)-04 「電子メールによる相談受付体制がわかる資料」	http://www.yuge.ac.jp/school-guide/school_introduction/consultation	再掲
	◆その他の項目をチェックした場合は、その内容を列記し、その状況がわかる資料を提示する。 <input checked="" type="checkbox"/> その他（学生相談室）		
	資料3-2-2-(1)-03 「対面型の相談受付体制がわかる資料」	http://www.yuge.ac.jp/school-guide/school_introduction/consultation	再掲
(4) (3)は、有効に機能しているか。 <input checked="" type="checkbox"/> 機能している	◇制度の機能状況がわかる資料		
	資料3-2-2-(2)-02 「電子メールによる相談の利用状況がわかる資料」		再掲
	資料3-2-2-(4)-01 「保健室・学生相談室等の相談実績がわかる資料」		
観点3-2-③ 特別な支援が必要と考えられる学生への学習支援及び生活支援等を適切に行うことができる体制が整備されており、必要に応じて支援が行われているか。 【留意点】 <input type="checkbox"/> 障害者差別解消法への対応については、学校独自の取組のほか、設置法人が当該学校を対象として対応しているものについても、資料として提示すること。 <input type="checkbox"/> (10)については、必須入力欄ではないことに留意し、該当する取組が行われている場合のみ、「行っている」にチェック■し、右欄にそれに関して記述すること。			
関係法令 教育基本法第4条第2項（教育の機会均等） 障害者差別解消法第5条（社会的障壁の除去の実施についての必要かつ合理的な配慮に関する環境の整備）及び第7条（行政機関等における障害を理由とする差別の禁止）又は第8条（事業者における障害を理由とする差別の禁止）第9条～11条 ※障害者差別解消法とは、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成二十五年法律第六十五号）」の略称のこと。			
観点の自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■） 以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。 <input checked="" type="checkbox"/> 満たしていると判断する			
自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄	備考	再掲
(1) 留学生の学習及び生活に対する支援体制を整備しているか。 <input checked="" type="checkbox"/> 整備している	◇整備状況がわかる資料		
	資料3-2-3-(1)-01 「留学生の学習及び生活に対する支援体制がわかる資料」	第8条、第9条	

(2) (1)の体制において、留学生の支援を必要に応じて行っているか。 ■ 行っている	◇留学生を支援する取組（留学生指導教員の配置、留学生チューターの配置等）がわかる資料		
	資料3-2-3-(2)-01 「留学生指導教員及び留学生相談員の配置状況がわかる資料」		
	資料3-2-3-(2)-02 「留学生相談員（チューター）の役割がわかる資料」		
	◇支援の実施状況がわかる資料		
	資料3-2-3-(2)-03 「留学生相談員（チューター）の支援実施状況がわかる資料」		
	資料3-2-3-(2)-04 「学寮において留学生のための設備を整備していることがわかる資料」		
(3) 編入学生の学習及び生活に対する支援体制を整備しているか。 ■ 整備している	◇整備状況がわかる資料		
	資料3-2-3-(3)-01 「編入学生の学習及び生活に対する支援体制がわかる資料」	p.7	
(4) (3)の体制において、編入学生の支援を必要に応じて行っているか。 ■ 行っている	◇編入学生を支援する取組がわかる資料		
	資料3-2-3-(4)-01 「編入学生相談員の配置状況がわかる資料」		
	◇入学前の指導を行っている場合には、指導スケジュール、指導内容等が記載された資料		
	資料3-2-3-(4)-02 「編入学試験合格者への通知文」		
	編入学試験の合格者に、当該学科のパンフレット等を送付すると共に、入学前の準備事項や心構え等の案内を送付している。		
	◇入学後に補習授業や学習相談等を行っている場合には、実施状況及びその内容（担当教員、実施科目、対象者別実施回数、使用教材等。）		
	資料3-2-3-(4)-03 「編入学生に対する入学後の補習内容がわかる資料」	非公開	
(5) 社会人学生の学習及び生活に対する支援体制を整備しているか。 ■ 整備していない	◇整備状況がわかる資料		
	専攻科入学試験の中には「社会人特別選抜」の制度は設けているが、これは入試段階での社会人に他する配慮で、入学生に対しては他の学生に行っている支援と同じで特に区別はない。		

(6) (5)の体制において、社会人学生の支援を必要に応じて行っているか。 ■ 行っていない	◇社会人学生を支援する取組（情報提供（電子メール、ウェブサイト等。））がわかる資料		
	◇社会人学生に対する学習相談の制度が把握できる資料（オフィスアワー一覧表、配付プリントの該当箇所等。）		
	◇支援の実施状況がわかる資料		
(7) 障害のある学生の学習及び生活に対する支援体制を整備しているか。 ■ 整備している	◇整備状況がわかる資料		
	資料3-2-3-(7)-01「障害のある学生の学習及び生活に対する支援体制がわかる資料」		
(8) (7)の体制において、障害のある学生の支援を必要に応じて行っているか。 ■ 行っている	◇障害のある学生を支援する取組（ノートテーカー、チューターの配置）がわかる資料		
	資料3-2-3-(8)-01 「障害のある学生を支援するために情報共有を行っていることがわかる資料（1/2）」	訪問調査時提示資料	
	資料3-2-3-(8)-02 「障害のある学生を支援するために情報共有を行っていることがわかる資料（2/2）」	訪問調査時提示資料	
	資料3-2-3-(8)-03「障害のある学生を支援する取組がわかる資料（1/2）」		
	資料3-2-3-(8)-04 「障害のある学生を支援する取組がわかる資料（2/2）」	非公開	
	◇支援の実施状況がわかる資料		
	資料3-2-3-(8)-05 「障害のある学生に対する支援の実施状況がわかる資料」	訪問調査時提示資料	
	資料3-2-3-(8)-06 「学寮において障害のある学生に配慮していることがわかる資料」	訪問調査時提示資料	
(9) 障害者差別解消法第5条及び第7条又は第8条（第9条、第10条、第11条の関係条項も含む。）に対応しているか。 ■ 対応している	◇対応状況がわかる資料		
	資料3-2-3-(9)-01「障害者差別解消法に対する対応状況がわかる資料」		
	資料3-2-3-(9)-02「障害を理由とする差別の解消の推進に関する相談体制がわかる資料」		
(10) 上記以外の特別な支援を行っているか。 ■ 行っていない	◆左記について、該当する取組があれば、資料を基に記述する。		

観点3-2-④ 学生の生活や経済面に係わる指導・相談・助言等を行う体制が整備され、機能しているか。			
【留意点】なし。			
関係法令 (法)第12条 学校保健安全法第8条、第13条			
観点の自己点検・評価結果欄 (該当する□欄をチェック■)			
以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。			
■ 満たしていると判断する			
自己点検・評価結果欄 (該当する□欄をチェック■)	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄	備考	再掲
(1) 学生の生活や経済面における指導・相談・助言等の体制に関し、どのように整備しているか。(該当する選択肢にチェック■する。) <input checked="" type="checkbox"/> 学生相談室 <input checked="" type="checkbox"/> 保健センター <input checked="" type="checkbox"/> 相談員やカウンセラーの配置 <input checked="" type="checkbox"/> ハラスメント等の相談体制 <input checked="" type="checkbox"/> 学生に対する相談の案内等 <input checked="" type="checkbox"/> 奨学金 <input checked="" type="checkbox"/> 授業料減免 <input type="checkbox"/> 特待生 <input checked="" type="checkbox"/> 緊急時の貸与等の制度 <input type="checkbox"/> その他	◇それぞれの体制の整備状況がわかる資料 (生活指導の体制、指導内容、組織図、関連規程、委員会等。)		
	資料3-2-4-(1)-01 「学生相談室の体制がわかる資料」		
	資料3-2-4-(1)-02 「保健室の体制がわかる資料」	http://www.yuge.ac.jp/student/form	
	資料3-2-4-(1)-03 「相談員やカウンセラーの配置がわかる資料」	http://www.yuge.ac.jp/school-guide/school_introduction/consultation	
	資料3-2-4-(1)-04 「ハラスメント等の相談体制がわかる資料」	第8条	
	資料3-2-4-(1)-05 「学生相談に関する案内」	http://www.yuge.ac.jp/school-guide/school_introduction/consultation	
	資料3-2-4-(1)-06 「いじめ相談窓口のお知らせ」	http://www.yuge.ac.jp/student/ih	
	資料3-2-4-(1)-07 「ハラスメント相談窓口のお知らせ」	http://www.yuge.ac.jp/student/ih	
	資料3-2-4-(1)-08 「奨学金及び緊急時の貸与等に関する相談等の体制がわかる資料」	http://www.yuge.ac.jp/school-guide/school_introduction/scholarship	
	資料3-2-4-(1)-09 「授業料減免に関する相談等の体制がわかる資料」	http://www.yuge.ac.jp/school-guide/school_introduction/exemption	
	◆その他の項目をチェックした場合は、その内容を列記し、その状況がわかる資料を提示する。		
(2) 健康診断及び健康相談・保健指導を定期的実施しているか。 <input checked="" type="checkbox"/> 実施している	◇各取組の実施状況がわかる資料		
	資料3-2-4-(2)-01 「健康診断の実施状況がわかる資料」		
	資料3-2-4-(2)-02 「メンタルヘルスに関する講演会の実施状況がわかる資料」		
(3) (2)以外で、(1)の体制に基づいた学生の生活や経済面における指導・相談・助言等の活動が実際に学生に利用されているか。 <input checked="" type="checkbox"/> 利用されている	◇相談実績 (相談・対応例)、各体制に係る委員会等の実施状況がわかる資料		
	資料3-2-2-(4)-01 「保健室・学生相談室等の相談実績がわかる資料」		再掲
	資料3-2-4-(3)-01 「保健室の利用状況がわかる資料」		
	◇奨学金等の利用状況がわかる資料		
	資料3-2-4-(3)-02 「奨学金の利用状況がわかる資料」		
	資料3-2-4-(3)-03 「授業料減免の実施状況がわかる資料」		

観点3-2-⑤ 就職や進学等の進路指導を含め、キャリア教育の体制が整備され、機能しているか。

【留意点】

- 資格試験や検定試験のための補習授業や学習相談を行っている場合には、担当教員、受講者数、実施科目、対象者別実施回数、使用教材、配布プリント等、概要がわかる資料を根拠資料として提示すること。また、資格試験・検定試験の受験者数、合格者数等の実績から機能しているかを分析すること。
- 資格取得による単位修得の認定を行っている場合には、関連規程、単位認定実績等を根拠資料として提示すること。
- 外国留学に関する手続きの支援、単位認定、交流協定の締結等を行っている場合には、内容が把握できる資料や関連規程、留学実績等を根拠資料として提示すること。

観点の自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）

以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。

■ 満たしていると判断する

自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄	備考	再掲
(1) 就職や進学等の進路指導を含め、キャリア教育の体制を整備しているか。 ■ 整備している	◇体制の整備状況がわかる資料 資料3-2-5-(1)-01 「本科生に対する就職指導の体制がわかる資料」 資料3-2-5-(1)-02 「本科生に対する進学指導の体制がわかる資料」 資料3-2-5-(1)-03 「専攻科生に対する進路指導の体制がわかる資料」 本科生及び専攻科生の就職相談・指導は、各学科の就職進路指導担当教員が中心となって行っている。学生の就職活動解禁時期等の組織的な協議は就職指導委員会で行い、本科生の進学は教務委員会、専攻科生は専攻科委員会で審議している。就職進学情報はそれぞれ関係窓口である教務係や学生支援係から各委員会に情報共有が図られている。	第2条、第3条 第2条第3号、第3条 第2条第6号、第3条	
(2) (1)の体制の下、就職や進学等の進路指導を含めたキャリア教育に関して、学校としてどのような取組を行っているか。（該当する選択肢にチェック■する。） ■ キャリア教育に関する研修会・講演会の実施 ■ 進路指導用マニュアルの作成 ■ 進路指導ガイダンスの実施 □ 進路指導室 ■ 進路先（企業）訪問 ■ 進学・就職に関する説明会 ■ 資格試験や検定試験のための補習授業や学習相談 ■ 資格取得による単位修得の認定 ■ 外国留学に関する手続きの支援、単位認定、交流協定の締結等 □ その他	◇左記でチェック■した取組状況がわかる資料 【キャリア教育に関する研修会・講演会の実施】 資料3-2-5-(2)-01 「キャリア教育に関するフォーラムの実施状況がわかる資料」 資料3-2-5-(2)-02 「キャリア教育に関する講習会の実施状況がわかる資料」 【進路指導用マニュアルの作成】 資料3-2-5-(2)-03 「進路指導の概要について学生に周知している資料」 資料3-2-5-(2)-04 「進路指導に係る教員の業務内容を示した資料」 資料3-2-5-(2)-05 「キャリア教育で使用している教材（商船学科）」 資料3-2-5-(2)-06 「進路指導担当者の申し送り事項がわかる資料（商船学科）」 資料3-2-5-(2)-07 「進路指導スケジュールがわかる資料（電子機械工学科）」	pp.34-35 pp.14-15 非公開 非公開 非公開	

【進路指導ガイダンスの実施】		
資料3-2-5-(2)-08 「進路指導ガイダンスを実施していることがわかる資料（商船学科）」	非公開	
資料3-2-5-(2)-09 「インターンシップ及び会社訪問についてのガイダンスを実施していることがわかる資料（商船学科）」	非公開	
資料3-2-5-(2)-10 「進路指導ガイダンスを実施していることがわかる資料（電子機械工学科）」	非公開	
資料3-2-5-(2)-11 「進路指導ガイダンスを実施していることがわかる資料（情報工学科）」	非公開	
【進路先（企業）訪問】		
資料3-2-5-(2)-12 「進路先・インターンシップ先等への訪問を実施していることがわかる資料」	非公開	
【進学・就職に関する説明会】		
資料3-2-5-(2)-13 「就職に関する説明会の実施状況がわかる資料（商船学科）」	非公開	
資料3-2-5-(2)-14 「就職に関する説明会の実施状況がわかる資料（電子機械工学科）」	非公開	
資料3-2-5-(2)-15 「就職に関する説明会の実施状況がわかる資料（情報工学科）」	非公開	
資料3-2-5-(2)-16 「進学説明会の実施状況がわかる資料」	非公開	
【資格試験や検定試験のための補習授業や学習相談】		
資料3-2-2-(1)-05 「資格試験・検定試験等の支援体制がわかる資料」	http://www.yuge.ac.jp/student/shikaku	再掲
【資格取得による単位修得の認定】		
資料3-2-5-(2)-17 「資格取得による単位の認定に関する規則」	第2条第3号	
資料3-2-5-(2)-18 「資格取得による単位修得の認定を実施していることがわかる資料」		
【外国留学に関する手続きの支援、単位認定、交流協定の締結等】		
資料3-2-5-(2)-19 「外国留学による単位修得の認定に関する規則」	第5条、第6条	
資料3-2-5-(2)-20 「国際交流協定一覧」		
◆その他の項目をチェックした場合は、具体的な内容を列記し、その状況がわかる資料を提示する。		

(3) (2)の取組が機能しているか。 ■ 機能している	◇それぞれの取組の（活用）実態がわかる資料		
	【別紙様式】卒業（修了）者進路実績表		
	資料3-2-5-(2)-13 「就職に関する説明会の実施状況がわかる資料（商船学科）」	非公開	再掲
	資料3-2-5-(2)-14 「就職に関する説明会の実施状況がわかる資料（電子機械工学科）」	非公開	再掲
	資料3-2-5-(2)-15 「就職に関する説明会の実施状況がわかる資料（情報工学科）」	非公開	再掲
	資料3-2-5-(3)-01 「就職に関する説明会の参加状況がわかる資料（情報工学科）」	非公開	
	資料3-2-5-(2)-16 「進学説明会の実施状況がわかる資料」	非公開	再掲
	資料3-2-2-(2)-03 「各種資格試験の合格者一覧」	p.8	再掲
	資料3-2-2-(2)-04 「国際交流制度の案内と参加実績がわかる資料」		再掲
資料3-2-2-(2)-05 「学生の海外派遣等の実績がわかる資料」		再掲	

観点3-2-⑥ 学生の部活動、サークル活動、自治会活動等の課外活動に対する支援体制が整備され、適切な責任体制の下に機能しているか。

【留意点】なし。

観点の自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）

以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。

■ 満たしていると判断する

自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄	備考	再掲
(1) 学生の課外活動に対する支援体制を整備しているか。 ■ 整備している	◇課外活動に関する規程、組織図、施設の整備状況がわかる資料		
	資料3-2-6-(1)-01 「課外活動に関する規程」	第22条～第34条	
	資料3-2-6-(1)-02 「課外活動に関する施設の整備状況がわかる資料」	p.39	
(2) (1)の体制において、責任の所在が明確になっているか。 ■ なっている	◇(1)の体制において、責任の所在がわかる資料		
	資料3-2-6-(2)-01 「課外活動の支援体制において責任の所在がわかる資料」	第2条第2号	
	資料3-2-6-(2)-02 「クラブ・同好会の顧問教員がわかる資料」		
(3) 学校としての支援活動の内容からみて、(1)の体制が機能しているか。 ■ 機能している	◇課外活動に対する支援活動の内容がわかる資料		
	資料3-2-6-(3)-01 「クラブ等指導教員の活動内容がわかる資料」		
	資料3-2-6-(3)-02 「クラブ活動安全管理指導員の活動状況がわかる資料」		
	資料3-2-6-(3)-03 「課外活動のリーダーに対する研修の実施状況がわかる資料」		

観点3-2-⑦ 学生寮が整備されている場合には、学生の生活及び勉学の場として有効に機能しているか。

【留意点】なし。

観点の自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）

以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。

■ 満たしていると判断する

自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄	備考	再掲
(1) 学生寮を整備しているか。 ■ 整備している	◇整備状況がわかる資料 資料3-2-7-(1)-01 「学生寮の整備状況がわかる資料」	p.33	
(2) 生活の場として整備しているか。 ■ 整備している	◇生活支援の内容がわかる資料（談話室、補食室等の整備状況等。） 資料3-2-7-(2)-01 「補食談話室の整備状況がわかる資料」		
(3) 勉学の場として整備しているか。 ■ 整備している	◇学習支援の内容がわかる資料（自習室の整備状況、自習時間の設定状況等の整備面での工夫等。） 資料3-2-7-(3)-01 「自習時間を設定していることがわかる資料」	p.10	
(4) (2)(3)について、有効に機能しているか。 ■ 機能している	◇入寮状況がわかる資料 資料3-2-7-(4)-01 「入寮状況がわかる資料」 ◇勉学の場としての活用実績がわかる資料 資料3-2-7-(4)-02 「自習時間に教員が巡回していることがわかる資料」	p.33	
(5) 管理・運営体制を整備しているか。 ■ 整備している	◇学生寮の管理規程等の資料 資料3-2-7-(5)-01 「弓削商船高等専門学校寮務委員会規則」 資料3-2-7-(5)-02 「弓削商船高等専門学校学寮管理運営規則」 資料3-2-7-(5)-03 「弓削商船高等専門学校学寮宿日直規則」 資料3-2-7-(5)-04 「弓削商船高等専門学校学寮指導要項」		

3-2 特記事項 この評価の観点の内容に関して、「観点」のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、記入すること。

該当なし

基準 3

優れた点			
該当なし			
改善を要する点			
該当なし			

基準4 財務基盤及び管理運営

評価の視点
 4-1 学校の目的を達成するために、教育研究活動を将来にわたって適切かつ安定して遂行できるだけの財務基盤を有しており、活動の財務上の基礎として、適切な収支に係る計画等が策定され、履行されていること。また、学校の財務に係る監査等が適正に実施されていること。

観点4-1-① 学校の目的に沿った教育研究活動を将来にわたって適切かつ安定して遂行できるだけの財務基盤を有しているか。

【留意点】
 ○ 学校の目的に沿った教育研究活動を安定して遂行できるよう校地、校舎等の資産を保有しているか、経常的な収入が確保できているか、債務超過や支出超過の状態がある場合、運営上問題とならないものか等の状況について分析すること。

関係法令 (設)第27条の2

観点の自己点検・評価結果欄 (該当する□欄をチェック■)
 以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。
 ■ 満たしていると判断する

自己点検・評価結果欄 (該当する□欄をチェック■)	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄	備考	再掲
(1) 過去5年間の貸借対照表等による財務状態は適切な状況となっているか。 ■ なっている	◇過去5年間の貸借対照表等の財務諸表		
	資料4-1-1-(1)-01 「貸借対照表 (平成27年度～令和元年度)」		
	資料4-1-1-(1)-02 「損益計算書 (平成27年度～令和元年度)」		
	◇長期未払金、長期借入金がある場合は、その内容を確認できる資料		
	資料4-1-1-(1)-03 「長期未払金・臨時損失・臨時利益内訳書 (平成27年度)」		
	資料4-1-1-(1)-04 「長期未払金・臨時損失・臨時利益内訳書 (平成28年度)」		
	資料4-1-1-(1)-05 「長期未払金・臨時損失・臨時利益内訳書 (平成29年度)」		
	資料4-1-1-(1)-06 「長期未払金・臨時損失・臨時利益内訳書 (平成30年度)」		
	資料4-1-1-(1)-07 「長期未払金・臨時損失・臨時利益内訳書 (令和元年度)」		
	◇臨時利益又は臨時損失が計上されている場合は、その内容が確認できる資料		
	資料4-1-1-(1)-03 「長期未払金・臨時損失・臨時利益内訳書 (平成27年度)」		再掲
	資料4-1-1-(1)-04 「長期未払金・臨時損失・臨時利益内訳書 (平成28年度)」		再掲
	資料4-1-1-(1)-05 「長期未払金・臨時損失・臨時利益内訳書 (平成29年度)」		再掲
	資料4-1-1-(1)-06 「長期未払金・臨時損失・臨時利益内訳書 (平成30年度)」		再掲
資料4-1-1-(1)-07 「長期未払金・臨時損失・臨時利益内訳書 (令和元年度)」		再掲	
(2) 校地、校舎等の資産を保有しているか。 ■ 保有している	◇その内容を確認できる資料		
	資料4-1-1-(2)-01 「施設の概況」	pp.38-39	

(3) 過去5年間において運営費交付金、授業料、入学料、検定料等の経常的な収入を確保しているか。 <input checked="" type="checkbox"/> 確保している	◇過去5年間の運営費交付金、授業料、入学料、検定料等の収入状況		
	資料4-1-1-(3)-01 「過去5年間の経常的収入の状況（平成27年度～令和元年度）」		
	◆確保できない年があった場合は、実状を踏まえて、資料を基に記述する。		
(4) 過去5年間の収支状況において支出超過となっていないか。 <input checked="" type="checkbox"/> 支出超過となった年があった	◇過去5年間の資金収支計算書及び消費収支計算書		
	資料4-1-1-(1)-02 「損益計算書（平成27年度～令和元年度）」		再掲
	◆支出超過となった年があった場合は、実状を踏まえて、資料を基に記述する。		
	平成29年度の支出超過は6万円程度であり、原因を特定することは難しい。		
観点4-1-② 学校の目的を達成するための活動の財務上の基礎として、適切な収支に係る計画等が策定され、関係者に明示されているか。 【留意点】なし。			
観点の自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック <input checked="" type="checkbox"/>) 以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。 <input checked="" type="checkbox"/> 満たしていると判断する			
自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック <input checked="" type="checkbox"/>)	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄	備考	再掲
(1) 収支に係る方針、計画等を策定しているか。 <input checked="" type="checkbox"/> 策定している	◇収支に係る方針や計画策定に関する予算関連規程等		
	資料4-1-2-(1)-01 「予算の審議に関する規則」	第2条第2号	
	◇予算配分や収支に係る方針、計画等がわかる資料		
	資料4-1-2-(1)-02 「予算配分方針及び計画がわかる資料」		
(2) (1)を関係者（教職員等）へ明示しているか。 <input checked="" type="checkbox"/> 明示している	◇予算の関係者（教職員等）への明示状況を把握できる資料		
	資料4-1-2-(2)-01 「予算配分に係る審議状況がわかる資料」		
	資料4-1-2-(2)-02 「予算配分方針及び計画を各学科で周知していることがわかる資料」		
	運営委員会において予算配分方針や計画を決定しているため、その議事概要をグループウェアにて公開することにより教職員へ周知している。また、各学科においては、学科の分科会において周知している。		

観点4-1-③ 学校の目的を達成するため、教育研究活動（必要な施設・設備の整備を含む）に対しての資源配分を、学校として適切に行う体制を整備し、行っているか。

【留意点】

- 予算配分の方針が定められ、その方針に則り実際の予算配分が行われているか、プロセス（手続きの流れ）の適切性も含めて分析すること。
- 予算の配分状況と、その実績（執行状況）を対比させて分析すること。
- 校長裁量経費等の重点配分経費の配分基準等の策定状況（手続き、経路、決定機関等。）についても併せて分析すること。

関係法令（設）第27条の2

観点の自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）

以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。

■ 満たしていると判断する

自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄	備考	再掲
(1) 学校の目的を達成するために、教育研究活動に対して適切な資源配分を決定する際、明確なプロセスに基づいて行っているか。	◇予算配分実績(教育経費、研究経費、施設設備費の配分実績)		
■ 行っている	資料4-1-3-(1)-01 「予算配分実績がわかる資料」		
	◇校長裁量経費等の重点配分経費を設定している場合は、その資源配分が把握できる資料		
	資料4-1-3-(1)-02 「校長裁量経費の配分がわかる資料」		
	資料4-1-3-(1)-03 「校長裁量経費以外の重点配分経費がわかる資料」		
	校長裁量経費の他に当初予算配分において、重点事項に特別配分している。		
	◇予算関連規程等		
	資料4-1-2-(1)-02 「予算配分方針及び計画がわかる資料」		再掲
	規程等はないが、校内予算配分方針（案）を毎年運営委員会に諮り、審議している。		
	◇予算配分に係る審議状況がわかる資料（議事録等）		
	資料4-1-2-(2)-01 「予算配分に係る審議状況がわかる資料」		再掲
	◇施設・設備の整備計画の全体像がわかる資料（学内全体のマスタープラン等。）		
	資料4-1-3-(1)-04 「キャンパスマスタープラン」		

<p>(2) 資源配分が、4-1-②の収支に係る方針、計画と整合性を有しているか。</p> <p>■ 整合性がある</p>	<p>◆資源配分と収支に係る方針、計画との整合性、執行状況との対応について、資料を基に記述する。その際、資源配分の決定プロセスの整合性についても言及する。</p> <p>運営委員会において校内予算配分方針（案）（資料4-1-2-(1)-02）について審議のうえ決定し、その方針に基づいて作成された当初予算を審議し、決定している（資料4-1-2-(2)-01）。運営委員会で承認された当初予算は各学科の分科会で周知されている（資料4-1-2-(2)-02）。また、グループウェアにも会議資料を掲載し周知している。</p>		
<p>(3) 資源配分の内容について、関係者（教職員等）に明示しているか。</p> <p>■ 明示している</p>	<p>◇予算の関係者（教職員等）への明示状況を把握できる資料</p> <p>資料4-1-2-(2)-01 「予算配分に係る審議状況がわかる資料」</p> <p>資料4-1-2-(2)-02 「予算配分方針及び計画を各学科で周知していることがわかる資料」</p>		再掲
			再掲
<p>観点4-1-④ 学校を設置する法人の財務諸表等が適切な形で公表されているか。また、財務に係る監査等が適正に行われているか。</p> <p>【留意点】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 設置者の説明責任を果たすという観点から、財務書類の公表状況について分析すること。 ○ 会計監査の実施状況についても分析すること。 			
<p>関係法令 独立行政法人通則法第38条、第39条 私立学校法第47条 私立学校振興助成法第14条 その他財務諸表に関する各種法令等 独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律施行令第12条 その他情報公開に関する法令等、それぞれの設置形態別に定められた法令 私立学校法第37条第3項 私立学校振興助成法第14条第3項 地方自治法第199条 その他会計監査等に関する各種法令等</p>			
<p>観点の自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）</p> <p>以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。</p> <p>■ 満たしていると判断する</p>			
<p>自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）</p>	<p>自己点検・評価の根拠資料・説明等欄</p>	<p>備考</p>	<p>再掲</p>
<p>(1) 設置者は、法令等に基づき、財務諸表等を作成・公表しているか。</p> <p>■ 作成・公表している</p>	<p>◇作成・公表状況がわかる資料</p> <p>資料4-1-4-(1)-01 「財務諸表等を作成・公表していることがわかる資料」</p>	<p>https://www.kosen-k.go.jp/about/release/index.html#zaimu_shohyo</p>	
<p>(2) 財務に係る監査等を実施しているか。</p> <p>■ 実施している</p>	<p>◇学内会計監査規程（科学研究費助成事業等の外部資金に関する監査規程も含む。）</p> <p>資料4-1-4-(2)-01 「弓削商船高等専門学校会計実地監査規則」</p> <p>資料4-1-4-(2)-02 「公的研究費に関する内部監査マニュアル（ver.1）」</p> <p>◇外部監査、学内監査の監査報告書、国立高等専門学校の場合は、国立高等専門学校間の相互監査報告書</p> <p>資料4-1-4-(2)-03 「弓削商船高等専門学校会計実地監査報告書」</p> <p>資料4-1-4-(2)-04 「公的研究費監査報告書」</p> <p>資料4-1-4-(2)-05 「高専相互会計内部監査報告事項等一覧（令和元年度）」</p>		

<p>4-1 特記事項 この評価の視点の内容に関して、「観点」のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、記入すること。</p>			
<p>該当なし</p>			
<p>評価の視点</p>			
<p>4-2 学校の目的を達成するために必要な管理運営体制及び事務組織が整備され、機能していること。また、外部の資源を積極的に活用していること。</p>			
<p>観点4-2-① 管理運営の諸規程が整備され、各種委員会及び事務組織が適切に役割を分担し、効果的に活動しているか。</p> <p>【留意点】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 観点2-1-③の教育に係る組織等を除き、管理運営に係る体制について、分析すること。 ○ 組織図については、観点2-1-③の教育に係る組織等を含む、学校全体の教育研究及び管理運営全体がわかるものの提示が望ましい。 ○ 議事録又は議事要旨等については、過去1年分提示すること。 ○ 役割分担が適切であるとは、各種委員会及び事務組織等がそれぞれの役割分担において責任を有しつつ協力して円滑な管理運営の実現に資する状況にあることを想定している。 			
<p>関係法令 (法)第120条第3項 (施)第175条 (設)第10条</p>			
<p>観点の自己点検・評価結果欄 (該当する□欄をチェック■)</p> <p>以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。</p> <p>■ 満たしていると判断する</p>			
自己点検・評価結果欄 (該当する□欄をチェック■)	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄	備考	再掲
<p>(1) 管理運営体制に関する規程等を整備しているか。</p> <p>■ 整備している</p>	◇管理運営に関する諸規程、整備状況がわかる資料		
	資料2-1-3-(1)-01 「組織図」	p.4	再掲
	資料4-2-1-(1)-01 「弓削商船高等専門学校内部組織規則」		
	資料2-4-2-(1)-02 「事務組織の役割分担がわかる規則」		再掲
	資料2-4-2-(1)-03 「技術支援センターの役割分担がわかる規則」		再掲
	資料2-1-3-(1)-02 「弓削商船高等専門学校運営委員会規則」		再掲
	管理運営体制に関する規程等については、教員、技術職員及び事務職員の組織体制を規則で規定している。また、学校の管理運営等の重要な事項を審議し意思決定を行う機関として、内部組織規則第14条により運営委員会を設置している。		

(2) 委員会等の体制を整備しているか。 ■ 整備している	◇諸規程、整備状況がわかる資料（組織図等）		
	資料4-2-1-(2)-01「委員会等の整備状況がわかる資料」	p.4	
	資料4-2-1-(2)-02「委員会等に関する規則を定めていることがわかる資料」		
	校長が委員長を務める重要な委員会のほか、各副校長、専攻科長、各センター長等は担当委員会の委員長を務めることとしている。また、重要な事項については運営委員会に上げて審議・報告することとしており、効果的な意思決定が行える体制をとっている。		
(3) 校長、主事等の役割分担が明確になっているか。 ■ なっている	◇役割分担がわかる資料		
	資料4-2-1-(3)-01「各主事の役割がわかる資料」	第9条	
	資料4-2-1-(3)-02「副校長、各学科長、専攻科長、学級担任等の役割がわかる資料」	第6条～第13条	
	校長のリーダーシップの下に、教務主事、学生主事、寮務主事、広報主事、企画・評価担当副校長及び研究担当副校長を副校長として配置し、組織ごとに学科長、専攻科長及び各センター長など配置して、迅速な意思決定ができる体制をとっている。 各主事の役割については、学則第9条で明確に定めている。 各学科長及び専攻科長、学級担任に至るまでの役割は、弓削商船高等専門学校内部組織規則で規定している。		
(4) 事務組織の体制を規程等に基づき整備しているか。 ■ 整備している	◇規程等、整備状況がわかる資料		
	資料2-4-2-(1)-02「事務組織の役割分担がわかる規則」		再掲
	事務職員の組織及び業務については、本規則で規定している。		
(5) 教員と事務職員等とが適切な役割分担の下、必要な連携体制を確保しているか。 ■ 確保している	◇規定等、教員と事務職員が構成員として構成されている会議体がわかる資料		
	資料4-2-1-(5)-01「弓削商船高等専門学校運営委員会規則」	第3条第1項	
	資料4-2-1-(5)-02「弓削商船高等専門学校自己点検評価委員会規則」	第3条第1項	
	資料4-2-1-(5)-03「弓削商船高等専門学校練習船運航委員会規則」	第3条	
	資料4-2-1-(5)-04「弓削商船高等専門学校情報処理教育センター規則」	第4条第1項、第2項	
	学校全体に係る審議を行う委員会では、教員組織の各長のほかに、技術職員組織の技術支援センター長や事務職員の事務部長、各課長などで構成している。		
(6) (1)～(5)の体制の下、効果的な活動を行っているか。 ■ 行っている	◇活動状況がわかる資料（会議の開催回数、議事要旨等。）		
	資料2-1-3-(2)-01「会議・委員会等の開催回数がわかる資料」		再掲
	資料4-2-1-(6)-01「令和元年度に実施した運営委員会の議事概要」	非公開	

観点4-2-② 危機管理を含む安全管理体制が整備されているか。			
【留意点】なし。			
観点の自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）			
以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。			
■ 満たしていると判断する			
自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄	備考	再掲
(1) 学校として、責任の所在を明確にした危機管理を含む安全管理体制を整備しているか。 ■ 整備している	◇規程等、整備状況がわかる資料		
	資料4-2-2-(1)-01 「弓削商船高等専門学校危機管理規則」		
(2) 危機管理マニュアル等を整備しているか。 ■ 整備している	◇危機管理マニュアル等の資料		
	資料4-2-2-(2)-01 「弓削商船高等専門学校リスクマネジメントの手引き－組織的取り組み編－」		
	資料4-2-2-(2)-02 「弓削商船高等専門学校危機管理マニュアル－火災・自然災害対応編－」		
	資料4-2-2-(2)-03 「弓削商船高等専門学校危機管理マニュアル－危機事象別対応編－」		
	資料4-2-2-(2)-04 「弓削商船高等専門学校危機管理マニュアル－緊急時の記者会見対応編－」	非公開	
本校の学生、教職員及び近隣住民に被害が及ぶ恐れがある様々な危機事象を未然に防止し、また、発生した場合に被害を最小限に食い止めることを目的として危機管理マニュアルを整備している。			
(3) (1)(2)に基づき、定期的に訓練を行うなど、危機に備えた活動を行っているか。 ■ 行っている	◇訓練や講習会等の実施状況がわかる資料		
	資料4-2-2-(3)-01 「防災訓練を実施していることがわかる資料」		
	資料4-2-2-(3)-02 「防災リーダー育成に関する研修会を実施していることがわかる資料」		
	資料4-2-2-(3)-03 「防災講演会を実施していることがわかる資料」		
	資料4-2-2-(3)-04 「上島町の総合防災訓練に参加していることがわかる資料(1/2)」		
	資料4-2-2-(3)-05 「上島町の総合防災訓練に参加していることがわかる資料(2/2)」	http://e-campus.yuge.ac.jp/shirasuna/past_news/news2019.html	
	資料4-2-2-(3)-06 「安否確認・緊急連絡システムを導入していることがわかる資料」		
	資料4-2-2-(3)-07 「標的型メール対応訓練を実施していることがわかる資料(1/2)」		
資料4-2-2-(3)-08 「標的型メール対応訓練を実施していることがわかる資料(2/2)」			

観点4-2-③ 外部資金を積極的に受入れる取組を行っているか。

【留意点】

○ 過去5年間の外部資金について、明確な獲得方策（獲得のための取組。）を有するか、十分な獲得実績があるか等について、分析すること。

観点の自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）

以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。

■ 満たしていると判断する

自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄	備考	再掲
<p>(1) 外部の財務資源（科学研究費助成事業による外部資金、受託研究、共同研究、受託試験、奨学寄附金、同窓会等からの寄付金等）を積極的に受入れる取組を行っているか。</p> <p>■ 行っている</p>	<p>◇過去5年間の科学研究費助成事業による外部資金、受託研究、共同研究、受託試験、奨学寄附金、同窓会等からの寄付金等、外部の財務資源の受入れへの取組及び受入実績に関する資料</p> <p>資料4-2-3-(1)-01 「外部資金受入状況」</p> <p>資料4-2-3-(1)-02 「科研費獲得のための講習会を実施していることがわかる資料」</p> <p>資料4-2-3-(1)-03 「高専間で申請書の査読を実施していることがわかる資料」</p> <p>資料4-2-3-(1)-04 「科研費レビューを実施していることがわかる資料」</p> <p>資料4-2-3-(1)-05 「外部資金獲得に係るインセンティブ経費の配分がわかる資料」</p> <p>科学研究費への積極的な応募を促すための講習会参加、科研費申請書査読者の活用、レビューの開催、間接経費見合い分をインセンティブ経費として配分するなどの取組を行っている。</p>		
<p>(2) 公的研究費を適正に管理するシステムが整備されているか。</p> <p>■ 整備されている</p>	<p>◇管理体制がわかる資料（規程等）</p> <p>資料4-2-3-(2)-01 「高専機構における公的研究費等の取扱いに関する規則」</p> <p>資料4-2-3-(2)-02 「公的研究費等の運営及び管理体制がわかる資料」</p> <p>資料4-2-3-(2)-03 「公的研究費等の取扱いに関する説明会を開催していることがわかる資料（1/2）」</p> <p>資料4-2-3-(2)-04 「公的研究費等の取扱いに関する説明会を開催していることがわかる資料（2/2）」</p> <p>公的研究費等の適正な管理についての管理体制を定めてホームページで公開している。また、学内では、毎年公的研究費等の取扱いに関する説明会を開催している。</p>	<p>第4条～第6条</p>	

観点4-2-④ 外部の教育資源を積極的に活用しているか。

【留意点】

- 高等専門学校の教育研究の基盤としての、地域や同窓会等を中心とする外部教育資源、又は退職技術者を含む企業人等の教育研究的資源の活用について分析すること。
- 「社会とともに次世代の技術者を育成する」協働教育の理念を実践する活動例について分析すること。
- 財務的資源については、観点4-2-③で分析し、ここでは教育資源、研究的資源について分析すること。
- 提示する資料の例としては、次のものを想定している。(全ての取組を求めているものではない。)
- ・ 高等教育機関の間で締結している学生・教員交流等、外部の機関の持つ教育力の活用例の資料(協定等を含む。)
- ・ 産学連携関係の共同研究や共同教育の実施例の資料
- ・ 地域や同窓会等の有識者や経験者による授業、実習、課外活動等の指導支援に関する資料
- ・ 地域にある教育設備(図書館、博物館等)、体育施設の利用及び支援がわかる資料
- ・ 地域の催事等を含む地域社会との交流体験実施例の資料

観点の自己点検・評価結果欄(該当する□欄をチェック■)

以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。

■ 満たしていると判断する

自己点検・評価結果欄(該当する□欄をチェック■)	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄	備考	再掲
(1) 外部の教育・研究資源を活用しているか。 ■ 活用している	◇活用状況がわかる資料		
	資料4-2-4-(1)-01 「自治体、企業等との連携協定一覧」		
	資料4-2-4-(1)-02 「国内大学等との連携協定一覧」		
	資料3-2-5-(2)-20 「国際交流協定一覧」		再掲
	資料4-2-4-(1)-03 「地域と連携した実践教育及び交流体験の実施例」		
	資料4-2-4-(1)-04 「国際交流状況」	p.37	
	資料4-2-4-(1)-05 「他高専と連携した教育の実施例」		
	資料4-2-4-(1)-06 「卒業生を活用した就職講演会の実施状況がわかる資料」	http://www.yuge.ac.jp/archives/7285	
	資料4-2-4-(1)-07 「課外活動指導で外部人材を活用していることがわかる資料(1/2)」		
	資料4-2-4-(1)-08 「課外活動指導で外部人材を活用していることがわかる資料(2/2)」		
資料4-2-4-(1)-09 「地域にある教育施設の利用」	http://www.yuge.ac.jp/archives/8971		
資料4-2-4-(1)-10 「共同研究一覧」			

観点4-2-⑤ 管理運営のための組織及び事務組織が十分に任務を果たすことができるよう、研修等、管理運営に関わる職員の資質の向上を図るための取組（スタッフ・ディベロップメント）が組織的に行われているか。

【留意点】

- ファカルティ・ディベロップメントに関連した教育の質の向上や授業の改善に関する教育支援者に対する取組は観点2-4-③で分析するため、ここでは、スタッフ・ディベロップメント（以下「SD」という。）への取組を分析すること。
- SDとは、事務職員等のほか、教授等の教員や校長等の執行部に対し、教育研究活動等の効果的な運営を図るため、必要な知識及び技能を習得させ、その能力及び資質を向上させるための研修（管理運営等の研修）のことをいう。

関係法令 (設)第10条の2

観点の自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）

以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。

■ 満たしていると判断する

自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄	備考	再掲
(1) SD等を実施しているか。	◇規程等の資料		
■ 実施している	資料4-2-5-(1)-01「教職員の研修に関する規則(1/2)」	第42条	
	資料4-2-5-(1)-02「教職員の研修に関する規則(2/2)」		
	◇実施状況（参加状況等）がわかる資料		
	資料4-2-5-(1)-03「SD等の実施・参加状況がわかる資料」		

4-2 特記事項 この評価の観点の内容に関して、「観点」のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、記入すること。

該当なし

評価の視点

4-3 学校の教育研究活動等の状況やその活動の成果に関する情報を広く社会に提供していること。

観点4-3-① 学校における教育研究活動等の状況についての情報（学校教育法施行規則第172条の2に規定される事項を含む。）が公表されているか。

【留意点】

- 高等専門学校の教育研究活動の状況や、その活動の成果に関する情報を、わかりやすい表現やアクセスしやすい手段を用いて、社会に発信しているか分析すること。

関係法令 (施)第172条の2、(施)第165条の2、学校教育法施行規則等の一部を改正する省令の施行について（通知）22文科高第236号平成22年6月16日

観点の自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）

以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。

■ 満たしていると判断する

自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄	備考	再掲
<p>(1) 教育情報を法令に従い適切に公表しているか。（該当する選択肢にチェック■する。）</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 高等専門学校の教育上の目的及び学校教育法施行規則第165条の2第1項の規定により定める方針 ■ 教育研究上の基本組織 ■ 教員組織、教員の数並びに各教員が有する学位及び業績 ■ 入学者の数、収容定員及び在学する学生の数、卒業又は修了した者の数並びに進学者数及び就職者数その他進学及び就職等の状況 ■ 授業科目、授業の方法及び内容並びに年間の授業の計画 ■ 学修の成果に係る評価及び卒業又は修了の認定に当たっての基準 ■ 校地、校舎等の施設及び設備その他の学生の教育研究環境 ■ 授業料、入学料その他の高等専門学校が徴収する費用 ■ 高等専門学校が行う学生の修学、進路選択及び心身の健康等に係る支援 	<p>◇刊行物の該当箇所がわかる資料</p> <p>資料4-3-1-(1)-01 「教育情報の刊行物該当箇所一覧」</p> <p>◇【別紙様式】ウェブサイト掲載項目チェック表</p>		
<p>4-3 特記事項 この評価の視点の内容に関して、「観点」のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、記入すること。</p>			
<p>該当なし</p>			

基準4

優れた点			
<p>該当なし</p>			
<p>改善を要する点</p>	<p>該当なし</p>		

基準5 準学士課程の教育課程・教育方法

<p>評価の視点</p> <p>5-1 準学士課程の教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）に基づき、教育課程が体系的に編成されており、その内容、水準等が適切であること。</p>			
<p>観点5-1-① 教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）に基づき、授業科目が学年ごとに適切に配置され、教育課程が体系的に編成されているか。</p> <p>【留意点】</p> <p>○ 観点1-2-②の教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）を踏まえた授業科目の配置となっているか分析すること。</p>			
<p>関係法令（設）第15条、第16条、第17条、第17条の2</p>			
<p>観点の自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）</p> <p>以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。</p> <p>■ 満たしていると判断する</p>			
自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄	備考	再掲
<p>(1) 教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）を踏まえて、適切な授業科目を体系的に配置しているか。</p> <p>■ 配置している</p>	◇カリキュラム一覧表、授業科目系統図等の授業科目配置状況がわかる資料		
	資料2-1-1-(1)-03 「準学士課程の教育課程表」	別表第1、2	再掲
	資料5-1-1-(1)-01 「準学士課程の教育課程系統図」	http://www.yuge.ac.jp/student/educationrules/kyouikukateikeitouzu	
<p>(2) 一般教育の充実に配慮しているか。</p> <p>■ 配慮している</p>	◇配慮していることがわかる資料		
	資料5-1-1-(2)-01 「一般科目の時間割がわかる資料」		
	資料5-1-1-(1)-01 「準学士課程の教育課程系統図」	http://www.yuge.ac.jp/student/educationrules/kyouikukateikeitouzu	再掲
	資料5-1-1-(2)-02 「一般科目教育課程表」	別表第1	
<p>(3) 進級に関する規定を整備しているか。</p> <p>■ 整備している</p>	◇進級に関する規定の整備状況がわかる資料		
	資料5-1-1-(3)-01 「弓削商船高等専門学校学業成績の評価並びに進級・特別進級及び卒業の認定に関する規則」		
<p>(4) 1年間の授業を行う期間を定期試験等の期間を含め、35週確保しているか。</p> <p>■ 確保している</p>	◇35週が確保されている状況が確認できる資料（学年暦等。）		
	資料5-1-1-(4)-01 「35週の授業期間を確保していることがわかる資料」		

(5) 特別活動を90単位時間以上実施しているか。 <input checked="" type="checkbox"/> 実施している	◇特別活動の実施状況がわかる資料（学年暦等。）		
	資料5-1-1-(5)-01 「特別活動を90単位時間実施することが明示されている規則」	第13条第7項	
	資料5-1-1-(5)-02 「特別活動の実施状況がわかる資料」		

観点5-1-② 教育課程の編成及び授業科目の内容について、学生の多様なニーズ、学術の発展の動向、社会からの要請等が配慮されているか。

【留意点】

○ 例えば、国際的に活躍できる技術者の養成が目的に含まれる場合には、外国語の伝達と読解の基礎能力育成について分析するなど、目的や卒業の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）に照らして授業科目の内容の工夫を行っているか分析すること。

○ この観点では教育課程の編成について分析するものであり、正規の教育課程とは別に実施しているもの（例えば、補習や補講等。）は、この観点の対象ではないことに留意すること。

関係法令（設）第19条、第20条

観点の自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック）

以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。

満たしていると判断する

自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック <input checked="" type="checkbox"/> ）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄	備考	再掲
(1) 学生の多様なニーズ、学術の発展の動向、社会からの要請等を踏まえ、教育課程における具体的な配慮としてどのようなことを行っているか。（該当する選択肢にチェック <input checked="" type="checkbox"/> する。） <input type="checkbox"/> 他学科の授業科目の履修を認定 <input checked="" type="checkbox"/> インターンシップによる単位認定 <input type="checkbox"/> 正規の教育課程に関わる補充教育の実施 <input checked="" type="checkbox"/> 専攻科課程教育との連携 <input checked="" type="checkbox"/> 外国語の基礎能力（聞く、話す、読む、書く）の育成 <input checked="" type="checkbox"/> 資格取得に関する教育 <input checked="" type="checkbox"/> 他の高等教育機関との単位互換制度 <input type="checkbox"/> 個別の授業科目内での工夫 <input checked="" type="checkbox"/> 最先端の技術に関する教育 <input type="checkbox"/> その他	◇チェックした配慮項目に関して、実施状況がわかる資料		
	【インターンシップによる単位認定】		
	資料5-1-2-(1)-01 「インターンシップを単位認定していることがわかる資料」		
	資料5-1-2-(1)-02 「インターンシップの実施状況がわかる資料」		
	【専攻科課程教育との連携】		
	資料5-1-2-(1)-03 「準学士課程と専攻科課程の連携がわかる資料」	http://www.yuge.ac.jp/student/educationrules/kyouikukateikeitouzu	
	【外国語の基礎能力（聞く、話す、読む、書く）の育成】		
	資料5-1-2-(1)-04 「外国語の基礎能力の育成を実施していることがわかる資料」		
	外国人教員を配置し、外国語の基礎能力（聞く、話す、読む、書く）を育成する配慮を行っている。また、1クラスを3分割し、少人数教育を実施し、教育効果を高めている。		
	【資格取得に関する教育】		
	資料3-2-2-(1)-05 「資格試験・検定試験等の支援体制がわかる資料」	http://www.yuge.ac.jp/student/shikaku	再掲
	資料5-1-2-(1)-05 「資格取得に関する教育の実施状況がわかる資料」		
	【他の高等教育機関との単位互換制度】		
	資料5-1-2-(1)-06 「他の高等教育機関との単位互換制度が明示された規則」	第13条の3、第13条の4	
【最先端の技術に関する教育】			
資料5-1-2-(1)-07 「最先端の技術に関する教育を実施している授業がわかる資料」			
資料5-1-2-(1)-08 「最先端の技術に関する教育内容がわかる資料（1/2）」	非公開		
資料5-1-2-(1)-09 「最先端の技術に関する教育内容がわかる資料（2/2）」	非公開		
◆その他の項目をチェックした場合は、その内容を列記し、その状況がわかる資料を提示する。			

(2) 他の高等教育機関との単位互換制度を設けている場合、法令に従い適切に取り扱っているか。 ■ 適切に取り扱っている	◇単位互換制度の内容がわかる資料		
	資料5-1-2-(1)-06 「他の高等教育機関との単位互換制度が明示された規則」	第13条の3、第13条の4	再掲

観点5-1-③ 創造力・実践力を育む教育方法の工夫が図られているか。

【留意点】

- 創造力を育む教育方法の工夫がわかる資料には、PBL型の授業や創造型の演習等における具体的な教育方法の工夫がわかる資料を提示すること。
 - 創造力を育む教育方法の工夫については、学校としてどう捉え、どう展開しているかを踏まえて分析すること。
 - 実践力を育む教育方法の工夫がわかる資料には、インターンシップの活用等の具体的な教育方法の工夫がわかる資料を提示すること。
- (注) PBLとは、プロジェクト課題を学生にグループ単位で与え、その課題を達成するためのアイデアの創出、計画立案、実現等を学生自身に遂行させることにより、学生の学習意欲、知識の活用能力、計画立案・遂行能力、ディベート能力、プレゼンテーション能力、組織運営能力等の向上を図るための学習・教育の方法のこと。Problem-based Learning 又は Project-based Learning の略。

観点の自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）

以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。

- 満たしていると判断する

自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄	備考	再掲
(1) 創造力を育む教育方法の工夫を行っているか。 ■ 行っている	◇創造力を育む教育方法の工夫がわかる資料（PBL型の授業や創造型の演習の実施等）		
	【商船学科の取組】		
	資料5-1-3-(1)-01 「創造力を育む工夫をしている授業の例（商船学科：卒業研究）」		
	【電子機械工学科の取組】		
	資料5-1-3-(1)-02 「創造力を育む工夫をしている授業の例（電子機械工学科：卒業研究）」		
	資料5-1-3-(1)-03 「創造力を育む工夫をしている授業の例（電子機械工学科：工作実習1）」		
	資料5-1-3-(1)-04 「創造力を育む工夫をしている授業の例（電子機械工学科：地域創生演習1）」		
	【情報工学科の取組】		
	資料5-1-3-(1)-05 「創造力を育む教育方法の工夫がわかる資料（情報工学科）(1/2)」		
	資料5-1-3-(1)-06 「創造力を育む教育方法の工夫がわかる資料（情報工学科）(2/2)」	p.86、非公開	
資料5-1-3-(1)-07 「創造力を育む工夫をしている授業の例（情報工学科：卒業研究）」			
資料5-1-3-(1)-08 「創造力を育む工夫をしている授業の例（情報工学科：情報工学実験3）」			
資料5-1-3-(1)-09 「創造力を育む工夫をしている授業の例（情報工学科：情報工学実験4）」			

資料5-1-3-(1)-10 「創造力を育む工夫をしている授業の例（情報工学科：地域創生演習1）」		
◇実施状況がわかる資料		
【商船学科の取組】		
資料5-1-3-(1)-11 「創造力を育む工夫をしている授業の実施状況がわかる資料（商船学科：卒業研究）」	非公開	
【電子機械工学科の取組】		
資料5-1-3-(1)-12 「創造力を育む工夫をしている授業の実施状況がわかる資料（電子機械工学科：卒業研究）」	非公開	
資料5-1-3-(1)-13 「創造力を育む工夫をしている授業の実施状況がわかる資料（電子機械工学科：工作実習1、情報工学科：情報工学実験3）」		
資料5-1-3-(1)-14 「創造力を育む工夫をしている授業の実施状況がわかる資料（電子機械工学科：地域創生演習1、情報工学科：地域創生演習1）」		
【情報工学科の取組】		
資料5-1-3-(1)-15 「創造力を育む工夫をしている授業の実施状況がわかる資料（情報工学科：卒業研究）」	非公開	
資料5-1-3-(1)-13 「創造力を育む工夫をしている授業の実施状況がわかる資料（電子機械工学科：工作実習1、情報工学科：情報工学実験3）」		再掲
資料5-1-3-(1)-16 「創造力を育む工夫をしている授業の実施状況がわかる資料（情報工学科：情報工学実験4）」	非公開	
資料5-1-3-(1)-14 「創造力を育む工夫をしている授業の実施状況がわかる資料（電子機械工学科：地域創生演習1、情報工学科：地域創生演習1）」		再掲
◆工夫を行った結果、学生が創造力を発揮し、あげた成果や効果があれば具体的に、資料を基に記述する。		
資料5-1-3-(1)-17 「学生のコンテスト等での受賞歴がわかる資料」		
<p>情報工学科では4年生の情報工学実験4で、ものづくりを通して企画、部品の発注、作業工程まで学生自身に関与することで作業管理の方法を身につけている（資料5-1-3-(1)-09、16）。また、電子機械工学科では工作実習1などで、地域と連携した特徴的なものづくりを行い、その中でデザイン、工程管理、品質管理などの力を高めている（資料5-1-3-(1)-03、13）。これらの創造力および実践力の成果として各種コンテストにおいて優秀賞、準優秀賞、特別賞などを受賞できる学生が出てきている（資料5-1-3-(1)-17）。特に、高専機構主催のプログラミングコンテストやデザインコンペティションなどは、多くの高専が参加する大会であり、各校で創造力や実践力を育てられた学生が参加していることから、審査も厳しいものとなっており、その中での受賞は誇るべき成果と考えられる。また、商船学科では3年生の時点で2級の海技士免許（筆記）を取得しているなど高い成果を出す学生が見られる。</p>		

(2) 実践力を育む教育方法の工夫を行っているか。 ■ 行っている	◇実践力を育む教育方法の具体的な工夫がわかる資料（インターンシップの実施等。）		
	資料5-1-2-(1)-01 「インターンシップを単位認定していることがわかる資料」		再掲
	資料5-1-3-(2)-01 「インターンシップに関する指導内容がわかる資料」	非公開	
	◇実施状況がわかる資料		
	資料5-1-2-(1)-02 「インターンシップの実施状況がわかる資料」		再掲
	資料5-1-3-(2)-02 「インターンシップ先及び学生の体験談がわかる資料」	pp.1-3	
	資料5-1-3-(2)-03 「インターンシップ報告書」	非公開	
	資料5-1-3-(2)-04 「インターンシップ報告会発表資料」	非公開	
	◇工夫を行った結果、学生が実践力を発揮し、あげた成果や効果があれば具体的に、資料を基に記述する。		
	資料5-1-3-(1)-17 「学生のコンテスト等での受賞歴がわかる資料」		再掲
	単位化された、企業を中心としたインターンシップに参加することで、意欲を増加させつつ、マナーや指揮・管理系統、あるいはものづくりに関連したOn the job trainingなどを積極的に学習し、報告書や報告会を行うことで、経験したインターンシップの復習や整理、振り返りにつながり、総合的な実践力が磨かれている。これらの成果として各種コンテストにおいて優秀賞、準優秀賞、特別賞などを受賞できる学生が出てきている（資料5-1-3-(1)-17）。特に、高専機構主催のプログラミングコンテストやデザインコンペティションなどは、多くの高専が参加する大会であり、各校で創造力や実践力を育てられた学生が参加していることから、審査も厳しいものとなっており、その中での受賞は誇るべき成果と考えられる。また、商船学科では3年生の時点で2級の海技士免許（筆記）を取得しているなど高い成果を出す学生が見られる。		

5-1 特記事項 この評価の視点の内容に関して、「観点」のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、記入すること。

本校では、国際対応力等を育む取組として以下のような工夫や環境づくり、奨励等を行っている。

- ・初年次における英語教育については、ネイティブ教員を含めた3名の英語教員で1学級を3分割した少人数教育を実施し、楽しみながら話せる英語力を身に付けさせる工夫を行っている（資料5-1-2-(1)-04）。
- ・専門科目でも「専門英語」（商船学科）、「工業英語」（電子機械工学科）、「科学技術英語」（情報工学科）にネイティブ教員を配置し、読む、聞く、話すという国際対応力としての基本的な能力の養成に努めている（資料5-1-2-(1)-04）。
- ・協定校であるナコンパノム大学(タイ)、モンゴル科学技術大学(モンゴル)とは定期的な相互の国際交流を行っており、同じく協定校のハワイ大学カウアイ・コミュニティー・カレッジ(アメリカ)には毎年国際インターンシップとして商船学科の学生が参加している（資料4-2-4-(1)-04）。
- ・日本郵船（株）と高専機構との協定に基づき実施している日本郵船未来プロジェクトの一環として、NYK-TDG Maritime Academy（フィリピン）に商船系5高専の商船学科の学生を派遣し、各高専で輪番に先方の学生を受入れている（資料3-2-2-(2)-05）。
- ・国際船員労務協会の支援・協力を受け、毎年Maritime Academy of Asia and the Pacific(フィリピン)の練習船に商船系5高専の商船学科の学生が短期の合同乗船実習を行っている（資料5-1-特-01）。
- ・その他不定期ではあるが、アメリカの高校生の学校訪問・交流を受け入れたり（資料5-1-特-02）、短期・長期の留学体験者の報告会を開催したり（資料5-1-特-03）して、国際化に対して興味付け、動機付けを積極的に行っている。

資料5-1-2-(1)-04 「外国語の基礎能力の育成を実施していることがわかる資料」		再掲
資料4-2-4-(1)-04 「国際交流状況」	p.37	再掲
資料3-2-2-(2)-05 「学生の海外派遣等の実績がわかる資料」		再掲
資料5-1-特-01 「フィリピンMAAP練習船での合同航海実習を実施していることがわかる資料」	http://www.yuge.ac.jp/archives/9482	
資料5-1-特-02 「コロラド州デンバー・ベアクリーク高校生との交流がわかる資料」	http://www.yuge.ac.jp/archives/9290	
資料5-1-特-03 「留学生及び留学体験者の報告会の実施状況がわかる資料」	http://www.yuge.ac.jp/archives/9106	

評価の視点

5-2 準学士課程の教育課程を展開するにふさわしい授業形態、学習指導法等が整備されていること。

観点5-2-① 教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）に照らして、講義、演習、実験、実習等の授業形態のバランスが適切であり、それぞれの教育内容に応じた適切な学習指導上の工夫がなされているか。

【留意点】

なし。

関係法令（設）第17条の2

観点の自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）

以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。

- 満たしていると判断する

自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄	備考	再掲
<p>(1) 教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）に照らして、講義、演習、実験、実習等の適切な授業形態が採用されているか。</p> <p>■ 採用されている</p>	◇授業形態の開講状況（バランスを含む。）がわかる資料		
	資料5-2-1-(1)-01 「 授業形態の開講状況がわかる資料（本科） 」		
	資料5-2-1-(1)-02 「 授業形態のバランスがわかる資料（本科） 」		
	資料2-1-1-(1)-04 「 船舶職員教育機関図 」	p.42	再掲
	◆授業形態のバランスが適切であることについて、資料を基に記述する。 それぞれの学年で配当される専門科目の講義に関連した演習、実験、実習を、低学年から高学年に向けて3-30%程度組み込んでいる（資料5-2-1-(1)-02）。また、商船学科はこれに加えて12ヶ月間の海技教育機構大型練習船実習が2年生(1ヶ月)、4年生(5ヶ月)、6年生(6ヶ月)に分割され組み込まれており、商船学科の専門科目との有機的な連携がとられている（資料2-1-1-(1)-04）。以上のことから、本校の教育課程の構成及び実施に関する方針(カリキュラム・ポリシー)に照らして講義、演習、実験、実習等の授業形態のバランスは適切であるといえる。		
<p>(2) 教育内容に応じて行っている、学習指導上の工夫には、どのような工夫があるか。（該当する選択肢にチェック■する。）</p> <p>■ 教材の工夫</p> <p>■ 少人数教育</p> <p>■ 対話・討論型授業</p> <p><input type="checkbox"/> フィールド型授業</p> <p>■ 情報機器の活用</p> <p>■ 基礎学力不足の学生に対する配慮</p> <p><input type="checkbox"/> 一般科目と専門科目との連携</p> <p><input type="checkbox"/> その他</p>	◇チェックした項目の実施状況がわかる資料		
	【教材の工夫】		
	資料5-2-1-(2)-01 「 科目担当教員が教科書を執筆し授業に活用していることがわかる資料 」		
	資料5-2-1-(2)-02 「科目担当教員が教科書を執筆していることがわかる資料」	表紙、ii、奥付	
	資料5-2-1-(2)-03 「 授業で使用する実験機器を開発していることがわかる資料 」		
	一例として、商船学科では学生にわかりやすい教科書や教材の開発・作成と授業への積極的導入を目指し、海文堂出版と連携し、マリタイムカレッジシリーズとして商船高専キャリア教育研究会名で既に何冊かの教科書や副教材を刊行し、教科書等で使用している(資料5-2-1-(2)-01、5-2-1-(2)-02)。また、一般科目でも物理などの実験教材を独自に作成し、授業等で活用している(資料5-2-1-(2)-03)。		
	【少人数教育】		
資料5-2-1-(2)-04 「 少人数教育がわかる資料 」			
【対話・討論型授業】			
資料5-2-1-(2)-05 「 対話・討論型授業がわかる資料 」			

【情報機器の活用】		
資料5-2-1-(2)-06 「情報機器の活用がわかる資料」		
資料5-2-1-(2)-07 「moodleの活用がわかる資料」		
資料5-2-1-(2)-08 「ECDISを活用した授業を行っていることがわかる資料（商船学科）」		
資料5-2-1-(2)-09 「IoTを活用した授業を行っていることがわかる資料（電子機械工学科）」		
資料5-2-1-(2)-10 「CADを活用した授業を行っていることがわかる資料（電子機械工学科、情報工学科）」		
本校ではオンライン学習管理ソフト「moodle」が全学科で活用されている(資料5-2-1-(2)-07)。情報工学科を中心に各学科や専攻科の授業の中で情報機器の活用が行われている(資料5-2-1-(2)-06)。商船学科では「海技演習」で電子海図情報表示装置(ECDIS)という情報機器を用いた授業を行っている(資料5-2-1-(2)-08)。電子機械工学科では「工作実習1」、情報工学科では「情報工学実験3」でCAD製図ソフト(資料5-2-1-(2)-10)、電子機械工学科の「工作実習3」でIoT機器を活用した「IoTものづくり実験」を行っている(資料5-2-1-(2)-09)。		
【基礎学力不足の学生に対する配慮】		
資料3-2-2-(1)-02 「オフィスアワーを整備していることがわかる資料」		再掲
資料5-2-1-(2)-11 「初年次の基礎学力不足の学生に対する配慮がわかる資料」		
資料5-2-1-(2)-12 「試験前に補講を実施していることがわかる資料」		
◆その他の項目をチェックした場合は、その内容を列記し、その状況がわかる資料を提示する。		

観点5-2-② 教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）の趣旨に沿って、適切なシラバスが作成され、活用されているか。

【留意点】

なし。

関係法令（設）第17条、第17条の3

観点の自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）

以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。

■ 満たしていると判断する

自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄	備考	再掲
<p>(1) 教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）を踏まえて適切に設定された項目に基づきシラバスを作成しているか。（該当する選択肢にチェック■する。）</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 授業科目名 ■ 単位数 ■ 授業形態 ■ 対象学年 ■ 担当教員名 ■ 教育目標等との関係 ■ 達成目標 ■ 教育方法 ■ 教育内容（1 授業時間ごとに記載） ■ 成績評価方法・基準 <input type="checkbox"/> 事前に行う準備学習 ■ 高等専門学校設置基準第17条第3項の規定に基づく授業科目か、4項の規定に基づく授業科目かの区別の明示 ■ 教科書・参考文献 <input type="checkbox"/> その他 	<p>◇シラバスの作成要領や具体例等の左記内容がわかる資料</p> <p>資料5-2-2-(1)-01 「シラバスの具体例」</p> <p>「事前に行う準備学習」については、シラバスのフォーマット上、項目を設けていないが、必要に応じて「授業の進め方と授業内容・方法」欄や「注意点」欄で示すようにしている。記載については特に指示していないため、令和3年度のシラバス作成に向けて「シラバス作成の手引き」を作成し、事前学習に関する記載を徹底するよう準備を進めている。</p> <p>◆その他の項目にチェックした場合は、具体的な内容（項目）を記述する。</p>		
<p>(2) 教員及び学生のシラバスの活用状況を把握し、その把握した状況を基に改善を行っているか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 改善を行っている 	<p>◇活用状況がわかる資料</p> <p>資料5-2-2-(2)-01 「学生のシラバスの活用状況がわかる資料」</p> <p>資料5-2-2-(2)-02 「教員のシラバスの活用状況がわかる資料」</p> <p>資料5-2-2-(2)-03 「シラバスを活用し試験問題を作成していることがわかる資料」</p> <p>◆改善を行った事例があれば、改善内容について、資料を基に記述する。</p> <p>資料5-2-2-(2)-04 「学生による授業評価アンケート（改善前）」</p> <p>平成30年度の学生による授業評価アンケート（資料5-2-2-(2)-04）では、Q2により適切に授業が行われていることは把握できたが、シラバスに沿っているかは不明であったため、令和元年度のアンケート（資料5-2-2-(2)-02）では、Q1とQ7にシラバスどおりに行われているかを問う設問を入れた、これにより、シラバスの活用状況を、よりの確に把握することができる。</p>		

(3) 設置基準第17条第3項の30単位時間授業では1単位当たり30時間を確保しているか。 <input checked="" type="checkbox"/> 確保している	◇状況が確認できる資料（学年暦、時間割等。）		
	資料5-2-2-(3)-01 「30単位時間の履修をもって1単位とすることを定めた規則」	第13条第3項	
	資料5-2-2-(3)-02 「年間の授業日数がわかる資料」		
(4) (3)の30単位時間授業では、1単位時間を50分としているか。 <input checked="" type="checkbox"/> 1単位時間=50分で規定、45分で運用	◆1単位時間を50分以外で運用している場合は、標準50分に相当する教育内容を確保していることについて、学校の現状を踏まえ、資料を基に記述する。		
	資料5-2-2-(4)-01 「授業時刻がわかる資料」	p.157	
	本校では1コマ(=90分)で2単位時間の授業相当の取扱を行っている(資料5-2-2-(4)-01)。出席確認を1回分省略できることや前回授業の振り返りを1回分省略できることなど授業効率化を図ることで2単位時間相当の授業内容を担保している。		
(5) 1単位の履修時間が授業時間以外の学修と合わせて45時間である授業科目を配置している場合には、授業科目ごとのシラバス、あるいはシラバス集、履修要項等に、1単位の履修時間は授業時間以外の学修等を合わせて45時間であることを明示しているか。 <input checked="" type="checkbox"/> 明示している	◇シラバス集、履修要項等の明示状況がわかる資料		
	資料5-2-2-(5)-01 「学修単位科目の履修時間が授業時間以外の学修等を合わせて45時間であることを学生に明示している資料」	表紙、pp.8-9	
	資料5-2-2-(5)-02 「シラバスで授業時間以外の学修等の時間について明示していることがわかる資料」		
	資料5-2-2-(5)-03 「シラバスの内容を学生に周知していることがわかる資料」		
(6) (5)の履修時間の実質化のための対策としてどのような方策を講じているか。(該当する選択肢にチェック <input checked="" type="checkbox"/> する。) <input checked="" type="checkbox"/> 授業外学習の必要性の周知 <input checked="" type="checkbox"/> 事前学習の徹底 <input checked="" type="checkbox"/> 事後展開学習の徹底 <input checked="" type="checkbox"/> 授業外学習の時間の把握 <input type="checkbox"/> その他	◇チェックした方策の具体的な内容がわかる資料		
	【授業外学習の必要性の周知】		
	資料5-2-2-(5)-01 「学修単位科目の履修時間が授業時間以外の学修等を合わせて45時間であることを学生に明示している資料」	表紙、pp.8-9	再掲
	資料5-2-2-(5)-02 「シラバスで授業時間以外の学修等の時間について明示していることがわかる資料」		再掲
	資料5-2-2-(5)-03 「シラバスの内容を学生に周知していることがわかる資料」		再掲
	【事前学習の徹底、事後展開学習の徹底、授業外学習の時間の把握】		
	資料5-2-2-(6)-01 「事前・事後学習の徹底と学習時間の把握がわかる資料」		
修学支援ガイドブック（資料5-2-2-(5)-01）やシラバス等（資料5-2-2-(5)-02、03）で予習・復習についての説明を行い、各科目で課題の提出チェックをしている（資料5-2-2-(6)-01）。			
◆その他の項目にチェックした場合は、具体的な内容を記述する。			

5-2 特記事項 この評価の視点の内容に関して、「観点」のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、記入すること。

該当なし

--	--	--	--

評価の視点
5-3 準学士課程の教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）並びに卒業の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）に基づき、成績評価・単位認定及び卒業認定が適切に行われており、有効なものとなっていること。

観点 5-3-① 成績評価・単位認定基準が、教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）に従って、組織として策定され、学生に周知されているか。また、成績評価・単位認定が適切に実施されているか。
【留意点】
なし。

関係法令 (設)第17条の3

観点の自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）
以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。
■ 満たしていると判断する

自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄	備考	再掲
(1) 成績評価や単位認定に関する基準を、教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）に基づき、策定しているか。 ■ 策定している	◇成績評価や単位認定に関する規程等の該当箇所 資料5-3-1-(1)-01 「成績評価及び単位認定に関する規則」	第2条、第3条、第9条、第10条	
(2) 成績評価や単位認定に関する基準に基づき、各授業科目の単位認定等を行っているか。 ■ 行っている	◇成績評価の組織内でのチェック等、成績評価が適切に実施されていることがわかる資料 資料5-3-1-(2)-01 「成績評価が適切に実施されていることがわかる資料」		
(3) 1単位の履修時間が授業時間以外の学修と合わせて45時間である授業科目を配置している場合、授業時間以外の学修についての評価がシラバス記載どおりに行われていることを学校として把握しているか。 ■ 把握している	◇学校として把握していることがわかる資料 資料5-3-1-(3)-01 「授業時間以外の学修がシラバスどおりであることを把握していることがわかる資料」 学生による授業評価アンケートの中で予習や復習をしたかを問うことで、授業時間以外の学修を把握している。		

<p>(4) 成績評価や単位認定に関する基準を学生に周知しているか。</p> <p>■ 周知している</p>	<p>◇周知を図る取組の内容（学生の手引きへの掲載、ウェブサイトでの明示等。）がわかる資料</p> <p>資料5-3-1-(4)-01 「成績評価や単位認定に関する基準を学生便覧で周知していることがわかる資料」</p> <p>資料5-3-1-(4)-02 「成績評価、単位認定、卒業認定に関する基準をウェブサイトで周知していることがわかる資料」</p>	<p>pp.57-63</p> <p>http://www.yuge.ac.jp/student/educationrules</p>	
<p>(5) (4)について、学生の認知状況を学校として把握しているか。</p> <p>■ 把握している</p>	<p>◇認知状況がわかる資料</p> <p>資料5-3-1-(5)-01 「成績評価や単位認定に関する基準の認知状況がわかる資料」</p>		
<p>(6) 追試、再試の成績評価方法を定めているか。</p> <p>■ 定めている</p>	<p>◇追試、再試の成績評価の規程等がわかる資料</p> <p>資料5-3-1-(6)-01 「追試、再試の成績評価に関する規則」</p>	<p>第5条、第6条、第9条第2号</p>	
<p>(7) 成績評価結果に関する学生からの意見申立の機会があるか。</p> <p>■ ある</p>	<p>◇成績評価結果に関する学生からの意見申立の機会の規程等がわかる資料</p> <p>資料5-3-1-(7)-01 「意見申立の機会として答案返却の期間を学生に周知していることがわかる資料」</p> <p>資料5-3-1-(7)-02 「成績周知に関して教員に周知していることがわかる資料」</p> <p>資料5-3-1-(7)-03 「成績評価結果の訂正に関する資料」</p> <p>成績評価結果に対する意見申立の機会について、教員には手引き（資料5-3-1-(7)-02）により周知しており、学生には学事予定表（資料5-3-1-(7)-01）及び各教員から周知している。期間中に学生から申告があった場合は、正誤を確認の上、科目担当教員が訂正届（資料5-3-1-(7)-03）を教務係に提出することになっている。</p>	<p>p.9</p>	
<p>(8) 成績評価等の客観性、厳格性を担保するため、どのような組織的な措置を行っているか。（該当する選択肢にチェック■する。）</p> <p>■ 成績評価の妥当性の事後チェック</p> <p>■ 答案の返却</p> <p>■ 模範解答や採点基準の提示</p> <p>□ GPAの進級判定への利用</p> <p>□ 成績分布のガイドラインの設定</p> <p>■ 複数年次にわたり同じ試験問題が繰り返されていないことのチェック</p> <p>■ 試験問題のレベルが適切であることのチェック</p> <p>□ その他</p>	<p>【成績評価の妥当性の事後チェック】</p> <p>資料5-3-1-(2)-01 「成績評価が適切に実施されていることがわかる資料」</p> <p>成績評価や単位認定については規則に基づいて教員会議で確認している。</p> <p>【答案の返却】</p> <p>資料5-3-1-(7)-01 「意見申立の機会として答案返却の期間を学生に周知していることがわかる資料」</p> <p>資料5-3-1-(8)-01 「答案を返却していることがわかる資料」</p> <p>科目担当教員はシラバスに記載された評価方法を事前に学生に周知し、試験は成績周知期間を設け、解答を提示しつつ学生に確認させている。</p> <p>【模範解答や採点基準の提示】</p> <p>資料5-3-1-(8)-02 「模範解答や採点基準を提示していることがわかる資料」</p> <p>資料5-3-1-(8)-03 「模範解答の例」</p> <p>【成績分布のガイドラインの設定】</p> <p>資料5-3-1-(8)-04 「定期試験の平均点の目安を周知していることがわかる資料」</p>	<p>再掲</p> <p>再掲</p> <p>非公開</p> <p>p.8</p>	

絶対評価のため成績のガイドラインは設定していないが、定期試験の平均点の目安は周知している。		
【複数年次にわたり同じ試験問題が繰り返されていないことのチェック】		
資料5-3-1-(8)-05 「複数年次にわたり同じ試験問題を使用することがないように周知していることがわかる資料」		
資料5-3-1-(8)-06 「複数年次にわたり同じ試験問題が繰り返されていないことをチェックしていることがわかる資料」		
アンケートにより昨年度と同じ問題になっていないかチェックしている。		
【試験問題のレベルが適切であることのチェック】		
資料5-3-1-(8)-07 「試験問題のレベルを適切に保つよう周知していることがわかる資料」		
資料5-3-1-(8)-08 「試験問題のレベルが適切であることのチェックをしていることがわかる資料」		
平均点が低い等の科目に関しては、教員会議でのチェックで確認している。		
◆実施状況や成績分布を踏まえて、成績評価や単位認定における基準の客観性・厳格性を担保するための措置が、有効に機能しているかどうかについて、資料を基に記述する。		
試験問題の作問にあたっての留意事項として同一問題の出題の禁止や適正レベルの問題の作成等は毎年教務主事から教員に周知・依頼され、試験問題・解答は電子ファイル化し検索・確認できるようにしている（資料5-3-1-(2)-01、資料5-3-1-(7)-01、資料5-3-1-(8)-01～08）。		
◆その他の項目をチェックした場合は、その内容を列記し、その状況がわかる資料を提示する。		

観点5-3-② 卒業認定基準が、卒業の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）に従って、組織として策定され、学生に周知されているか。また、卒業認定が適切に実施されているか。

【留意点】
なし。

関係法令 (法)第117条 (設)第17条第3～6項、第17条の2、第17条の3、第18条、第19条、第20条

観点の自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）

以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。

■ 満たしていると判断する

自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄	備考	再掲
(1) 学則等に、修業年限を5年（商船に関する学科は5年6月。）と定めているか。	◇学則等の該当箇所がわかる資料		
■ 定めている	資料5-3-2-(1)-01 「修業年限を定めている規則」	第2条第1項	

(2) 卒業の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）に基づき、卒業認定基準を定めているか。 ■ 定めている	◇定めている該当規程や卒業認定基準		
	資料5-3-2-(2)-01 「卒業認定に関する規則」	第15条、別表6	
(3) 卒業認定基準に基づき、卒業認定しているか。 ■ 認定している	◇関係する委員会等の会議資料		
	資料5-3-2-(3)-01 「基準に基づき卒業認定（電子機械工学科、情報工学科）、席上課程修了認定（商船学科）していることがわかる資料」	非公開	
(4) 卒業認定基準を学生に周知しているか。 ■ 周知している	資料5-3-2-(3)-02 「基準に基づき卒業認定（商船学科）していることがわかる資料」	非公開	
	◇周知を図る取組の内容（学生の手引きへの掲載、ウェブサイトでの明示等。）がわかる資料		
	資料5-3-2-(4)-01 「卒業認定基準を学生便覧で周知していることがわかる資料」	pp.57-63	
(5) (4)について、学生の認知状況を学校として把握しているか。 ■ 把握している	資料5-3-1-(4)-02 「成績評価、単位認定、卒業認定に関する基準をウェブサイト	http://www.yuge.ac.jp/student/educationrules	再掲
	で周知していることがわかる資料」		
	◇学生の認知状況を把握していることがわかる資料		
	資料5-3-2-(5)-01 「卒業認定基準の認知状況がわかる資料」		

5-3 特記事項 この評価の視点の内容に関して、「観点」のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、記入すること。

該当なし

基準5

優れた点

該当なし

改善を要する点

該当なし

基準6 準学士課程の学生の受入れ

<p>評価の視点</p> <p>6-1 入学者の選抜が、入学者の受入れに関する方針（アドミッション・ポリシー）に沿って適切な方法で実施され、機能していること。また、実入学者数が、入学定員と比較して適正な数となっていること。</p>			
<p>観点6-1-① 入学者の受入れに関する方針（アドミッション・ポリシー）に沿って適切な入学者選抜方法が採用されており、実際の学生の受入れが適切に実施されているか。</p> <p>【留意点】</p> <p>○ 合否判定基準については、提示できるものがあれば、提示すること。自己評価書での提示が不可能な場合は、訪問調査時に提示すること。</p>			
<p>関係法令（設）第3条の2</p> <p>観点の自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）</p> <p>以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。</p> <p>■ 満たしていると判断する</p>			
自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄	備考	再掲
<p>(1) 入学者の受入れに関する方針（アドミッション・ポリシー）、特に入学者選抜の基本方針に沿った入学者選抜方法（学生募集の方針、選抜区分（学力選抜、推薦選抜等）、面接内容、配点・出題方針等。）となっているか。</p> <p>■ なっている</p>	◇入学者選抜要項、面接要領、合否判定基準、入学試験実施状況等がわかる資料		
	資料6-1-1-(1)-01 「入学者選抜方法がわかる資料」	表紙裏、p.1、p.4、p.9、p.15、p.21、p.25	
	資料6-1-1-(1)-02 「推薦による入学者選抜の実施状況がわかる資料」	非公開	
	資料6-1-1-(1)-03 「学力による入学者選抜の実施状況がわかる資料」	非公開	
	資料6-1-1-(1)-04 「推薦による入学者選抜の合否判定基準がわかる資料」	訪問調査時提示資料	
<p>観点6-1-② 入学者の受入れに関する方針（アドミッション・ポリシー）に沿った学生を実際に受入れているかどうかを検証するための取組が行われており、その結果を入学者選抜の改善に役立てているか。</p> <p>【留意点】なし。</p> <p>観点の自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）</p> <p>以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。</p> <p>■ 満たしていると判断する</p>			
自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄	備考	再掲
<p>(1) 検証及び検証結果を改善に役立てる体制を整備しているか。</p> <p>■ 整備している</p>	◇検証の体制に関する資料		
	資料6-1-2-(1)-01 「学生の受入れに関する検証・改善体制がわかる資料（1/2）」	第2条	
	資料6-1-2-(1)-02 「学生の受入れに関する検証・改善体制がわかる資料（2/2）」	第2条第2号	
	◇改善に役立てる体制に関する資料		
	資料6-1-2-(1)-01 「学生の受入れに関する検証・改善体制がわかる資料（1/2）」	第2条	
資料6-1-2-(1)-02 「学生の受入れに関する検証・改善体制がわかる資料（2/2）」	第2条第2号		再掲

<p>(2) (1)の体制の下、実際に入学した学生が、入学者の受入れに関する方針（アドミッション・ポリシー）に沿っているかどうかの検証を行っているか。</p> <p>■ 行っている</p>	<p>◇検証を行っていることがわかる資料</p> <p>資料6-1-2-(2)-01 「入学した学生がアドミッション・ポリシーに沿っているかどうかを検証していることがわかる資料」</p>	<p>非公開</p>	
<p>(3) (2)の検証の結果を入学者選抜の改善に役立てているか。</p> <p>■ 改善に役立てている</p>	<p>◆検証の結果に基づいた具体的な改善の実施状況を踏まえて、検証の結果を改善に役立てている状況について、資料を基に記述する。</p> <p>資料6-1-2-(3)-01 「面接記録書（推薦による選抜）の書式変更に関する資料」</p> <p>本校の教育方針とアドミッション・ポリシーに対応するように、面接評価の項目について、「態度」、「理解力」、「積極性」、「創造性」を「柔軟性・理解力」、「好奇心・コミュニケーション能力」、「独創力・創造性」、「倫理観・態度」に変更し、より本校の教育方針にあった学生を採用できるように改善を行った。</p>	<p>非公開</p>	
<p>観点6-1-③ 実入学者数が、入学定員を大幅に超過、又は大幅に不足している状況になっていないか。また、その場合には、入学者選抜方法を改善するための取組が行われるなど、入学定員と実入学者数との関係の適正化が図られているか。</p> <p>【留意点】</p> <p>○ (2)の体制の整備は、必ずしもこの取組に特化した組織を整備することを求めているのではなく、既存の委員会で対応することとしている場合には、当該委員会に関する規定の所掌において定員と実入学者数との関係の把握と必要な改善のための取組が明示されていることを分析すること。</p> <p>○ (3)の入学定員に対する入学者数は、大学、大学院、短期大学及び高等専門学校の設置等に係る認可の基準に照らして、分析すること。</p>			
<p>関係法令（設）第4条の2、第5条第2項 大学、大学院、短期大学及び高等専門学校の設置等に係る認可の基準（平成15年3月31日文科科学省告示第45号）</p>			
<p>観点の自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）</p> <p>以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。</p> <p>■ 満たしていると判断する</p>			
<p>自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）</p>	<p>自己点検・評価の根拠資料・説明等欄</p>	<p>備考</p>	<p>再掲</p>
<p>(1) 学生定員を学科ごとに1学級当たり40人を標準として、学則で定めているか。</p> <p>■ 定めている</p>	<p>◇学則の該当箇所</p> <p>資料6-1-3-(1)-01 「学則で入学定員を定めていることがわかる資料」</p>	<p>第7条</p>	
<p>(2) 学科ごとの入学定員と実入学者数との関係を把握し、改善を図るための体制を整備しているか。</p> <p>■ 整備している</p>	<p>◇体制の整備に係る規程等がわかる資料</p> <p>資料6-1-2-(1)-01 「学生の受入れに関する検証・改善体制がわかる資料（1/2）」</p> <p>資料6-1-2-(1)-02 「学生の受入れに関する検証・改善体制がわかる資料（2/2）」</p>	<p>第2条</p> <p>第2条第2号</p>	<p>再掲</p> <p>再掲</p>
<p>(3) 過去5年間の学科ごとの入学定員に対する実入学者数が適正であるか。</p> <p>■ 適正である</p>	<p>◇【別紙様式】平均入学定員充足率計算表</p>		
<p>(4) 過去5年間で、実入学者数が、入学定員を大幅に超過、又は大幅に不足している状況にあった場合は、改善の取組を行っているか。</p>	<p>◆大幅に超過、又は大幅に不足している状況にあった場合には、該当する学科について、実入学者数の改善に資する取組や教育環境等の改善により教育等に支障が生じないように取った対応等、実際に行った事例がわかる資料を基に記述する。</p>		

■ 過去5年間で大幅に超過、大幅に不足していないので、該当しない			

6-1 特記事項 この評価の視点の内容に関して、「観点」のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、記入すること。

該当なし

基準6

優れた点

該当なし

改善を要する点

該当なし

基準7 準学士課程の学習・教育の成果

評価の視点			
7-1 卒業の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）に照らして、学習・教育の成果が認められること。			
観点7-1-① 成績評価・卒業認定の結果から判断して、卒業の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）に沿った学習・教育の成果が認められるか。			
【留意点】			
○ 学生の成績（卒業時のGPA値等。）や原級留置の状況、単位修得率（登録授業単位数に対する修得単位数の率。）等、成果を総合的に分析すること。			
観点の自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）			
以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。			
■ 満たしていると判断する			
自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄	備考	再掲
(1) 学生が卒業時に身に付ける学力、資質・能力について、成績評価・卒業認定の結果から学習・教育の成果を把握・評価するための体制を整備しているか。 ■ 整備している	◇体制の整備状況がわかる資料		
	資料7-1-1-(1)-01「学習・教育の成果を把握・評価するための体制がわかる資料(1/2)」	第11条	
	資料7-1-1-(1)-02「学習・教育の成果を把握・評価するための体制がわかる資料(2/2)」	第2条第1号	
(2) 学生が卒業時に身に付ける学力、資質・能力について、成績評価・卒業認定の結果から学習・教育の成果を把握・評価しているか。 ■ 把握・評価している	◇成績評価・卒業認定等に関するデータ・資料		
	資料5-3-1-(2)-01「成績評価が適切に実施されていることがわかる資料」		再掲
	資料5-3-2-(3)-01「基準に基づき卒業認定（電子機械工学科、情報工学科）、席上課程修了認定（商船学科）していることがわかる資料」	非公開	再掲
	資料5-3-2-(3)-02「基準に基づき卒業認定（商船学科）していることがわかる資料」	非公開	再掲
(3) (2)の結果から学習・教育の成果が認められるか。 ■ 認められる	◇把握・評価の実施状況がわかる資料		
	資料5-3-1-(2)-01「成績評価が適切に実施されていることがわかる資料」		再掲
	資料5-3-2-(3)-01「基準に基づき卒業認定（電子機械工学科、情報工学科）、席上課程修了認定（商船学科）していることがわかる資料」	非公開	再掲
	資料5-3-2-(3)-02「基準に基づき卒業認定（商船学科）していることがわかる資料」	非公開	再掲
	◆左記(2)及び上記の資料を踏まえて、学習・教育の成果が認められることについて、資料を基に記述する。		
	資料7-1-1-(3)-01「本科の成業率の推移がわかる資料」		
	資料5-1-3-(1)-17「学生のコンテスト等での受賞歴がわかる資料」		再掲
資料3-2-2-(2)-03「各種資格試験の合格者一覧」	p.8	再掲	

成業率をみると（資料7-1-1-(3)-01）、電子機械工学科の平成26年度入学生の成業率が64.3%と低くなっている。他の学年では成業率は90%弱と高いためこのクラス特有の理由であると考えられる。このクラスでは3年生から4年生になる際と、4年生から5年生になる際に留年や積極的理由による進路変更が多かったために在籍者が大きく減少した。高学年での学力不振の大きな理由としては、寮を出て同じ下宿で複数人が一人暮らしを始めたことで生活が乱れたことなどが考えられる。しかしながら、プログラミングコンテストやデザインコンペティションでの受賞（資料5-1-3-(1)-17）、低学年時に2級海技士（筆記）を取得（資料3-2-2-(2)-03）といった学生もあり、また、ここ数年間の成業率が比較的安定した傾向を示していることから、本校の教育が安定して成果を挙げていることがわかる。

観点7-1-② 達成状況に関する学生・卒業生・進路先関係者等からの意見の聴取の結果から判断して、卒業の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）に沿った学習・教育の成果が認められるか。

【留意点】

- (1)の体制の整備が、観点7-1-①と同じ体制で実施されている場合には、観点7-1-①と同じ資料となる。
- (2)(3)(4)は、観点1-1-③で分析している種々の評価結果の一部と同一のものであるため、内容の整合性に留意して分析すること。

観点の自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）

以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。

■ 満たしていると判断する

自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄	備考	再掲
(1) 学生が卒業時に身に付ける学力、資質・能力について、学生・卒業生・進路先関係者等からの意見聴取の結果に基づいて学習・教育の成果を把握・評価するための体制を整備しているか。 ■ 整備している	◇体制の整備状況がわかる資料		
	資料7-1-2-(1)-01 「学生等からの意見聴取の結果に基づいて学習・教育の成果を把握・評価するための体制がわかる資料（1/2）」	第2条、第3条	
	資料7-1-2-(1)-02 「学生等からの意見聴取の結果に基づいて学習・教育の成果を把握・評価するための体制がわかる資料（2/2）」	第2条、第3条	
(2) 学生が卒業時に身に付けた学力、資質・能力について、卒業時の学生に対する意見聴取の結果から学習・教育の成果の把握・評価を行っているか。 ■ 行っている	◇意見聴取の結果に関するデータ・資料		
	資料1-1-3-(1)-12 「卒業（修了）時の学生の意見聴取を実施していることがわかる資料」		再掲
	資料1-1-3-(1)-13 「卒業（修了）生の意見聴取を実施していることがわかる資料（1/2）」		再掲
	資料1-1-3-(1)-17 「進路先関係者の意見聴取を実施していることがわかる資料」		再掲
	資料7-1-2-(4)-01 「進学先関係者の意見聴取を実施していることがわかる資料」	非公開	
	進学先関係者の意見聴取に関しては、毎年大学の教員が来校し口頭で情報交換しているが、サンプルが少ないため、最新で平成27年度の資料を提示する。		

<p>(3) 学生が卒業時に身に付けた学力、資質・能力について、卒業生（卒業後5年程度経った者）に対する意見聴取の結果から学習・教育の成果の把握・評価を行っているか。</p> <p>■ 行っている</p>	<p>◇把握・評価の実施状況がわかる資料</p> <p>資料1-1-3-(2)-06「卒業（修了）時の学生、卒業（修了）後の学生、進路先関係者の意見聴取の結果から学習・教育の成果を把握・分析していることがわかる資料」</p> <p>資料1-1-3-(2)-07「卒業（修了）時の学生、卒業（修了）後の学生、進路先関係者の意見聴取の結果から学習・教育の成果を分析・評価していることがわかる資料」</p>		
<p>(4) 学生が卒業時に身に付けた学力、資質・能力について、進路先関係者等に対する意見聴取の結果から学習・教育の成果の把握・評価を行っているか。</p> <p>■ 行っている</p>			
<p>(5) (2)～(4)の評価結果から学習・教育の成果が認められるか。</p> <p>■ 認められる</p>	<p>◆左記(2)～(4)及び上記の資料を踏まえて、学習・教育の成果が認められることについて、資料を基に記述する。</p> <p>卒業(修了)時アンケートでは、「表現力」、「理解力」などほとんどの項目について「身に付いた」、「良く身に付いた」という肯定意見が過半数を占めており（資料1-1-3-(1)-12）、卒業（修了）生アンケートでは、身に付けた知識として評価されているのは、「専門知識」、「実技系の技能」、「一般教養知識」の順で、前二者で8割以上を占めており（資料1-1-3-(1)-13）、この傾向は就職企業先アンケートでの間である「優れている分野」でも同様の評価であった（資料1-1-3-(1)-17）。これらの分析結果から学習・教育の成果が認められると判断できる(資料1-1-3-(2)-06、07)。</p>		
<p>観点7-1-③ 就職や進学といった卒業後の進路の状況等の実績から判断して、学習・教育の成果が認められるか。</p> <p>【留意点】なし。</p>			
<p>関係法令 (法)第122条 (施)第178条</p>			
<p>観点の自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）</p> <p>以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。</p> <p>■ 満たしていると判断する</p>			
<p>自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）</p>	<p>自己点検・評価の根拠資料・説明等欄</p>	<p>備考</p>	<p>再掲</p>
<p>(1) 学校として把握している最近5年間の就職率及び進学率から判断して、学習・教育の成果が認められるか。</p> <p>■ 認められる</p>	<p>◇【別紙様式】卒業生進路実績表</p> <p>資料7-1-3-(1)-01「就職・進学先がわかる資料（商船学科）」</p> <p>資料7-1-3-(1)-02「就職・進学先がわかる資料（電子機械工学科、情報工学科）」</p>		

(2) 学校として把握している就職先や進学先は、各学科の養成しようとする人材像に適したものとなっているか。 ■ なっている			
	◆就職率・進学率や就職先等から、養成しようとする人材像にかなった成果が得られているかどうかについて、資料を基に記述する。		
	商船学科では、令和元年度卒業者の就職・進学率は100%であり、就職先は海運業や船主業、海事関連機器の製造業等、進学先は商船系大学あるいは専攻科である(資料7-1-3-(1)-01)。工業系学科についてもそれぞれの学科の専門性を活かせる分野に就職・進学している(資料7-1-3-(1)-02)。以上のことから、各学科の養成しようとする人材像に適した成果が得られていると判断できる。		

7-1 特記事項 この評価の視点の内容に関して、「観点」のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、記入すること。

該当なし			

基準7

優れた点

該当なし			

改善を要する点

該当なし			

基準 8 専攻科課程の教育活動の状況

<p>評価の視点</p> <p>8-1 専攻科課程の教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）に基づき、教育課程が体系的に編成され、専攻科課程としてふさわしい授業形態、学習指導法等が採用され、適切な研究指導等が行われていること。また、専攻科課程の教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）並びに修了の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）に基づき、成績評価・単位認定及び修了認定が適切に行われており、有効なものとなっていること。</p>			
<p>観点 8-1-① 教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）に基づき、授業科目が適切に配置され、教育課程が体系的に編成されているか。</p> <p>【留意点】</p> <p>○ 観点 1-2-⑤の教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）を踏まえた授業科目の配置となっているか分析すること。</p> <p>○ 本評価書Ⅰ(1)4.において、特例適用専攻科又は J A B E E 認定プログラムについて記載した場合は、その結果を利用できる。利用する場合は、当該結果を根拠として本観点全体の判断を行うこととし、根拠理由欄に、この結果を踏まえた根拠理由を記述すること。自己点検・評価結果欄の項目について、個別の記入は要しない。</p>			
<p>観点の自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）</p> <p>以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。</p> <p>■ 満たしていると判断する</p>			
<p>（根拠理由欄）</p> <p>本校は、特例適用専攻科の認定を受けており、その際に本観点を満たすことが確認されている。</p>			
自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄	備考	再掲
(1) 教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）を踏まえて、適切な授業科目を体系的に配置しているか。	◇カリキュラム一覧表、授業科目系統図等の授業科目配置状況がわかる資料		
<p>観点 8-1-② 準学士課程の教育との連携、及び準学士課程の教育からの発展等を考慮した教育課程となっているか。</p> <p>【留意点】</p> <p>○ 本評価書Ⅰ(1)4.において、特例適用専攻科又は J A B E E 認定プログラムについて記載した場合は、その結果を利用できる。利用する場合は、当該結果を根拠として本観点全体の判断を行うこととし、根拠理由欄に、この結果を踏まえた根拠理由を記述すること。自己点検・評価結果欄の項目について、個別の記入は要しない。</p>			
<p>観点の自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）</p> <p>以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。</p> <p>■ 満たしていると判断する</p>			
<p>（根拠理由欄）</p> <p>本校は、特例適用専攻科の認定を受けており、その際に本観点を満たすことが確認されている。</p>			
自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄	備考	再掲
(1) 専攻科の教育課程は、準学士課程の教育との連携、及び準学士課程の教育からの発展等を考慮しているか。	◇連携及び発展等の考慮状況がわかる資料		

<p>観点8-1-③ 教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）に照らして、講義、演習、実験、実習等の授業形態のバランスが適切であり、それぞれの教育内容に応じた適切な学習指導上の工夫がなされているか。</p> <p>【留意点】</p> <p>○ 本評価書Ⅰ(1)4.において、JABEE認定プログラムについて記載した場合は、その結果を利用できる。利用する場合は、当該結果を根拠として本観点全体の判断を行うこととし、根拠理由欄に、この結果を踏まえた根拠理由を記述すること。自己点検・評価結果欄の各項目について、個別の記入は要しない。</p>			
<p>観点の自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）</p> <p>以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。</p> <p>■ 満たしていると判断する</p>			
<p>（根拠理由欄）</p> <p>本校は、JABEE認定プログラムの認定の結果を利用しない。</p>			
自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄	備考	再掲
<p>(1) 教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）に基づき、講義、演習、実験、実習等の適切な授業形態が採用されているか。</p> <p>■ 採用されている</p>	◇授業形態の開講状況（バランスを含む。）がわかる資料		
	資料8-1-3-(1)-01 「授業形態の開講状況がわかる資料（専攻科）」		
	資料8-1-3-(1)-02 「授業形態のバランスがわかる資料（専攻科）」		
	◆授業形態のバランスが適切であることについて、資料を基に記述する。		
	<p>海上輸送システム工学専攻は、海上輸送システムや船舶機関システムに関する分野を中心とした専門的な技術を教育し、システムの運用、開発、管理、商船学・工学的センスを身につけた実践的な海事管理技術者を育成する。このため、講義により専門理論を、講義以外（実験・実習、演習）により専門技術の両方を授業で学ぶ。授業形態は、1年次に講義が多くなっているが、2年次では講義以外が多くなっている。このように、2年間の修業期間の観点から見て適切な授業形態のバランスをとっている。</p> <p>生産システム工学専攻は、機械・情報系を中心とした複合的工業分野における専門的な知識と技術を教育し、瀬戸内海地域に貢献できるものづくりやシステム開発の能力と国際感覚をもつ実践的専門技術者を育成する。このため、講義により専門理論を、講義以外（実験・実習、演習）により専門技術の両方を授業で学ぶ。授業形態は、1年次に講義が多くなっているが、2年次では講義以外が多くなっている。このように、2年間の修業期間の観点から見て適切な授業形態のバランスをとっている。</p>		

<p>(2) 教育内容に応じて行っている、学習指導上の工夫には、どのような工夫があるか。(該当する選択肢にチェック■する。)</p> <ul style="list-style-type: none"> <input checked="" type="checkbox"/> 教材の工夫 <input checked="" type="checkbox"/> 少人数教育 <input checked="" type="checkbox"/> 対話・討論型授業 <input checked="" type="checkbox"/> フィールド型授業 <input checked="" type="checkbox"/> 情報機器の活用 <input type="checkbox"/> 基礎学力不足の学生に対する配慮 <input checked="" type="checkbox"/> 一般科目と専門科目との連携 <input type="checkbox"/> その他 	◇チェックした項目の実施状況がわかる資料			
	【教材の工夫】			
	資料8-1-3-(2)-01 「科目担当教員が教科書を執筆し授業に活用していることがわかる資料」	pp.113-114		
	資料8-1-3-(2)-02 「教育内容に合わせて資料を作成している授業のシラバス」	pp.121-122		
	資料8-1-3-(2)-03 「教育内容に合わせて資料を作成している授業の説明スライド」			
	授業の内容に合わせた教科書やレジュメ、プリント等を作成している。			
	【少人数教育】			
	資料8-1-3-(2)-04 「少人数教育がわかる資料」	pp.89-90		
	【対話・討論型授業】			
	資料8-1-3-(2)-05 「対話・討論型授業がわかる資料」	pp.87-88		
	【フィールド型授業】			
	資料8-1-3-(2)-06 「フィールド型授業がわかる資料」	pp.11-12		
	【情報機器の活用】			
	資料8-1-3-(2)-07 「moodleの活用がわかる資料」			
	資料8-1-3-(2)-08 「moodleを活用している授業の一例」	pp.113-114		
	資料8-1-3-(2)-09 「情報機器の活用がわかる資料」	pp.43-44		
	資料8-1-3-(2)-10 「CADを活用した授業を行っていることがわかる資料」	pp.33-34		
【一般科目と専門科目との連携】				
資料8-1-3-(2)-11 「一般科目と専門科目との連携がわかる資料」	pp.77-78			
◆その他の項目をチェックした場合は、その内容を列記し、その状況がわかる資料を提示する。				

<p>観点8-1-④ 教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）に基づき、教養教育や研究指導が適切に行われているか。</p> <p>【留意点】</p> <p>○ 教養教育の実施状況や学生の研究指導が、学校教育上の目的及び学校の教育の目的を達成する上で適切なものであるかどうかを分析すること。</p> <p>○ 本評価書Ⅰ(1)4.において、特例適用専攻科について記載した場合は、その結果を利用できる。利用する場合は、当該結果を根拠として本観点全体の判断を行うこととし、根拠理由欄に、この結果を踏まえた根拠理由を記述すること。自己点検・評価結果欄の項目について、個別の記入は要しない。</p>			
<p>関係法令 (法)第119条第2項</p> <p>観点の自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）</p> <p>以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。</p> <p>■ 満たしていると判断する</p> <p>（根拠理由欄）</p> <p>本校は、特例適用専攻科の認定を受けており、その際に本観点を満たすことが確認されている。</p>			
自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄	備考	再掲
(1) 学生への教養教育や研究指導を、適切に行っているか。	◇教養教育や研究指導の実施状況がわかる資料		
<p>観点8-1-⑤ 成績評価・単位認定基準が、教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）に従って、組織として策定され、学生に周知されているか。また、成績評価・単位認定が適切に実施されているか。</p> <p>【留意点】</p> <p>○ 本評価書Ⅰ(1)4.において、JABEE認定プログラムについて記載した場合は、その評価結果を利用できる。利用する場合は、当該結果を根拠として本観点全体の判断を行うこととし、根拠理由欄に、この結果を踏まえた根拠理由を記述すること。自己点検・評価結果欄の各項目について、個別の記入は要しない。</p>			
<p>観点の自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）</p> <p>以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。</p> <p>■ 満たしていると判断する</p> <p>（根拠理由欄）</p> <p>本校は、JABEE認定プログラムの認定の結果を利用しない。</p>			
自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄	備考	再掲
(1) 成績評価や単位認定に関する基準を、教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）に基づき、策定しているか。	◇成績評価や単位認定に関する規定等の該当箇所		
■ 策定している	資料8-1-5-(1)-01 「成績評価及び単位認定に関する規則」	第6条～第8条	
(2) 成績評価や単位認定に関する基準に基づき、各授業科目の単位認定等を行っているか。	◇成績評価の組織内でのチェック等、成績評価が適切に実施されていることがわかる資料		
■ 行っている	資料8-1-5-(2)-01 「専攻科委員会で単位認定及び修了認定について審議していることがわかる資料」		

	資料8-1-5-(2)-02 「教員会議で単位認定及び修了認定をしていることがわかる資料」		
(3) 1単位の履修時間が授業時間以外の学修と合わせて45時間である授業科目を配置している場合、授業時間以外の学修についての評価がシラバス記載どおりに行われていることを学校として把握しているか。 ■ 把握している	◇学校として把握していることがわかる資料		
	資料8-1-5-(3)-01 「授業時間以外の学修についての評価がシラバスの記載どおりに行われていることがわかる資料 (1/2)」	非公開	
	資料8-1-5-(3)-02 「授業時間以外の学修についての評価がシラバスの記載どおりに行われていることがわかる資料 (2/2)」	非公開	
(4) 成績評価や単位認定に関する基準を学生に周知しているか。 ■ 周知している	◇周知を図る取組の内容（学生の手引きへの掲載、ウェブサイトでの明示等。）がわかる資料		
	資料8-1-5-(4)-01 「成績評価、単位認定、修了認定に関する基準をウェブサイトで周知していることがわかる資料」	http://www.yuge.ac.jp/student/educationrules	
(5) (4)について、学生の認知状況を学校として把握しているか。 ■ 把握している	◇認知状況がわかる資料		
	資料8-1-5-(5)-01 「成績評価、単位認定、修了認定に関する基準についての学生の認知状況」		
(6) 追試、再試の成績評価方法を定めているか。 ■ 定めている	◇追試、再試の成績評価の規程等がわかる資料		
	資料8-1-5-(6)-01 「追試験に関して定めた規則」	第5条第3項	
(7) 成績評価結果に関する学生からの意見申立の機会があるか。 ■ ある	◇成績評価結果に関する学生からの意見申立の機会の規定等がわかる資料		
	資料8-1-5-(7)-01 「成績評価結果に関する学生からの意見申立の機会に関して定めた規則」	第9条	
	資料8-1-5-(7)-02 「成績評価に関する意見申立の期間を学生に周知していることがわかる資料」		
(8) 成績評価等の客観性、厳格性を担保するため、どのような組織的な措置を行っているか。（該当する選択肢にチェック■する。） ■ 成績評価の妥当性の事後チェック ■ 答案の返却 ■ 模範解答や採点基準の提示 <input type="checkbox"/> GPAの進級判定への利用 <input type="checkbox"/> 成績分布のガイドラインの設定 ■ 複数年次にわたり同じ試験問題が繰り返されていないことのチェック ■ 試験問題のレベルが適切であることのチェック <input type="checkbox"/> その他	◆実施状況や成績分布を踏まえて、成績評価や単位認定における基準の客観性・厳格性を担保するための措置が、有効に機能しているかどうかについて、資料を基に記述する。		
	資料8-1-5-(8)-01 「成績評価の事後チェック、答案の返却、模範解答の提示、試験問題のレベルが適切であることの確認をおこなっていることがわかる資料」	非公開	
	資料5-3-1-(8)-05 「複数年次にわたり同じ試験問題を使用することがないよう周知していることがわかる資料」		再掲
	資料5-3-1-(8)-06 「複数年次にわたり同じ試験問題が繰り返されていないことをチェックしていることがわかる資料」		再掲
	各教員が記入した授業完了報告書の内容を専攻科委員会で確認することで客観性・厳格性を担保している。		

◆その他の項目にチェックした場合は、具体的な内容を記述する。

観点8-1-⑥ 修了認定基準が、修了の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）に従って、組織として策定され、学生に周知されているか。また、修了認定が適切に実施されているか。

【留意点】

○ 本評価書Ⅰ(1)4.において、JABEE認定プログラムについて記載した場合は、その評価結果を利用できる。利用する場合は、当該結果を根拠として本観点全体の判断を行うこととし、根拠理由欄に、この結果を踏まえた根拠理由を記述すること。自己点検・評価結果欄の各項目について、個別の記入は要しない。

関係法令 (法)第119条第2項

観点の自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）

以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。

■ 満たしていると判断する

（根拠理由欄）

本校は、JABEE認定プログラムの認定の結果を利用しない。

自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄	備考	再掲
(1) 学則等に、修業年限を1年以上と定めているか。 ■ 定めている	◇学則等の該当箇所がわかる資料 資料8-1-6-(1)-01 「修業年限を定めていることがわかる資料」	第44条	
(2) 修了の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）に基づき、修了認定基準を定めているか。 ■ 定めている	◇定めている該当規程や修了認定基準 資料8-1-6-(2)-01 「修了認定基準を定めた規則」	第50条第1項	
(3) 修了認定基準に基づき、修了認定しているか。 ■ 認定している	◇関係する委員会等の会議資料 資料8-1-5-(2)-01 「専攻科委員会で単位認定及び修了認定について審議していることがわかる資料」 資料8-1-5-(2)-02 「教員会議で単位認定及び修了認定をしていることがわかる資料」		再掲 再掲
(4) 修了認定基準を学生に周知しているか。 ■ 周知している	◇周知を図る取組の内容（学生の手引きへの掲載、ウェブサイトでの明示等。）がわかる資料 資料8-1-5-(4)-01 「成績評価、単位認定、修了認定に関する基準をウェブサイトで周知していることがわかる資料」	http://www.yuge.ac.jp/student/educationrules	再掲
(5) (4)について、学生の認知状況を学校として把握しているか。 ■ 把握している	◇学生の認知状況を把握していることがわかる資料 資料8-1-5-(5)-01 「成績評価、単位認定、修了認定に関する基準についての学生の認知状況」		再掲

8-1 特記事項 この評価の視点の内容に関して、「観点」のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、記入すること。
特に専攻科課程の教育課程及び教育方法に関して、準学士課程の5-1及び5-2の内容を参考に、特記すべき個性や特色等があれば、自由に記入すること。

該当なし			

評価の視点
8-2 専攻科課程としての入学者の受入れに関する方針（アドミッション・ポリシー）に沿って適切に運用されており、適正な数の入学状況であること。

観点8-2-① 入学者の受入れに関する方針（アドミッション・ポリシー）に沿って適切な入学者選抜方法が採用されており、実際の学生の受入れが適切に実施されているか。

【留意点】
○ 合否判定基準については、提示できるものがある場合は、提示すること。自己評価書での提示が不可能な場合は、訪問調査時に提示すること。

観点の自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）
以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。
■ 満たしていると判断する

自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄	備考	再掲
(1) 入学者の受入れに関する方針（アドミッション・ポリシー）、特に入学者選抜の基本方針に沿った入学者選抜方法（学生募集の方針、選抜区分（学力選抜、推薦選抜等。）、面接内容、配点・出題方針等）となっているか。 ■ なっている	◇入学者選抜要項、面接要領、合否判定基準、入学試験実施状況等がわかる資料 資料8-2-1-(1)-01 「入学者選抜方法がわかる資料」 資料8-2-1-(1)-02 「入学者選抜の実施状況がわかる資料」	表紙裏、p.1、p.3、p.4、p.6 非公開	

観点8-2-② 入学者の受入れに関する方針（アドミッション・ポリシー）に沿った学生を受入れているかどうかを検証するための取組が行われており、その結果を入学者選抜の改善に役立てているか。

【留意点】
なし。

観点の自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）
以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。
■ 満たしていると判断する

自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄	備考	再掲
(1) 検証及び検証結果を改善に役立てる体制を整備しているか。 ■ 整備している	◇検証の体制に関する資料 資料8-2-2-(1)-01 「学生の受入れに関する検証・改善体制がわかる資料」	第2条第3号	
	◇改善に役立てる体制に関する資料 資料8-2-2-(1)-01 「学生の受入れに関する検証・改善体制がわかる資料」	第2条第3号	再掲

(2) (1)の体制の下、実際に入学した学生が、入学者の受入れに関する方針（アドミッション・ポリシー）に沿っているかどうかの検証を行っているか。 <input checked="" type="checkbox"/> 行っている	◇検証を行っていることがわかる資料		
	資料8-2-2-(2)-01 「入学者がアドミッション・ポリシーに沿っているかどうかを検証し、入学者選抜の改善に役立っていることがわかる資料」	非公開	
(3) (2)の検証の結果を入学者選抜の改善に役立っているか。 <input checked="" type="checkbox"/> 改善に役立っている			
	◆検証の結果に基づいた具体的な改善の実施状況を踏まえて、検証の結果を改善に役立っている状況について、資料を基に記述する。		
	資料8-2-2-(2)-01 「入学者がアドミッション・ポリシーに沿っているかどうかを検証し、入学者選抜の改善に役立っていることがわかる資料」	非公開	再掲
	入学試験において面接を行うことで学生の適合性を総合的に検討できるように改善した。		
観点8-2-③ 実入学数、入学定員を大幅に超過、又は大幅に不足している状況になっていないか。また、その場合には、入学者選抜方法を改善するための取組が行われるなど、入学定員と実入学数との関係の適正化が図られているか。 【留意点】 ○ (2)の体制の整備は、必ずしもこの取組のためだけの組織を整備することを求めているのではなく、既存の委員会で対応することとなっている場合には、当該委員会に関する規定の所掌において定員と実入学数との関係の把握と必要な改善のための取組が明示されていることを分析すること。			
観点の自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■） 以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。 <input checked="" type="checkbox"/> 満たしていると判断する			
自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄	備考	再掲
(1) 学生定員を専攻ごとに学則等で定めているか。 <input checked="" type="checkbox"/> 定めている	◇学則等の該当箇所		
	資料8-2-3-(1)-01 「学生定員を定めていることがわかる資料」	第43条	
(2) 専攻ごとの入学定員と実入学数との関係を把握し、改善を図るための体制を整備しているか。 <input checked="" type="checkbox"/> 整備している	◇体制の整備に係る規程等がわかる資料		
	資料8-2-2-(1)-01 「学生の受入れに関する検証・改善体制がわかる資料」	第2条第3号	再掲
(3) 過去5年間の専攻ごとの入学定員に対する実入学数が適正であるか。 <input checked="" type="checkbox"/> 超過又は不足がある	◇【別紙様式】平均入学定員充足率計算表		

<p>(4) 過去5年間で、実入学者数が、入学定員を大幅に超過、又は大幅に不足している状況にあった場合は、改善の取組を行っているか。</p>	<p>◆大幅に超過、又は大幅に不足している状況にあった場合には、該当する専攻について、実入学者数の改善に資する取組や教育環境等の改善により教育等に支障が生じないように取った対応等、実際に行った事例がわかる資料を基に記述する。</p>		
<p>■ 行っている</p>	<p>資料8-2-3-(4)-01 「入学定員充足率を改善するための取組に関する資料」</p>		
	<p>資料8-2-3-(4)-02 「特例適用専攻科学修総まとめ科目指導教員一覧」</p>		
	<p>海上輸送システム工学専攻では、定員を充足していない状態が続いているが、本校の海事産業への就職率は極めて高く、進学率を引き上げる要因となっている。そのため、学生への多様な進路のあり方についての情報提供を積極的に進めている。</p> <p>生産システム工学専攻については、学科のバランスがあるものの一定の進学者を確保しており、専攻科の意義が浸透しているとみられる。今後も継続して周知徹底、大学との差別化を図る予定である。</p> <p>また、両専攻科とも指導教員・指導テーマの選択肢を増やすため、特例適用専攻科の学修総まとめ科目の指導教員を随時追加し、教育環境等の改善を図っている。</p>		
<p>8-2 特記事項 この評価の視点の内容に関して、「観点」のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、記入すること。</p>			
<p>該当なし</p>			

評価の視点				
8-3 修了の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）に照らして、学習・教育・研究の成果が認められること。				
観点8-3-① 成績評価・修了認定の結果から判断して、修了の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）に沿った学習・教育・研究の成果が認められるか。				
【留意点】				
○ 学生の成績（修了時のGPA値等。）や修業年限修了率、単位修得率（登録授業単位数に対する修得単位数の率。）等、成果を総合的に分析すること。				
観点の自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）				
以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。				
■ 満たしていると判断する				
自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄	備考	再掲	
(1) 学生が修了時に身に付ける学力、資質・能力について、成績評価・修了認定の結果から学習・教育・研究の成果を把握・評価するための体制を整備しているか。 ■ 整備している	◇体制の整備状況がわかる資料			
	資料8-3-1-(1)-01 「成績評価・修了認定の結果から学習・教育・研究の成果を把握・評価するための体制がわかる資料」	第2条第4号、第5号		
(2) 学生が修了時に身に付ける学力、資質・能力について、成績評価・修了認定の結果から学習・教育・研究の成果を把握・評価しているか。 ■ 把握・評価している	◇成績評価・修了認定等に関するデータ・資料			
	資料8-1-5-(2)-01 「専攻科委員会で単位認定及び修了認定について審議していることがわかる資料」		再掲	
	資料8-1-5-(2)-02 「教員会議で単位認定及び修了認定をしていることがわかる資料」		再掲	
(3) (2)の結果から学習・教育・研究の成果が認められるか。 ■ 認められる	◇把握・評価の実施状況がわかる資料			
	資料8-1-5-(2)-01 「専攻科委員会で単位認定及び修了認定について審議していることがわかる資料」		再掲	
	資料8-1-5-(2)-02 「教員会議で単位認定及び修了認定をしていることがわかる資料」		再掲	
	◆左記(2)及び上記の資料を踏まえて、学習・教育・研究の成果が認められることについて、資料を基に記述する。			
	資料8-3-1-(3)-01 「専攻科の成業率の推移がわかる資料」			
	成業率の推移をみると（資料8-3-1-(3)-01）、100%を超える数値が散見されるが、これは前年度などに留学などの理由で卒業が伸びた学生を含めているためである。留学などで1～2年遅れて修了する学生もいるものの、ここ数年間は高い成業率を保っており、本校の教育が安定して成果を挙げていることがわかる。			

観点8-3-② 達成状況に関する学生・修了生・進路先関係者等からの意見の聴取の結果から判断して、修了の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）に沿った学習・教育・研究の成果が認められるか。			
<p>【留意点】</p> <p>○ (1)の体制の整備が、観点8-3-①と同じ体制で実施されている場合には観点8-3-①と同じ資料となる。</p> <p>○ (2)(3)(4)は、観点1-1-③で分析している種々の評価結果の一部と同一のものであるため、内容の整合性に留意して分析すること。</p>			
<p>観点の自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）</p> <p>以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。</p> <p>■ 満たしていると判断する</p>			
自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄	備考	再掲
<p>(1) 学生が修了時に身に付ける学力、資質・能力について、学生・修了生・進路先関係者等からの意見聴取の結果に基づいて、学習・教育・研究の成果を把握・評価するための体制を整備しているか。</p> <p>■ 整備していない</p>	◇体制の整備状況がわかる資料		
	資料8-3-2-(1)-01 「学生等からの意見聴取の結果に基づいて学習・教育・研究の成果を把握・評価するための体制に関する資料」	第2条	
<p>(2) 学生が修了時に身に付けた学力、資質・能力について、修了時の学生に対する意見聴取の結果から学習・教育・研究の成果の把握・評価を行っているか。</p> <p>■ 行っている</p>	◇意見聴取の結果に関するデータ・資料		
	資料8-3-2-(2)-01 「修了時の学生の意見聴取を実施していることがわかる資料」		
	資料8-3-2-(3)-01 「修了生の意見聴取を実施していることがわかる資料」		
	資料8-3-2-(4)-01 「進路先関係者の意見聴取を実施していることがわかる資料」		
<p>(3) 学生が修了時に身に付けた学力、資質・能力について、修了生（修了直後でない者）に対する意見聴取の結果から学習・教育・研究の成果の把握・評価を行っているか。</p> <p>■ 行っている</p>	◇把握・評価の実施状況がわかる資料		
	資料8-3-2-(5)-01 「意見聴取の結果から学習・教育・研究の成果を把握・評価していることがわかる資料」		
<p>(4) 学生が修了時に身に付けた学力、資質・能力について、進路先関係者等に対する意見聴取の結果から学習・教育・研究の成果の把握・評価を行っているか。</p> <p>■ 行っている</p>			
<p>(5) (2)～(4)の評価結果から学習・教育・研究の成果が認められるか。</p> <p>■ 認められる</p>			
	◆左記(2)及び上記の資料を踏まえて、学習・教育・研究の成果が認められることについて、資料を基に記述する。		
	専攻科委員会において、修了生や企業からのアンケートをもとに、目標としている能力が身につけていることを確認している。本科に比べ母数が少ないため、今後継続してアンケートを実施し、より確度の高い評価を行っていく。		

<p>観点8-3-③ 就職や進学といった修了後の進路の状況等の実績から判断して、学習・教育・研究の成果が認められるか。</p> <p>【留意点】なし。</p> <p>観点の自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）</p> <p>以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。</p> <p>■ 満たしていると判断する</p>			
自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄	備考	再掲
<p>(1) 学校として把握している最近5年間の就職率及び進学率から判断して、学習・教育・研究の成果が認められるか。</p> <p>■ 認められる</p>	◇【別紙様式】修了者進路実績表		
<p>(2) 学校として把握している就職先や進学先は、各専攻の養成しようとする人材像に適したものとなっているか。</p> <p>■ なっている</p>	◆就職率・進学率や就職先等から、養成しようとする人材像にかなった成果が得られているかどうかについて、資料を基に記述する。		
	専攻科生は、ほとんどが希望する進路先に進めており、養成しようとする人材像にかなった成果が認められる。		
<p>観点8-3-④ 修了生の学位取得状況から判断して、学習・教育・研究の成果が認められるか。</p> <p>【留意点】</p> <p>○ 学位の取得を目的としていない専攻科については、「□学位の取得を目的としていないので、該当しない」の欄をチェックすること。</p>			
<p>観点の自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）</p> <p>以下の自己点検・評価結果を踏まえ、当該観点の内容を満たしているか。</p> <p>■ 満たしていると判断する</p>			
自己点検・評価結果欄（該当する□欄をチェック■）	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄	備考	再掲
<p>(1) 過去5年間の修了生の学位取得の状況から、学習等の成果が認められるか。</p> <p>■ 認められる</p>	◇学位取得状況がわかる資料		
	資料8-3-4-(1)-01 「学位取得状況」		
<p>8-3 特記事項 この評価の視点の内容に関して、「観点」のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、記入すること。</p>			
<p>該当なし</p>			

基準 8

優れた点			
該当なし			
改善を要する点			
該当なし			